大磯町高齢者福祉計画
第十期大磯町介護保険事業計画
大磯町認知症施策推進計画

【2027（令和９）年度～2029（令和 11）年度】

＜素　案＞

2027（令和９）年３月

大磯町

はじめに

目　　次

第１章　計画策定にあたって 3
1　計画策定の背景 3
（１）日本の現状 3
（２）直近の高齢福祉に関する法制度の改正 3
2　計画の位置づけ 4
（１）法的な位置づけ 4
（２）ほかの計画との関係 4
3　第十期計画策定における新たな視点と取り組み 5
（１）大磯町認知症施策推進計画の策定 5
（２）重層的支援体制に向けた連携強化 5
（３）介護人材確保とハラスメント対策 5
4　計画の期間 6
5　計画策定に向けた取り組み 6

第２章　計画の基本的な考え方 9
1　第九期計画の振り返りと地域課題 9
（１）第九期計画の振り返り 9
基本目標１　高齢者がいつまでも元気で暮らせるまち 9
基本目標２　高齢者が安心して暮らせるまち 9
基本目標３　地域のみんなで支え合うまち 9
基本目標４　適切な介護保険運営とサービスの質の向上 9
（２）大磯町の地域課題 10
2　第十期計画策定における方向性 11
（１）基本理念 11
（２）基本方針 11
3　基本方針の実現に向けて 12
（１）地域包括ケアシステムの深化 12
（２）地域共生社会の実現 13
（３）４つの「助」による支え合い 14
4　施策の展開（体系図） 15
5　基本目標 16
（１）５つの目標と施策の展開 16
（２）ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とのつながり 18
6　日常生活圏域の設定 19

第３章　基本目標と施策の展開 23
1　地域のみんなで支え合うまち 23
（１）地域包括支援センター機能の強化 23
（２）在宅医療・介護連携の推進 25
（３）日常生活支援体制の充実 26
（４）地域のつながりに関する支援 27

（５）ケアラー支援の充実 28
２　高齢者がいつまでも元気で暮らせるまち 30
（１）自立支援、介護予防・重度化防止の推進 30
（２）介護予防の担い手の育成 32
（３）生きがいづくりの促進 33
（４）社会参加への支援 34
３　高齢者が安心して暮らせるまち 35
（１）住まいや環境の安定的確保 35
（２）権利擁護の推進 36
（３）重層的支援体制に向けた連携強化 37
（４）災害・感染症対策等に係る体制整備 38
４　介護保険制度の持続可能で安定的な運営 40
（１）介護給付適正化のための取り組み 40
（２）介護人材確保とハラスメント対策 42
（３）経済的負担の軽減 43

第４章　大磯町認知症施策推進計画 47
１　計画策定の背景 47
２　計画の位置づけ 48
３　計画策定と計画の期間 48
４　大磯町の認知症に関する状況 48
５　施策の方向性 49
６　施策の展開（体系図） 50
７　基本目標と施策の展開 51
【基本目標１】認知症や認知症の人への理解が深まり、ともに暮らせるまち 51
【基本目標２】地域と支援につながり、みんなで支え合えるまち 52
【基本目標３】認知症になっても希望をもって、安心して暮らし続けられるまち 54
８　認知症に関する医療・福祉の連携体制の推進 56
（１）保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の連携 56
（２）認知症疾患医療センターとの連携 56

第５章　介護保険サービス量等の見込み 59
１　介護保険サービス量等の推移と見込み 59
（１）居宅サービス 59
（２）地域密着型サービス 63
（３）施設サービス 65
（４）介護予防・日常生活支援サービス 66
（５）その他 67
２　介護保険サービスの基盤整備 68
３　介護保険サービス給付費の推計 70
４　介護保険料の算定 72

第６章　計画の円滑な推進 79
1　計画の推進体制 79
（１）町行政内部の連携推進 79
（２）国・県・近隣市町村との連携推進 79
（３）関係団体、事業所との連携推進 79
（４）町民との連携推進 79
2　点検と評価・公表 79

資料編 83
1　町の現状と推計 83
（１）人口の推移と推計 83
（２）高齢者世帯の推移 84
（３）推定認知症高齢者の推移 84
2　介護保険事業の状況と推計 85
（１）被保険者数の推移と推計 85
（２）要介護・要支援認定者数の推移と推計 86
（３）給付費の推移 87
3　アンケート調査結果から見る現状 88
（１）調査概要 88
（２）地域生活 89
（３）健康・介護予防・医療 90
（４）日常生活・生活支援 93
（５）日常活動・社会参加・たすけあい 95
（６）要介護認定者の介護 99
（７）介護保険制度 103
（８）施策全般 105
4　大磯町高齢者福祉計画策定等委員会規則 108
5　大磯町高齢者福祉計画策定等委員会名簿 110
6　計画策定の経過 111
7　用語集 112

第１章

計画策定にあたって

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景

2040（令和22）年には，介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれています。地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることなども踏まえ、地域の状況に応じた、きめ細かな対応が求められています。

介護サービスの提供体制を確保するための方策や目指すべき方向性について、2040（令和22）年に向けて地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護の一層の連携を図るための具体的な取り組みや目標を定めることで、高齢者が安全に安心していつまでも住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを目指して、2027（令和９）年度を初年度とする「大磯町高齢者福祉計画・第十期大磯町介護保険事業計画」及び「大磯町認知症施策推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

（１）日本の現状

日本の人口は減少局面を迎えており、全国の総人口（総務省統計局の人口推計）は、2026（令和８）年９月１日現在約●●●万人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は●●●人、高齢化率は●●%と、高齢者が４人に１人を上回る人口構成となっています。

また、2040（令和22）年の全国の総人口（国立社会保障・人口問題研究所）は約１億1,284万人で、高齢者人口は約3,929万人、高齢化率は34.8%にまで上昇すると推計されています。

介護保険を取り巻く状況からみると、65歳以上の高齢者数は2043（令和25）年にピークを迎え、75歳以上高齢者の全人口を占める割合も増加傾向をたどる見込みであることから、一人あたりの介護給付費とそれに伴う制度維持のための負担の増加も続くことが予測されます。

一方、2040（令和22）年の15歳から64歳の生産年齢人口推計は約6,213万人ですが、2050（令和32）年には約5,540万人と、急減な減少が見込まれています。

（２）直近の高齢福祉に関する法制度の改正

	内　容
介護保険法の改正	2026（令和８）年６月に介護報酬改定、８月に基準費用額（食費）及び補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）が改正されました。
社会福祉法等の改正	質の高い福祉サービス確保と多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制の強化を趣旨として、①地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充、②福祉人材の安定的な確保および定着支援、③支援基盤の強化等のための改正が行われました。 2026（令和８）年６月に公布され、2027（令和９）年４月１日から順次施行されます。

2　計画の位置づけ

（1）法的な位置づけ

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の８の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定することが義務付けられた、高齢者に関する福祉施策や介護保険制度の総合的な計画です。また、「認知症施策推進計画」は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく「市町村認知症施策推進計画」として、市町村が策定するよう努めることとされた計画です。

これら３つの計画が相互に連携し、それぞれの施策を総合的に推進することで、高齢者福祉の充実と介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、認知症の人を含むすべての高齢者が、住み慣れた地域で尊厳と希望をもって暮らし続けられるまちの実現を目指します。

本計画は、「大磯町第五次総合計画後期基本計画」を町政の最上位計画とし、「大磯町地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画と位置づけるとともに、高齢者福祉施策に関連する分野の個別計画として、町の様々な計画と調和を図ります。また、神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」及び「神奈川県保健医療計画」との整合を図ります。

（2）ほかの計画との関係

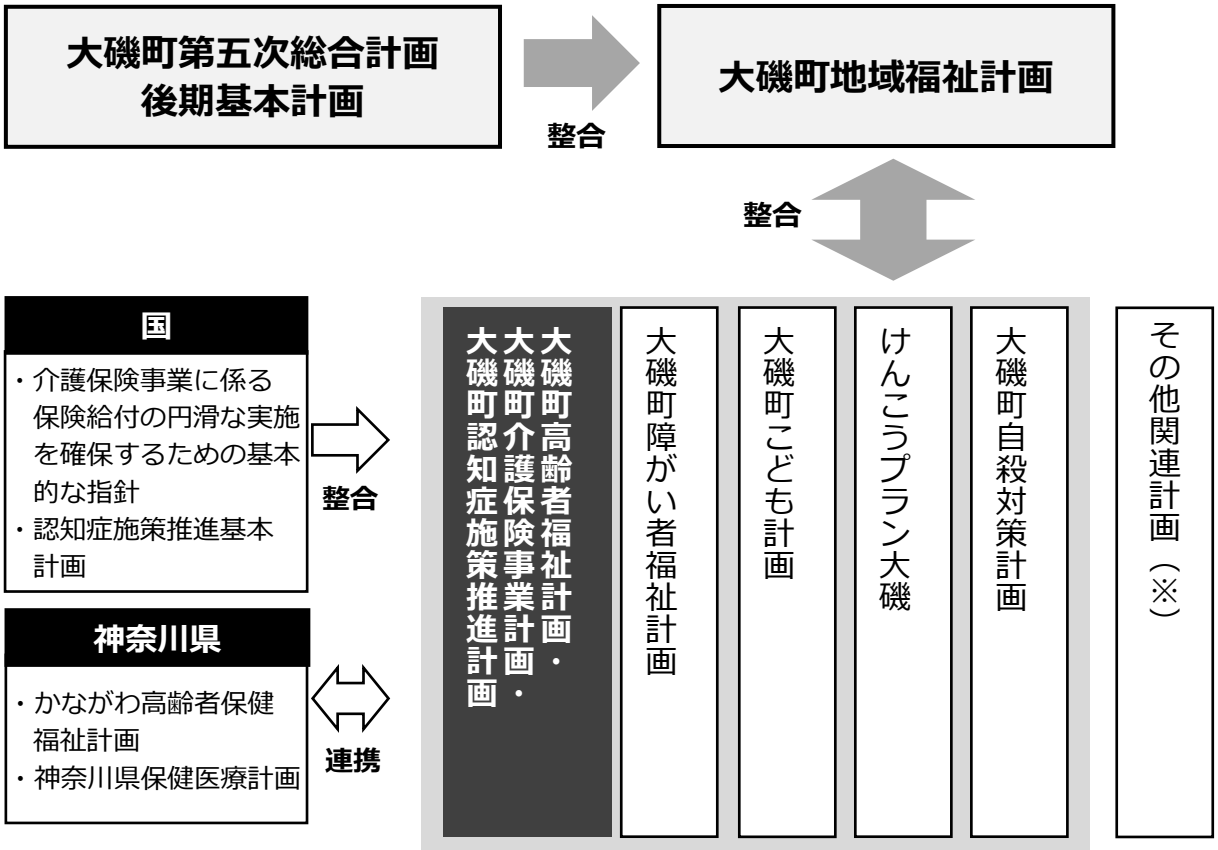

※その他関連計画

- 大磯町生涯学習推進計画
- 大磯町国民健康保険特定健康診査等実施計画
- 大磯町国民健康保険データヘルス計画
- 大磯町地域防災計画
- 大磯町地域公共交通計画
- 大磯町交通安全計画
- 大磯町バリアフリー基本構想

3　第十期計画策定における新たな視点と取り組み

○第十期計画において充実させる取り組み

（1）大磯町認知症施策推進計画の策定

2024（令和6）年1月1日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。認知症基本法では、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的に、認知症の人やその家族の意向を十分に尊重しながら、共生社会の実現に向けて認知症施策を国・地方が一体となって講じていくことが掲げられています。認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等の思いとともに施策を推進していくため、**「大磯町認知症施策推進計画」**を一体的に策定することとしました（「第４章」参照）。

（2）重層的支援体制に向けた連携強化

2020（令和2）年6月に社会福祉法が改正され、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業の創設は、これまでの福祉制度・政策と、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景としています。

「大磯町地域福祉計画」のもと、重層的な地域福祉ネットワークの連携強化に努めます。

（3）介護人材確保とハラスメント対策

介護の担い手となる世代の人口が減少する中、将来にわたり必要な介護サービスを安心して受けられる体制を整備することが重要な課題となっています。人材の確保・定着に加え、現場の業務負担軽減と安全性の確保の取り組みを進め、関係者が情報を共有し、協働して解決に取り組む仕組みづくりを推進します。

また、介護職員が安心して働くことができる環境を整え、利用者・家族等に適切なサービス提供に向けた相互理解を促すため、介護現場におけるハラスメントの未然防止や早期対応ができる環境づくりに努めます。

4　計画の期間

本計画は、３年を１期として定めます。

したがって、大磯町高齢者福祉計画・第十期大磯町介護保険事業計画及び大磯町認知症施策推進計画の計画期間は、2027（令和９）年度から2029（令和11）年度までの３年間となります。

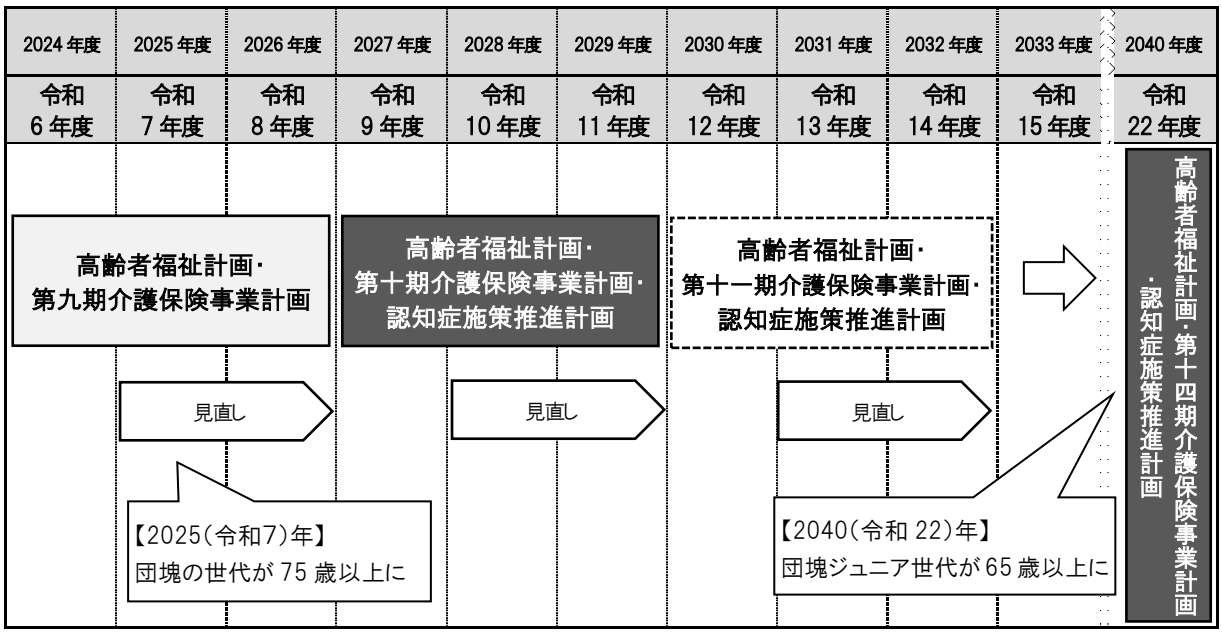

5　計画策定に向けた取り組み

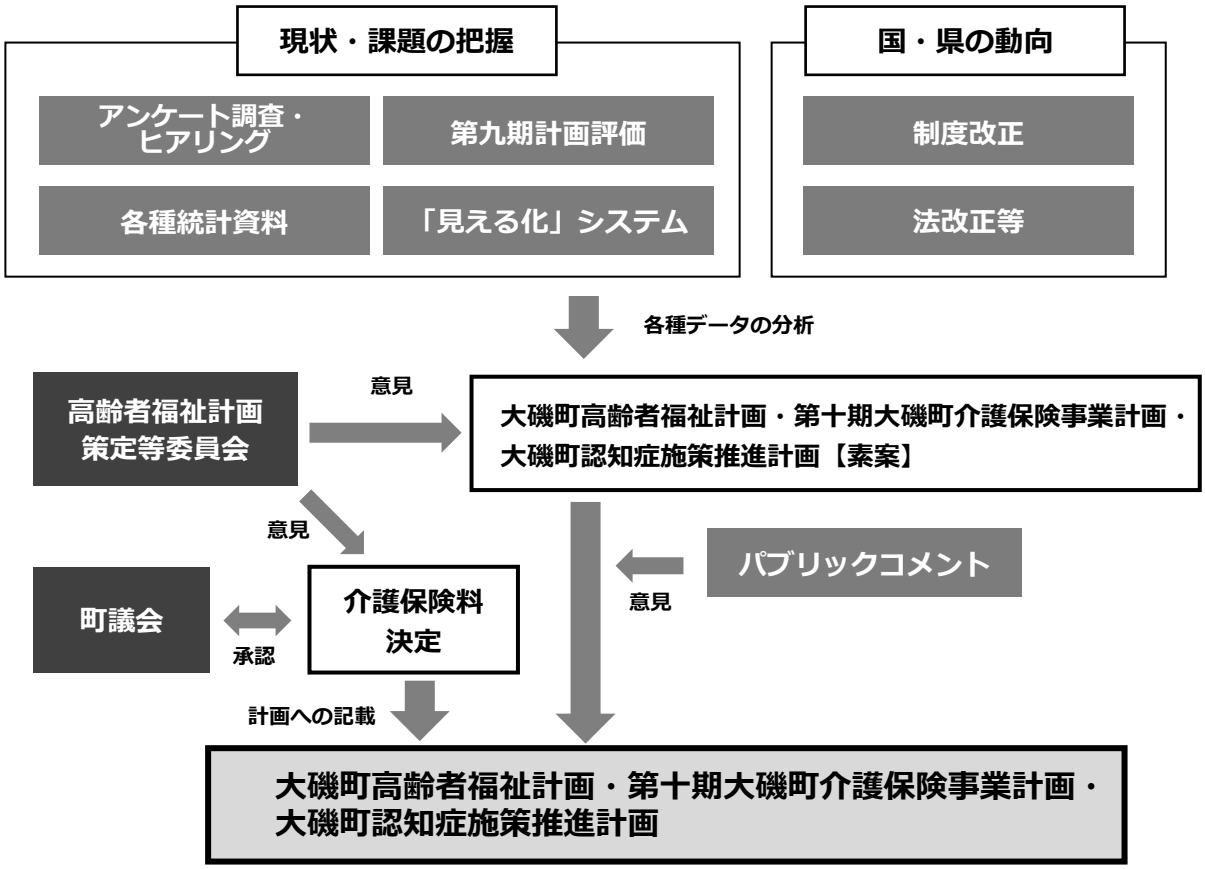

第２章

計画の基本的な考え方

第２章　計画の基本的な考え方

１　第九期計画の振り返りと地域課題

（１）第九期計画の振り返り

基本目標１　高齢者がいつまでも元気で暮らせるまち

就労の場や地域の通いの場づくりの推進をするとともに、健康づくりの施策と連携し健康寿命の延伸に向けた取り組みを図りました。また、就労、生涯学習、スポーツ活動、ボランティアなどの地域活動を含めた幅広い社会参加の情報発信に努めました。

基本目標２　高齢者が安心して暮らせるまち

災害、防犯、交通安全、救急、感染症対策等の体制整備を、関係各課・機関と連携して推進に努めました。また、権利擁護の取り組みの周知を図るとともに、高齢者を支える家族等への家族介護支援を実施しました。

基本目標３　地域のみんなで支え合うまち

住民の生活課題に対応できるよう、重層的な支援体制の整備として相談窓口の周知を図りました。また、認知症に対する正しい知識や理解のための普及啓発に取り組んだほか、在宅医療・介護連携を推進するため、中郡医師会への事業委託を継続して実施しました。

基本目標４　適切な介護保険運営とサービスの質の向上

介護保険サービスの基盤整備として地域密着型介護保険施設の整備を進め、介護給付適正化の取り組みではケアプランの点検等を行ったほか、制度の普及啓発に努めました。また、不足する介護人材の確保と定着化の取り組みを図るため、補助金制度を制定しました。

■アンケート調査（2022（令和４）年度調査と 2025（令和７）年度調査の比較）

・一般高齢者等（一般高齢者、要支援認定者、事業対象者）、壮年層（55～64 歳）、在宅要介護認定者（要介護 1～5）に対する調査において、①～③の問いに対し、「そう思う」、「ややそう思う」と答えた人の割合は 2022（令和４）年度調査と比較して上昇しています。

単位：%

		① 高齢者がいつまでも元気で暮らせるまちと思うか	② 高齢者が安心して暮らせるまちと思うか	③ 地域のみんなで支え合うまちと思うか
一般高齢者等	**2025（令和７）年度**	**57.1**	**55.7**	**43.4**
	2022（令和４）年度	50.4	49.0	36.2
壮年層	**2025（令和７）年度**	**60.0**	**58.4**	**45.8**
	2022（令和４）年度	39.8	39.9	30.5
在宅要介護認定者	**2025（令和７）年度**	**61.3**	**64.4**	**49.7**
	2022（令和４）年度	54.4	53.2	45.0

（2）大磯町の地域課題

「地域ケア会議」から見えてきた地域課題

“頼れる身寄り”がいないことによる困りごとの増加

地域包括支援センターや医療・介護関係者、行政職員などが、高齢者への支援や地域課題について話し合う**「地域ケア会議」**において、身近に**「頼れる身寄り」**がいない高齢者が、必要な支援につながりにくいという課題が見えてきました。

「身寄り」とは、家族・親族のことだけではありません。地域の顔見知り、友人、民生委員、地域包括支援センター、行政の窓口など、広域的な人と人とのつながりの意味を持っています。

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している中、日常生活の支援や介護が必要になったときに、金銭管理、各種申請・届出、通院や入院の手続きなどに困難を抱えるケースが増えています。元気なうちから将来に備えるとともに、相談できる窓口の確認だけではなく、地域や頼れる人とのつながりを築いておく必要があります。

地域課題に向き合うために必要なこと

「地域で育む、頼れるつながり」の醸成

本計画は、高齢者のみを対象とするものではありません。若年層や壮年層においても、自分自身や家族の将来の高齢期を見据え、生活上の備えや地域とのつながり、公的な成年後見制度等について、早い段階から理解を深めていくことが重要です。

「地域共生社会の実現」に向けては、高齢者同士に限らず、世代を超えて誰もが互いに支え・支えられる関係を築いていくことが求められます。若年層や壮年層を含むすべての住民が、地域の一員としてつながりを育み、将来にわたって互いに頼り合える地域づくりに参画できるよう支援を行います。

【基本方針を新設】
「地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現」

- **「地域包括ケアシステムの深化」**
  高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化を図ります。
- **「地域共生社会の実現」**
  早い段階から将来に備え、地域で頼れるつながりを育み、誰もが互いに支え合うことのできる「地域共生社会の実現」を目指します。

2　第十期計画策定における方向性

（1）基本理念

住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

生活のあらゆる場面で「人間性の尊重」を実感できるよう、大磯町の恵まれた自然環境の中で、高齢者が元気で持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、安全に安心していつまでも住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを目指します。

第三期計画から、基本理念を「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」とし、その実現のために、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

本計画では、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える2040（令和22）年を見据えるため、「地域包括ケアシステムの深化」と「地域共生社会の実現」を目指して計画を策定します。

（2）基本方針

地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現

『地域で育む、頼れるつながり』

住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供を図る「地域包括ケアシステムの深化」を推進し、包括的な支援体制と地域における人と資源の循環を図る「地域共生社会の実現」に取り組むまちづくりを目指します。

高齢者が住み慣れた町で安心して暮らし続けるためには、医療・介護・福祉などの支援体制に加え、日常生活の中で頼れる人や支え合える関係が地域にあることが重要です。幅広い世代の交流や地域活動への参加、関係機関との連携を通じて、誰もが地域の中で頼れるつながりを育み、安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

3　基本方針の実現に向けて

（1）地域包括ケアシステムの深化

「地域包括ケアシステム」とは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることで、高齢者が住み慣れた自宅や地域で自立し、尊厳のある暮らしを可能な限り継続できることを目指したものです。

第九期計画では、医療・介護の連携を強化するとともに、介護予防・健康づくりの場となる地域の通いの場の推進や、介護保険サービスの基盤整備として認知症対応型共同生活介護事業所の整備を進めてきました。地域包括ケアシステムの深化に向けては、誰もが将来の高齢期を見据え、健康・生活・住まい・社会参加などについて早い段階から備えていくことが重要です。

地域包括ケアシステムは高齢者だけのために構築するものではなく、地域で暮らす誰もが、年齢や立場に関わらず、支える側にも支えられる側にもなり得るという視点が大切です。今後は、第九期計画で進めてきた取り組みをさらに強化するとともに、若年・壮年層も含め、幅広い世代が地域の支え合いについて考え、参加する機会を広げていきます。世代を超えて互いに頼り支え合える、**「地域で育む、頼れるつながり」**を醸成し、誰もが安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムのさらなる深化を図っていきます。

■地域包括ケアシステムのイメージ（図）

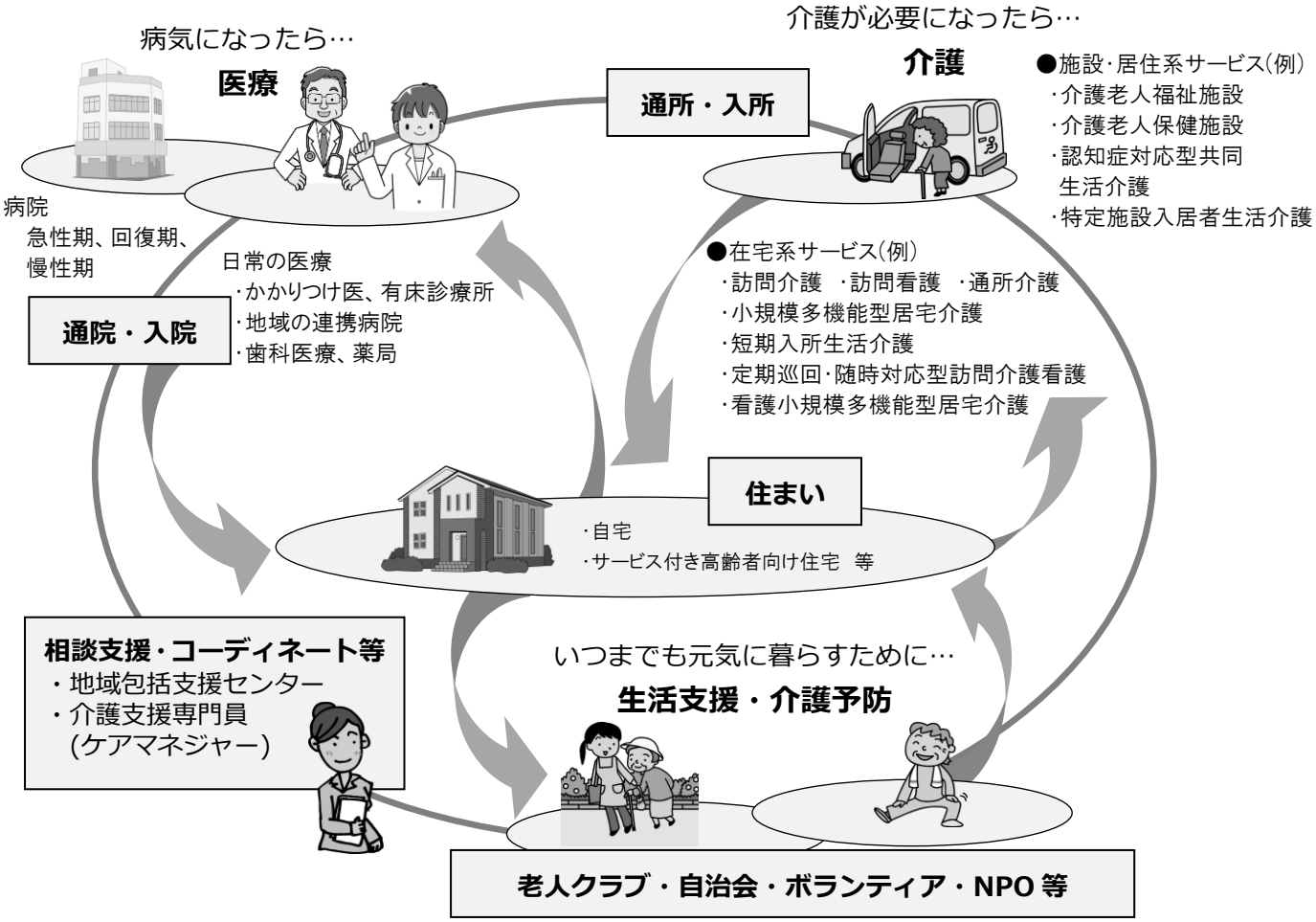

※出典：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方」を基に加工・編集して作成

（2）地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が 「我が事」として、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源がつながり支え合う社会を作っていくことが、地域共生社会において重要となります。

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合うことで、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。

また、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきており、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

町民が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、「地域共生社会の実現」を目指します。

■地域共生社会のイメージ（図）

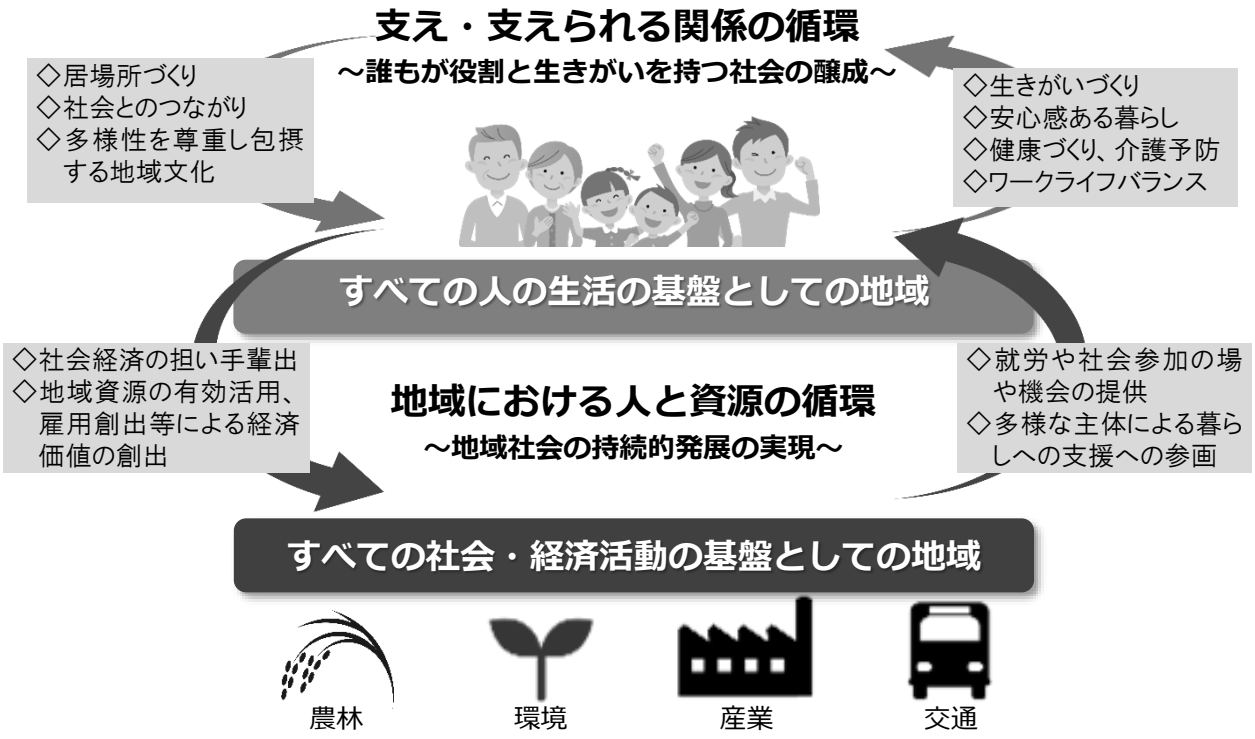

※出典：厚生労働省ホームページ掲載資料を基に加工・編集して作成

（3）4つの「助」による支え合い

4 つの助とは、**「自助・互助・共助・公助」**のことを指し、地域包括ケアシステムを効果的に機能させるための大切な考え方です。

住み慣れた地域で暮らすため、自らの健康を管理し自発的に自身の生活課題を解決する「自助」を基盤としながら、家族や周囲のサポートなどによる「互助」で地域を支えていくことが重要です。

また、互助による支援では対応できない場合には、医療・介護保険などの社会保障制度である「共助」や、必要な生活保障を行う行政による支援である「公助」が協働していくことで、高齢者が自分らしく生きられる地域社会を目指します。

■自助、互助、共助、公助のイメージ（図）

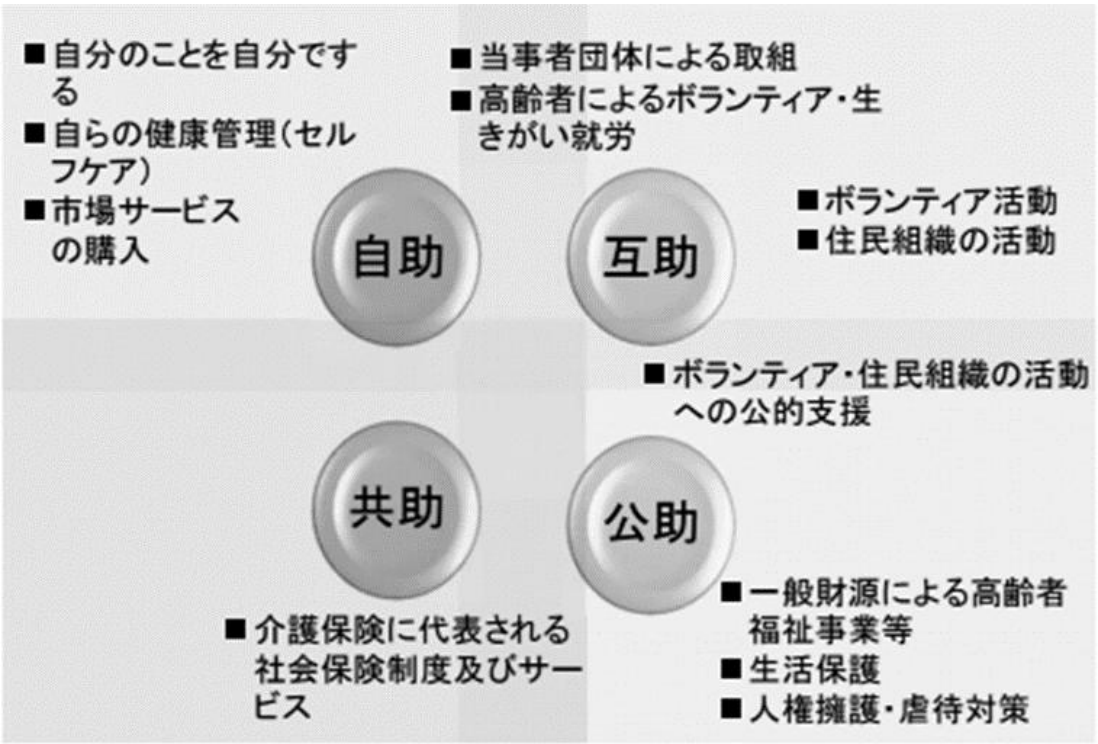

※出典：厚生労働省「平成 25 年３月　地域包括ケア研究会報告書」

4　施策の展開（体系図）

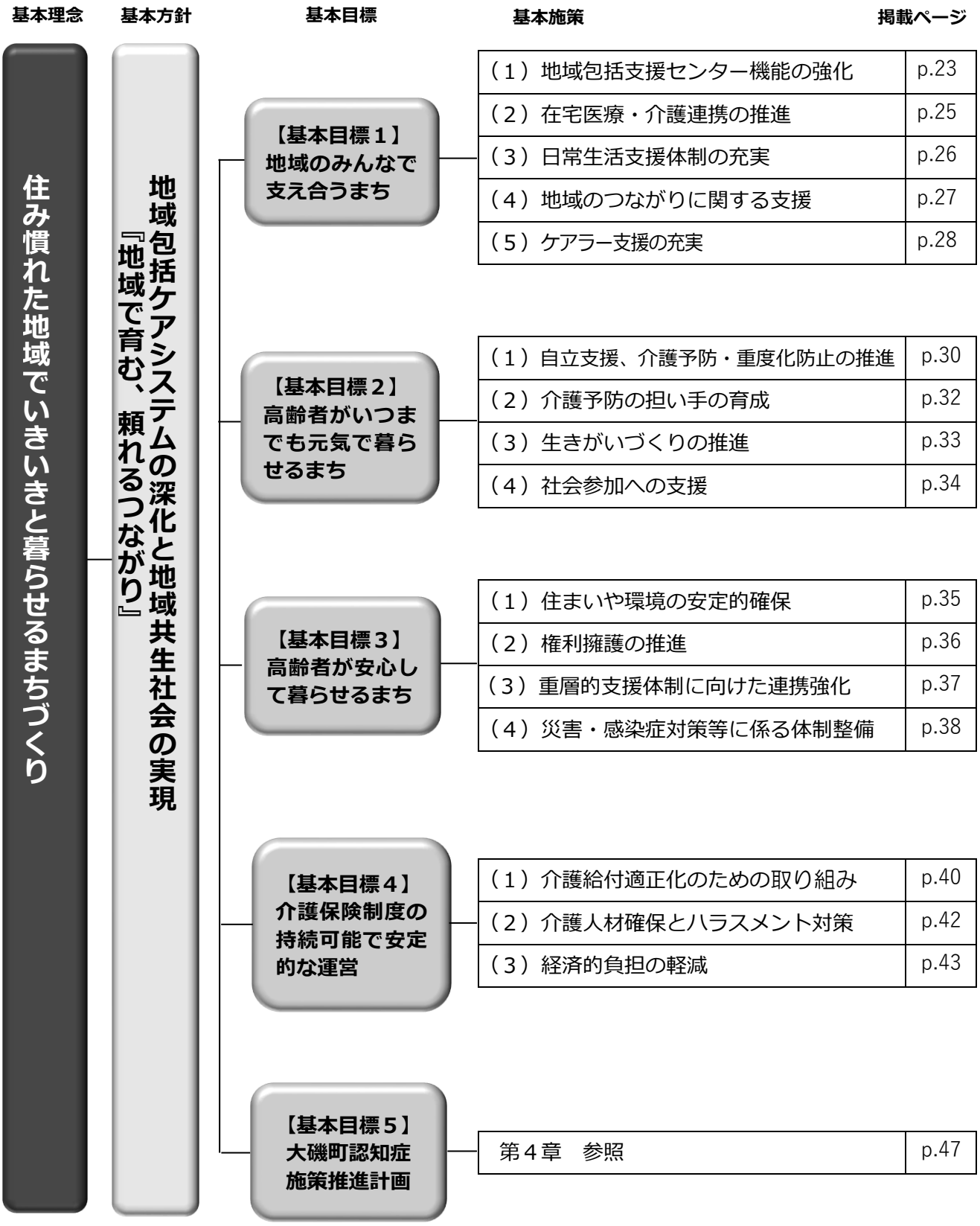
基本理念
基本方針
基本目標
基本施策
掲載ページ
住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり
地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現
『地域で育む、頼れるつながり』
【基本目標１】
地域のみんなで
支え合うまち
（１）地域包括支援センター機能の強化
p.23
（２）在宅医療・介護連携の推進
p.25
（３）日常生活支援体制の充実
p.26
（４）地域のつながりに関する支援
p.27
（５）ケアラー支援の充実
p.28
【基本目標２】
高齢者がいつまでも元気で暮らせるまち
（１）自立支援、介護予防・重度化防止の推進
p.30
（２）介護予防の担い手の育成
p.32
（３）生きがいづくりの推進
p.33
（４）社会参加への支援
p.34
【基本目標３】
高齢者が安心して暮らせるまち
（１）住まいや環境の安定的確保
p.35
（２）権利擁護の推進
p.36
（３）重層的支援体制に向けた連携強化
p.37
（４）災害・感染症対策等に係る体制整備
p.38
【基本目標４】
介護保険制度の持続可能で安定的な運営
（１）介護給付適正化のための取り組み
p.40
（２）介護人材確保とハラスメント対策
p.42
（３）経済的負担の軽減
p.43
【基本目標５】
大磯町認知症施策推進計画
第４章　参照
p.47

5　基本目標

（1）5つの目標と施策の展開

☆：第十期計画で取り組みを充実させる基本施策

基本目標 1　地域のみんなで支え合うまち

住み慣れた地域での暮らしを望む高齢者にとって、基本方針である「地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現」のために、高齢者福祉サービスや介護サービスなどの公的サービスに加え、地域での支え合いが重要になります。

支援の必要な人に介護保険等の様々なサービスを提供するとともに、お互いに助け合う体制づくりを進めることで、地域共生社会の実現に努め、「地域のみんなで支え合うまち」を目指します。

【基本施策】

（1）地域包括支援センター機能の強化
（2）在宅医療・介護連携の推進
（3）日常生活支援体制の充実
（4）地域のつながりに関する支援
（5）ケアラー支援の充実

基本目標 2　高齢者がいつまでも元気で暮らせるまち

高齢者の豊かな経験や知識を活かして社会の担い手として参画し、活躍することができる環境づくりや、高齢者自らが生活を支え維持していけるよう、自立支援や介護予防を推進し、健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めます。

また、就労、生涯学習、スポーツ活動、世代間交流、ボランティアなどの地域活動を含めた幅広い社会参加と交流の活性化を促進し、「高齢者がいつまでも元気で暮らせるまち」を目指します。

【基本施策】

（1）自立支援、介護予防・重度化防止の推進
（2）介護予防の担い手の育成
（3）生きがいづくりの推進
（4）社会参加への支援

基本目標３　高齢者が安心して暮らせるまち

災害、防犯、交通安全、救急、感染症対策などの体制整備を図るとともに、道路や公共施設等のバリアフリー化の取り組みを関係機関と連携して進めます。

また、高齢者一人ひとりを尊重し、高齢者の尊厳を保つため、権利や財産を守る仕組みづくりや虐待防止対策を推進するとともに、相談支援体制の連携強化を図り、「高齢者が安心して暮らせるまち」を目指します。

【基本施策】

（１）住まいや環境の安定的確保
（２）権利擁護の推進
☆（３）重層的支援体制に向けた連携強化
（４）災害・感染症対策等に係る体制整備

基本目標４　介護保険制度の持続可能で安定的な運営

介護が必要になったときに高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じた必要な介護サービスを提供するため、既存の介護資源等を有効活用しながらサービスの確保に努め、将来の需要に備えた準備と対応を行い、「介護保険制度の持続可能で安定的な運営」を目指します。

【基本施策】

（１）介護給付適正化のための取り組み
☆（２）介護人材確保とハラスメント対策
（３）経済的負担の軽減

基本目標５　大磯町認知症施策推進計画（第４章）

誰もがなり得る認知症について、一人ひとりが「自分ごと」として認識し、認知症の正しい理解を深めるとともに、認知症本人と家族等の参画を得ながら、当事者の視点に立った総合的な認知症施策を展開するため、「大磯町認知症施策推進計画」を一体的に策定します。

（２）ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とのつながり

ＳＤＧｓ：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）とは、2015（平成27）年９月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における、2030（令和 12）年までの国際社会共通の目標です。

ＳＤＧｓは、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成され「誰一人取り残さない」ために、経済・社会・環境などの広範な課題に、同時解決的に取り組むことを目指しています。

本計画では、ＳＤＧｓのゴールの１「貧困をなくそう」、３「すべての人に健康と福祉を」、８「働きがいも経済成長も」、11「住み続けられるまちづくりを」と連動し、基本理念である「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」の実現と、基本方針である「地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現」を目指します。

■SDGs:17 の持続可能な開発目標



連動

大磯町高齢者福祉計画・ 第十期大磯町介護保険事業計画	大磯町認知症施策推進計画
基本理念 住み慣れた地域でいきいきと 暮らせるまちづくり ５つの基本目標 １ 地域のみんなで支え合うまち ２ 高齢者がいつまでも元気で暮らせるまち ３ 高齢者が安心して暮らせるまち ４ 介護保険制度の持続可能で安定的な運営 ５ 大磯町認知症施策推進計画	施策の方向性 認知症の人を含め、誰もが希望を もって暮らせるまちづくり ３つの基本目標 １ 認知症や認知症の人への理解が 深まり、ともに暮らせるまち ２ 地域と支援につながり、みんなで 支え合えるまち ３ 認知症になっても希望をもって、 安心して暮らし続けられるまち

6　日常生活圏域の設定

介護保険法による「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活をおくることができるよう、人口規模や地理的条件、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などの条件を総合的に勘案して設定しています。

本計画においても、人口規模・交通事情・介護基盤整備状況などを総合的に勘案し、町全体を「１圏域」として設定します。

１圏域の中では、高齢者の地域拠点として、２か所の地域包括支援センターが中心となって、総合相談業務、権利擁護業務、介護予防事業など、幅広い内容でより身近できめ細やかな支援を行います。

■ 東部地域包括センター

＜対象地域＞

高麗、東町、大磯、東小磯、
西小磯

＜場所＞

大磯町立福祉センターさざれ石
２階（大磯町大磯 1352―1）

☎0463－61－9966

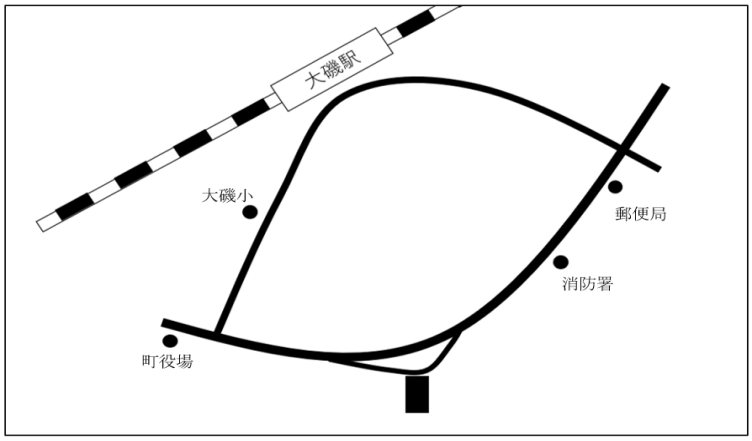

■ 西部地域包括センター

＜対象地域＞

国府本郷、国府新宿、月京、
生沢、寺坂、虫窪、黒岩、
西久保、石神台

＜場所＞

横溝千鶴子記念障害福祉センター
２階（大磯町国府本郷 1196）

☎0463－71－5595

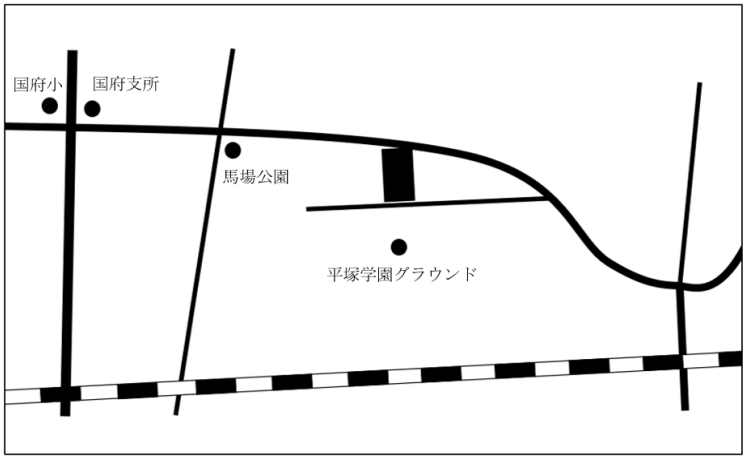

第３章

基本目標と施策の展開

第３章　基本目標と施策の展開

１　地域のみんなで支え合うまち

世代や立場を超えた住民同士が互いに協力し、誰もが住み慣れた場所で安心して自分らしく暮らせる社会（地域共生社会）を指します。

2024（令和６）年1月1日には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、すべての人が互いに個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指しています。高齢者が住み慣れた地域での暮らしを継続するために、福祉サービスや介護サービスなどの公的サービスと合わせて地域福祉活動を推進し、すべての高齢者が尊厳と希望をもって暮らすことができる、「地域のみんなで支え合うまち」を目指します。

【基本施策】

（１）地域包括支援センター機能の強化
（２）在宅医療・介護連携の推進
（３）日常生活支援体制の充実
（４）地域のつながりに関する支援
（５）ケアラー支援の充実

（１）地域包括支援センター機能の強化

施策の展開

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です（介護保険法第115条の46第１項）。

そのため、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、複雑化する支援ニーズの把握や現状の課題を勘案しながら、複合的な機能強化を図っていくことが重要です。

地域包括支援センターの事業運営については、ＰＤＣＡサイクルを活用した運営体制の整備・質の向上に取り組むとともに、個別ヒアリングによる事業評価を実施する中で、課題の把握・共有、業務改善・効率化を促進していくことで、適切な機能強化を支援します。

また、町と地域包括支援センターとの定例的な意見交換を継続し、地域課題に関する情報共有や個別ケースへの対応等を密に行っていきます。

№1	事業名	地域包括支援センターの周知	福祉課
事業内容	高齢者に関する介護、医療、福祉、健康などの様々な相談のほか、虐待などの権利擁護に関する内容についての相談に応じています。		
現状と課題	相談しやすい環境づくりを検討し、住民にとって身近な相談機関としての役割を果たせるように広報、周知を行う必要があります。		
今後の取組	身近な相談ができる場所として、地域住民や関係者に周知します。また、介護が必要になってから相談するのではなく、自分や家族の生活・健康に不安を感じた段階から相談できる窓口であることを、情報媒体も工夫しながら発信していきます。 （例：広報、町 HP、イベント会場でのチラシ配布、SNS 発信など）		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
総合相談（件）	2,715	2,443	集計中	集計中	集計中	集計中

№2	事業名	地域ケア会議・地域ケア推進会議の推進	福祉課
事業内容	地域ケア会議では、多職種による個別事例の検討を通じて地域課題を抽出し、地域ケア推進会議において、町全体で取り組むべき課題を明らかにすることで、地域包括ケアシステムの構築につなげています。		
現状と課題	町との連携を密にし、広域的な連携・協力ができる地域包括ケアシステムの構築が重要です。		
今後の取組	会議を継続的に実施し、地域ケア推進会議との連携を深めます。		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
地域ケア会議（回）	10	10	集計中	集計中	集計中	集計中
地域ｹｱ推進会議（回）	2	2	集計中	集計中	集計中	集計中

№3	事業名	町と地域包括支援センターとの連携	福祉課
事業内容	月に１回、町と２つの地域包括支援センターが集まり、月間報告を基にそれぞれの進行状況や課題について意見を交換しています。		
現状と課題	町との連携を密にし、広域的な連携・協力ができる地域包括ケアシステムの構築のため、地域包括支援センターとの意思疎通が重要です。		
今後の取組	三者（町・２つの地域包括支援センター）との連携を深めます。		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
意見交換（回）	12	12	集計中	集計中	集計中	集計中

（その他の実施事業）

・地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化

（2）在宅医療・介護連携の推進

施策の展開

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、在宅医療・介護連携を推進するための体制整備を図ることが重要です。

町では、「在宅医療・介護連携推進事業」として、平成30年度からの中郡医師会に事業を委託しています。町内の在宅医療・介護連携に係る資源と課題を把握し、必要な体制の整備に努め、地域住民に対する在宅医療・介護連携に関する周知啓発に努めます。

№1	事業名	在宅医療・介護連携事業	福祉課
事業内容	療養が必要になったときに入院や通院以外にも、自宅で医療を受けられるよう、在宅医療や介護に関わる専門職の連携を深め、在宅医療・介護連携の仕組みづくりを進めます。		
現状と課題	地域住民への普及啓発、また、在宅医療多種職連携会議の開催による情報共有の継続が必要です。		
今後の取組	二宮町と連携し、課題解決に向けて様々な取り組みを進めます。 ・地域の医療・介護の資源の把握 ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ・医療・介護関係者の情報共有の支援 ・在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・医療・介護関係者の研修 ・地域住民への普及啓発		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
連携会議（回）	2	2	集計中	集計中	集計中	集計中
講演会（回）	1	1	集計中	集計中	集計中	集計中

（その他の実施事業）

・地域包括支援センターにおける在宅医療・介護連携

・出前講座による周知・啓発

（3）日常生活支援体制の充実

施策の展開

支援を必要とする一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日々の生活を支えるサービスや地域における支え合いの充実を図ります。

№1	事業名	高齢者のごみ出し支援事業	福祉課
事業内容	支援を必要とする一人暮らしの高齢者等のごみ出しを支援するとともに、安否確認を行います。		
現状と課題	対象者宅の場所によっては支援者の確保が困難なケースがあり、町内全域での支援者の確保が必要です。		
今後の取組	事業を安定的に実施するため、支援者の確保を図ります。 （例：委託先の拡大等による支援者の確保）		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
利用者（月平均人）	40	44	集計中	集計中	集計中	集計中

№2	事業名	配食見守りサービス	福祉課
事業内容	食事の確保が困難な一人暮らし高齢者や高齢者世帯にお弁当（昼食又は夕食）を配達することで、安否確認と健康で自立した生活を支援します。		
現状と課題	高齢者の増加に伴い健康状態に配慮した食事の需要が増えており、一人ひとりに応じた食事を提供できる体制の充実が求められています。		
今後の取組	高齢者の健康状態に応じた食事を提供できるよう食事内容の充実を図ります。 （例：普通食、腎臓食/透析食、カロリー調整食、ムース食など）		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
利用者（月平均人）	28	30	集計中	集計中	集計中	集計中
配食（延べ数）	4,967	5,866	集計中	集計中	集計中	集計中

№3	事業名	高齢難聴者補聴器購入費助成事業　【新規】	福祉課
事業内容	65 歳以上の高齢者を対象に、聴力の低下に起因する社会的孤立の抑制や認知症等の発症リスクの低減を目的とし、補聴器の購入費を助成するものです。		
現状と課題	ニーズの抽出及び事業内容の精査が必要です。		
今後の取組	県と連携を図りながら、他市町村の実施状況を踏まえつつ、助成事業の開始に努めます。		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
助成（人）	-	-	-	-	集計中	集計中

（その他の実施事業）

- 地域公共交通の空白対策（都市計画課）
- 家事支援・軽作業の受託（大磯町シルバー人材センター）

（4）地域のつながりに関する支援

施策の展開

高齢化に対する意識の変化やプライバシーを重視する傾向、自治会などの地域組織への関心の低下などにより、地域でのつながりが希薄になっています。

高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けるためには、身近な場所で気軽に参加できる「地域の通いの場」や、地域の身近な相談相手である民生委員による見守り活動など、地域で支え合う取り組みが重要です。

「通いの場」については、国が示す定義に基づく活動に加え、地域の身近なサロンや趣味の集まり、交流活動など、高齢者をはじめとする地域住民が気軽に集い、交流できる場も含めて捉え、その充実を図ります。

住み慣れた地域で安心した生活を継続していくために、通いの場をはじめ、多様な地域コミュニティの支援に取り組みます。

№1	事業名	地域の通いの場の推進 （大磯町一般介護予防活動支援事業補助金）	福祉課
事業内容	町内在住の介護保険第１号被保険者を中心とした誰もが参加できる介護予防活動「地域の通いの場」に対して、介護保険法に基づく一般介護予防事業として補助金を交付しています。		
現状と課題	通いの場の活動内容や運営状況は多様であり、活動を継続する上で様々な課題を抱えていることから、補助金の交付要件等が実情に適したものとなっているか随時の検証が必要です。		
今後の取組	通いの場が地域の実情や活動内容に応じて継続的に運営されるよう、補助金の交付要件等を検証し、より適切な支援のあり方を検討します。		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
助成団体（件）	9	12	集計中	集計中	集計中	集計中
参加者（延べ人）	8,307	10,265	集計中	集計中	集計中	集計中

№2	事業名	民生委員・児童委員による見守り	福祉課
事業内容	民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、地域住民への声かけや見守り、相談支援を行うとともに、必要に応じて行政や関係機関につなぐ役割を担っています。		
現状と課題	一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加に伴い、見守りを必要とする人が増えるとともに、認知症や生活上の困りごとなど、支援ニーズも多様化しています。また、民生委員・児童委員の担い手不足や高齢化により、活動を担う人材の確保と負担軽減が課題となっています。		
今後の取組	民生委員・児童委員が継続して活動できる環境を整えるとともに、地域包括支援センターや行政等の関係機関との連携を強化し、地域全体で高齢者を見守ることができる体制を充実させます。		

No.3	事業名	将来への備え・支え合いのための啓発	福祉課
事業内容	若年層や壮年層が自身の高齢期や介護を身近なこととして捉え、将来に備えることができるよう、相談窓口や地域とのつながりに関する情報発信・啓発を行います。		
現状と課題	若年層や壮年層は介護について考える時間や機会を持ちにくいことや、自分事として捉えにくい傾向があるため、情報発信の仕方を工夫する必要があります。		
今後の取組	電子媒体の活用や町民・関係団体との協働による情報発信に努めます。 （例：広報、町 HP、イベント会場でのチラシ配布、SNS 発信など）		

（その他の実施事業）

・生きがいマップの更新

・健康づくり・介護予防教室（大磯町老人クラブ連合会）

（5）ケアラー支援の充実

施策の展開

家族や身近な人などの介護や看病、日常生活の世話を担う「ケアラー」は、年齢を問わず存在しています。中には、育児と介護を同時に担う「ダブルケアラー」や、高齢の家族が高齢の家族を介護する「老老介護」、家族の世話や介護を担う「ヤングケアラー」など、複合的な課題を抱えている人もいます。ケアラーの身体的・経済的・心理的な負担を軽減するとともに、介護者の休息のための支援や相談窓口等の情報の提供に努めます。

No.1	事業名	家族介護者支援事業	福祉課
事業内容	在宅で介護をされている方がリフレッシュできるような時間や、介護の専門職による相談の場を提供しています。		
現状と課題	より多くの方が気軽に参加できるよう、周知方法や開催内容を検証する必要があります。		
今後の取組	介護負担を抱え込まず、気軽に相談や交流ができる機会の確保に努めます。 （例：セルフケアの方法を学べる講座の開催、包括職員による個別相談など）		

実績と目標	第 9 期【実績】			第10期【目標】		
	6 年度	7 年度	8 年度(見込)	9 年度	10年度	11年度
参加者（延べ人）	16	10	集計中	集計中	集計中	集計中

No.2	事業名	訪問理美容出張費助成事業	福祉課
事業内容	在宅で生活している寝たきり等により理美容院へ行くことができない高齢者に対し、自宅で理美容サービスを利用する際の理美容師の出張費を助成します。		
現状と課題	事業の周知を図り必要な方にサービスが行き届くようにする必要があります。		
今後の取組	利用者の動向を見ながら、継続して事業を実施します。		

実績と目標	第 9 期【実績】			第10期【目標】		
	6 年度	7 年度	8 年度(見込)	9 年度	10年度	11年度
申請者（人）	15	14	集計中	集計中	集計中	集計中
発行（枚）	79	72	集計中	集計中	集計中	集計中

№3	事業名	紙おむつ購入費助成事業	福祉課
事業内容	在宅で生活している重度要介護者で常時紙おむつが必要な方に対し、紙おむつの購入費の一部を助成し、本人及びその家族の経済的負担を軽減します。		
現状と課題	事業の継続を望む声が多く、受益者負担等様々な観点から事業の継続を検討する必要があります。		
今後の取組	実施方法や内容等について検証しつつ、事業を実施します。		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
申請者（人）	81	84	集計中	集計中	集計中	集計中
発行（枚）	2,282	2,394	集計中	集計中	集計中	集計中

№4	事業名	介護タクシー等利用助成事業	福祉課
事業内容	在宅で生活している要介護者の方で通院等に介護タクシーが必要な方にタクシー代の助成をします。		
現状と課題	利用者のニーズや利用状況を踏まえ、より利用しやすい制度としていくことが求められています。		
今後の取組	介護タクシー等の事業者との連携を図り、地域における移動支援体制の充実を図ります。		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
申請者（人）	140	126	集計中	集計中	集計中	集計中
発行（枚）	8,322	7,866	集計中	集計中	集計中	集計中

（その他の実施事業）

- 利用者負担軽減措置
- 福祉有償運送
- ヤングケアラーへの支援（子育て支援課）
- かながわケアラー支援（神奈川県）
- 要介護高齢者の家族会の育成（大磯町社会福祉協議会）
- 在宅介護者リフレッシュ事業（大磯町社会福祉協議会）

2　高齢者がいつまでも元気で暮らせるまち

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で自分らしく暮らし続けるためには、健康づくりや介護予防に取り組むとともに、地域や社会とつながりを持ち、生きがいを感じながら生活できる環境を整えることが重要です。

介護予防に関する知識や活動を地域に広げる担い手の育成を進めるとともに、高齢者が趣味や地域活動などを通じて生きがいを持ち、社会参加できる機会の充実を図ります。また、健康診査等を通じて健康状態を把握し、生活習慣病等の重症化を予防するなど、健康づくりと介護予防を一体的に推進し、「高齢者がいつまでも元気で暮らせるまち」を目指します。

【基本施策】

（1）自立支援、介護予防・重度化防止の推進
（2）介護予防の担い手の育成
（3）生きがいづくりの推進
（4）社会参加への支援

（1）自立支援、介護予防・重度化防止の推進

施策の展開

地域住民が自ら介護予防や健康づくりに取り組むことができるよう、専門職等による講師を派遣することで、必要な知識や意識の啓発を図ります。また、健康診査等を通じて高齢者の健康状態を把握し、疾病の予防や重症化の防止につなげるなど、介護予防と健康づくりを一体的に推進します。

No.1	事業名	介護予防講師派遣	福祉課 スポーツ健康課
事業内容	地域で自主的に介護予防に取り組む高齢者グループ等に講師（保健師、運動指導士等）を派遣し、介護予防に関する知識や実践方法の普及を図ります。		
現状と課題	事業の周知・啓発を促進しつつ、健康づくりや介護予防への意識を高め、地域における継続的な介護予防活動を促進していくことが必要です。		
今後の取組	講師派遣をきかっけとして、地域住民が主体となって継続的に介護予防に取り組めるよう支援していきます。		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
派遣（回）	14	11	集計中	集計中	集計中	集計中
参加者（人）	262	209	集計中	集計中	集計中	集計中

№2	事業名	特定健康診査事業	スポーツ健康課

事業内容	40 歳～74 歳の国民健康保険の加入者に対し、糖尿病等の生活習慣病の予防を主眼に置いた健診です。検査項目は、身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、尿検査等の実施。健診の受診方法は、町内の医療機関による施設健診と公共施設を利用した集団健診の２種類です。
現状と課題	対象者には個別に案内通知し、年々受診率は向上していますが、全国的にみるとまだ低い状態のため、どのような方法で受診率アップにつなげるかが課題です。検査項目の充実や健診期間の長期化を図ります。
今後の取組	受診機会の確保、受診勧奨の充実、情報提供方法の工夫をして、特定健診の受診率を高めるとともにフォロー事業の充実に努めます。

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
受診率（%）	38.5	38.3(速報値)	38.5	集計中	集計中	集計中

№3	事業名	後期高齢者健康診査推進事業	スポーツ健康課

事業内容	75 歳以上の後期高齢者医療被保険者に対し、生活習慣病等の早期発見、早期治療を目的とした健診です。検査項目は、身長、体重、血圧、血液検査、尿検査、心電図等の実施。健診の受診方法は、町内の医療機関による施設健診です。
現状と課題	対象者には個別に案内通知し、年々受診率は向上していますが、全国的にみるとまだ低い状態のため、どのような方法で受診率アップにつなげるかが課題です。検査項目の充実や健診期間の長期化を図ります。
今後の取組	受診機会の確保、受診勧奨の充実、情報提供方法の工夫をして、健診の受診率を高めるとともにフォロー事業の充実に努めます。

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
受診率（%）	集計中	集計中	集計中	集計中	集計中	集計中

（その他の実施事業）

- 医療受診勧奨事業、おおいそ骨太体操講習会、大磯こゆるぎ体操研修会
  （スポーツ健康課）

（2）介護予防の担い手の育成

施策の展開

地域の介護予防活動を継続して行うには、地域住民が主体となって活動を支えることが重要です。そのため、地域で介護予防を担う人材を育成するとともに、地域活動の立ち上げや運営を支援していきます。

また、生活支援コーディネーターが地域のニーズや課題を把握し、地域住民や関係機関のつなぎ役となることで、持続的な地域活動の充実を図ります。

No.1	事業名	生活支援コーディネーターの配置	福祉課
事業内容	高齢者のニーズと地域資源とのマッチングを行う生活支援コーディネーターを設置します。		
現状と課題	高齢者の生活支援には、介護保険サービスのみならず、地域のボランティア活動や、民間のサービスなども活用しながら、新たに必要な助け合いの仕組みづくりを検討していくことが必要です。		
今後の取組	生活支援コーディネーターを配置し、地域課題や資源の整理を行います。 （例：関係者による定期的な情報共有（協議体の開催）など）		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
配置（人）	1	1	集計中	集計中	集計中	集計中
協議体（回）	2	2	集計中	集計中	集計中	集計中

No.2	事業名	地域介護予防活動研修会	福祉課
事業内容	地域で介護予防活動をされている方又はこれから活動していこうと思っている方を対象に、地域における介護予防活動を主体的に実践できるための研修会です。		
現状と課題	これから地域で介護予防活動をしていこうと思っている方の参加が低迷しているため、さらなる周知活動を行う必要があります。		
今後の取組	地域で介護予防活動を担う人材を育成していくため、研修会の周知・啓発を行い、持続的な地域活動の充実を図ります。 （例：通いの場で実践可能な介護予防プログラム研修の実施）		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
研修（回）	3	3	集計中	集計中	集計中	集計中
参加者（人）	44	46	集計中	集計中	集計中	集計中

（その他の実施事業）

- おおいそ骨太体操ボランティアの会（スポーツ健康課）
- 福祉体験授業（学校教育課）

（3）生きがいづくりの促進

施策の展開

高齢者が地域の中で生きがいをもって生活していくことができるよう、高齢者が気軽に集い、交流や活動を行うことができる「場」の充実が必要です。

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かし、地域活動や世代間交流などに参加できる機会を広げることで、生きがいづくりと社会参加を促進します。

№1	事業名	老人クラブの活動支援	福祉課
事業内容	老人クラブは概ね 60 歳以上高齢者が地域ごとに自主的に集まり、健康活動、友愛活動、奉仕活動に取り組んでいます。活動の充実と継続を図るために必要な支援を行います。		
現状と課題	会員の高齢化が進み、会員数とクラブ数も減少しています。新たな会員の確保や活動の担い手を育成を進める必要があります。		
今後の取組	老人クラブが地域における高齢者の生きがいづくりや社会参加、支え合いの場として活動を継続できるよう、会員募集や活動内容の周知・啓発を図ります。 （例：広報による周知など）		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
単位クラブ（数）	11	10	集計中	集計中	集計中	集計中
会員（人）	536	453	集計中	集計中	集計中	集計中

№2	事業名	ＯＩＳＯまなびバンク	生涯学習課
事業内容	人材登録をした高齢者と地域の活動やニーズをつなぎ、これまで培ってきた知識や技術を生かして活躍できる機会を提供することで、高齢者自身の生きがいや社会参加につなげます。		
現状と課題	多様化する学習ニーズに対応するため、豊富な知識と経験を持つ地域の高齢者に積極的な登録を促す必要があります。		
今後の取組	登録を促すために、活動内容等の周知・啓発を図ります。		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
指導者登録（人） （65歳以上）	集計中	17	集計中	集計中	集計中	集計中

（その他の実施事業）

- 生きがいマップの更新
- おおいそシニア教室（生涯学習課）
- 放課後子ども教室（子育て支援課）
- 中学校聴講生（学校教育課）

（4）社会参加への支援

施策の展開

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験、能力を生かしながら、地域の中で役割を持ち、いきいきと生活できるよう、社会参加の機会を充実させます。

就労を希望する高齢者に対しては、シルバー人材センターへの支援を通じて、就業機会の確保や知識・経験を生かせる場の提供を進めます。

No.1	事業名	シルバー人材センター支援	福祉課
事業内容	大磯町シルバー人材センターは、高齢者の豊かな経験と知識を社会に役立て、高年齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織です。		
現状と課題	定年退職の延長等、雇用制度の改正等により、会員の高齢化が進んでいます。今後、地域の生活支援事業など新たな事業に参入できるよう環境整備を支援していきます。		
今後の取組	新たな事業への参入について、シルバー人材センターへの支援をします。 （例：広報による周知など）		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
会員（人）	125	130	135	集計中	集計中	集計中

No.2	事業名	世代交流センターさざんか荘の利用促進	福祉課
事業内容	老人福祉センター及び室内競技場の複合施設として、高齢者のレクリエーションや健康づくりをはじめ、世代を超えた交流の場として提供しています。		
現状と課題	室内競技場と比較して、老人福祉センターの利用が年間を通して少ない状況です。様々な世代の利用を促す必要がありますが、施設へのアクセスについては公共交通機関の利用が限られているため、マイクロバスによる負担が課題となっています。		
今後の取組	施設の周知を積極的に行うことで利用率・利用者数の増加を図るとともに、利用者の利便性を確保するための方法について検討していきます。 （例：広報、町 HP、イベント会場でのチラシ配布、SNS 発信など）		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
利用者（延べ人）	7,876	9,535	集計中	集計中	集計中	集計中

（その他の実施事業）

- シニア・ジョブスタイル・かながわ（神奈川県）
- 高齢者無料職業紹介事業（一般社団法人神奈川県福祉施設協議会）
- 高齢者雇用の支援（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED））

3　高齢者が安心して暮らせるまち

住み慣れた地域で、高齢者が安全で安心して生活できるよう、安定した生活環境の確保に努めるとともに、安全に外出できる道路環境の整備や移動支援など、生活を支える環境づくりを進めます。また、権利擁護の支援や災害時の体制整備を推進するとともに、複雑化する生活課題に対応するため、関係機関等が連携した重層的な支援体制の連携強化に努めます。これらの取り組みを通じて、「高齢者が安心して暮らせるまち」を目指します。

【基本施策】

（１）住まいや環境の安定的確保
（２）権利擁護の推進
（３）重層的支援体制に向けた連携強化
（４）災害・感染症対策等に係る体制整備

（１）住まいや環境の安定的確保

施策の展開

一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加する中で、高齢者が自宅で安全で安心な生活を送ることができるよう、生活環境の整備に係る支援を行います。

また、住まいについての多様な情報提供に努めます。

No.1	事業名	緊急通報サービス	福祉課
事業内容	一人暮らしや日中独居になる等、不安を抱えている高齢者に対し、緊急通報装置を貸し出し、緊急事態の対応や定期的な状態確認、相談などを行います。		
現状と課題	一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、利用者数の伸びが見込まれるため、委受益者負担について検証する必要があります。		
今後の取組	実施方法や内容等について検証しつつ、事業を実施します。		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
利用者（月平均人）	93	94	集計中	集計中	集計中	集計中

No.2	事業名	公営住宅の維持・管理	福祉課
事業内容	公営住宅を適切に維持・管理するとともに、高齢者が安心して生活できる居住環境を確保します。		
現状と課題	入居者の高齢化が進む中で、介護サービスを円滑に利用できる住環境のあり方を検討していく必要があります。		
今後の取組	介護が必要となっても安心して住み続けられる住環境の確保を図ります。		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
入居世帯（件）	24	24	集計中	集計中	集計中	集計中

（その他の実施事業）

- 多様な住まいの情報提供
- 公共施設等のバリアフリー化（都市計画課）

（２）権利擁護の推進

施策の展開

高齢者の権利擁護推進のため、高齢者の人権や財産を守る「成年後見制度」について、親族等による申し立てができない場合には、町長による申し立てを行うとともに、申し立て経費や成年後継人等の報酬助成を継続するほか、権利擁護に関する知識や理解の普及・啓発を行います。

No.1	事業名	成年後見市町村長申立て	福祉課
事業内容	認知症などにより判断能力が低下し、財産管理や日常生活における契約手続き等に不安がある場合に、本人の権利や生活を守るため、成年後見制度を利用することができます。身寄りがないなど、本人や親族による申立てが困難な場合には、町が本人に代わって成年後見人等の選任を申し立て、必要な支援につなげます。		
現状と課題	判断能力の低下や生活上の問題が顕在化してから相談に至るケースが見られることから、成年後見制度について本人や家族、地域住民等の理解が十分でないことが課題となっています。		
今後の取組	権利擁護に関する理解を深める普及・啓発に努めるとともに、相談窓口の周知や関係機関との連携を強化し、早期から必要な支援につながる体制を整えます。 （例：成年後見講演会の実施など）		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
申立て（件）	3	2	集計中	集計中	集計中	集計中

№.2	事業名	高齢者虐待防止対策の推進	福祉課
事業内容	高齢者虐待を早期に発見し、虐待の深刻化を防止するため、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化し、相談や通報を受けた際に迅速かつ適切に対応できる体制の充実を図ります。		
現状と課題	高齢者虐待は外部から把握しにくく、早期発見が難しいケースもあります。虐待の深刻化を防止するために、関係機関との連携が必要です。		
今後の取組	「高齢者虐待防止法」に基づく高齢者虐待の防止や早期発見・対応について、地域住民や関係機関への周知・啓発を進めます。		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
措置者（人）	1	2	集計中	集計中	集計中	集計中

（その他の実施事業）

- 成年後見制度講演会
- 地域包括支援センターにおける相談（東部・西部地域包括支援センター）
- 法人後見事業、日常生活自立支援事業（大磯町社会福祉協議会）

（３）重層的支援体制に向けた連携強化

施策の展開

社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」が2021（令和３）年４月に創設されました。

地域共生社会の実現に向けて複雑化・複合化する課題に対応していくため、関係機関が情報や課題を共有しながら、それぞれの専門性を生かして連携することで、切れ目のない支援の充実を図ります。

№.1	事業名	地域ケア会議・地域ケア推進会議の活用・強化	福祉課
事業内容	個別ケースの課題解決にとどまらず、そこから見えてくる地域の課題を把握し、必要な支援や地域資源の充実につなげる場として活用します。		
現状と課題	高齢者を取り巻く生活課題が多様化・複雑化する中、個々の高齢者が抱える課題に対応していく必要があります。		
今後の取組	医療・介護・福祉等の関係機関が必要に応じて連携し、それぞれの専門性を生かした支援が行えるよう、既存の取り組みを活用しながら連携の強化を図ります。また、専門的な知見を取り入れ、会議の運営及び検討機能の強化を図ります。		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
地域ケア会議（回）	10	10	集計中	集計中	集計中	集計中
地域ｹｱ推進会議（回）	2	2	集計中	集計中	集計中	集計中

No.2	事業名	生活支援コーディネーターの配置	福祉課

事業内容	生活支援コーディネーターを通じて、地域資源の把握・創出や担い手の確保を進めます。また、地域で把握された生活課題について、地域包括支援センターや関係機関と共有し、必要な支援につなげることで、複雑化・複合化する課題にも対応できる地域づくりを進めます。
現状と課題	高齢者の生活支援には、介護保険サービスのみならず、地域のボランティア活動や、民間のサービスなども活用しながら、新たに必要な助け合いの仕組みづくりも検討し、必要なサービスや地域人材などについて、一元的な役割を果たす機関などの整備が課題です。
今後の取組	生活支援コーディネーターによる地域での課題や資源の整理と生活支援体制の整備に取り組みます。 （例：関係者による定期的な情報共有（協議体の開催）など）

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
配置（人）	1	1	集計中	集計中	集計中	集計中
協議体（回）	2	2	集計中	集計中	集計中	集計中

（その他の実施事業）

・在宅傾聴ボランティア派遣事業（大磯町社会福祉協議会）

（４）災害・感染症対策等に係る体制整備

施策の展開

高齢者が安心して暮らせるよう、災害や感染症の発生時には、関係機関・事業者等と連携し、高齢者の安全確保と必要な支援に努めます。

No.1	事業名	避難行動要支援者への支援	危機管理課

事業内容	災害時に避難が困難な方を対象に、避難行動要支援者名簿を作成・更新しています。関係機関と連携し、平常時の見守りや災害時の安否確認・避難誘導を行います。さらに、個別避難計画や避難所での支援体制を整備し、地域全体で安全・安心な避難支援体制づくりを進めています。
現状と課題	名簿や個別避難計画を整備するだけでなく、地域の支援者を確保し、実際の災害時に機能する体制をどう維持するかが課題です。 また、すでに名簿登録を行っている方の個別避難計画の作成状況が 66.14%となっていることから、作成率の向上を目指します。
今後の取組	関係機関との連携構築を行い、安否確認や避難訓練を実施することで、災害時に実効性のある避難支援につなげられるよう努めるとともに、要支援者に対する適切な支援を図ります。また、名簿登録に対する個別避難計画の作成率の向上を目指し、関係機関と連携していきます。

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
個別避難計画作成率（%）	集計中	集計中	集計中	集計中	集計中	集計中

№.2	事業名	予防接種事業	スポーツ健康課
事業内容	感染症についての正しい知識と予防法を周知するとともに、予防接種の普及・啓発を図ります。		
現状と課題	高齢者らが主体的に健康づくりに取り組み、予防、早期発見・早期対応、治療・再発予防の観点から健康管理をすることが大切です。		
今後の取組	予防接種で予防できる感染症について、適切な接種を促します。		

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
高齢者接種率（%）	集計中	集計中	集計中	集計中	集計中	集計中

（その他実施事業）

- 救急あんしんカードの配布
- 救急医療用情報キットの配布
- 災害時における相互協力及び要配慮在宅高齢者の緊急受入に関する協定（危機管理課）
- 避難所感染症対策物資の備蓄・調達（危機管理課・スポーツ健康課）
- 庁舎感染症対策物資の備蓄・調達、各種感染症についてホームページ掲載による周知（スポーツ健康課）
- 住宅用火災警報器の普及啓発活動（消防総務課）
- 防犯に関する啓発活動及び犯罪被害者等の支援（町民課・大磯町防犯協会）
- 交通安全に関する啓発活動（町民課・大磯町交通安全対策協議会）
- 交通安全・生活安全研修（大磯町老人クラブ連合会）

4　介護保険制度の持続可能で安定的な運営

【基本施策】

（１）介護給付適正化のための取り組み
（２）介護人材確保とハラスメント対策
（３）経済的負担の軽減

（１）介護給付適正化のための取り組み

介護サービスが必要な人に適切に提供されるよう、介護給付の適正な運用を図り、介護保険制度の信頼性の確保と持続可能な制度運営につなげるため、ケアプランや介護サービスの利用状況等を確認・点検します。

国の指針をもとに、介護給付費適正化の主要３事業を中心とした取り組みを実施し、適切な事業の推進を図ります。

① 要介護認定の適正化

要介護認定の適正化	内容	要介護認定の結果について点検を実施し、適切な調査や認定審査が行われるように、認定調査員や認定審査会委員に対して研修を実施し、要介護認定の平準化を図ります。			
	方法	調査員による認定調査票の内容を点検します。			
	実績・目標	第九期【実績】			第十期【目標】
		６年度	７年度	８年度(見込)	９～11 年度
		100%	100%	100%	100%/年

② ケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与の点検

ケアプランの点検	内容	委託する神奈川県国民健康保険団体連合会のケアプラン分析システムを活用し、ケアプランが適正かつ効果的に行われているか評価・指導を実施します。			
	方法	ケアプラン分析システムをもとに抽出したケアプランを点検するとともに、運営指導の際にケアプランの点検を行います。			
	実績・目標	第九期【実績】			第十期【目標】
		６年度	７年度	８年度(見込)	９～11 年度
		集計中	集計中	集計中	５事業所/年
住宅改修の点検	内容	住宅改修費支給申請書を点検し、必要性に疑義あるものについては、住宅改修完了後に訪問調査を行い、改修状況の点検を行います。			
	方法	必要性に疑義がある場合、訪問による現地調査を行います。			
	実績・目標	第九期【実績】			第十期【目標】
		６年度	７年度	８年度(見込)	９～11 年度
		集計中	集計中	集計中	２件/年

<table>
<tr><td rowspan="5">福祉用具購入の点検</td><td>内容</td><td colspan="4">福祉用具購入費支給申請書を点検し、必要性に疑義あるものについては、事業者へ確認を行います。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="4">必要性に疑義がある場合、事業者に確認を行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実績・目標</td><td colspan="3">第九期【実績】</td><td>第十期【目標】</td></tr>
<tr><td>６年度</td><td>７年度</td><td>８年度(見込)</td><td>９～11 年度</td></tr>
<tr><td>集計中</td><td>集計中</td><td>集計中</td><td>２件/年</td></tr>
<tr><td rowspan="5">福祉用具貸与の点検</td><td>内容</td><td colspan="4">軽度者に対する貸与において、サービス担当者会議の記録や医師の所見を確認します。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="4">サービス担当者会議の記録や医師の所見を確認します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実績・目標</td><td colspan="3">第九期【実績】</td><td>第十期【目標】</td></tr>
<tr><td>６年度</td><td>７年度</td><td>８年度(見込)</td><td>９～11 年度</td></tr>
<tr><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%/年</td></tr>
</table>

③ 縦覧点検・医療情報との突合

<table>
<tr><td rowspan="5">縦覧点検</td><td>内容</td><td colspan="4">神奈川県国民健康保険団体連合会に委託し、縦覧点検を行っています。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="4">縦覧点検については、縦覧点検処理後の一覧表をもとに提供されるサービスの整合性を点検し、必要に応じてサービス事業者に対し、適正な報酬請求を促します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実績・目標</td><td colspan="3">第九期【実績】</td><td>第十期【目標】</td></tr>
<tr><td>６年度</td><td>７年度</td><td>８年度(見込)</td><td>９～11 年度</td></tr>
<tr><td>12 回</td><td>12 回</td><td>12 回</td><td>12 回/年</td></tr>
<tr><td rowspan="5">医療情報との突合</td><td>内容</td><td colspan="4">神奈川県国民健康保険団体連合会に委託し、縦覧点検及び医療情報との突合処理を行っています。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="4">医療情報との突合については、作成される突合リストをもとに、提供されるサービスの整合性を点検し、必要に応じてサービス事業者に適正な報酬請求を促します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実績・目標</td><td colspan="3">第九期【実績】</td><td>第十期【目標】</td></tr>
<tr><td>６年度</td><td>７年度</td><td>８年度(見込)</td><td>９～11 年度</td></tr>
<tr><td>12 回</td><td>12 回</td><td>12 回</td><td>12 回/年</td></tr>
</table>

（2）介護人材確保とハラスメント対策

介護分野における人材不足は深刻であり、今後担い手となる現役世代が減少する中で、介護人材の育成・確保に係る取り組みのほか、定着への取り組みが求められています。

また、介護保険制度を今後も持続していくためには、財源と人材をより重点的・効果的に活用する仕組みを構築することが必要です。

① 介護人材の確保と定着の取り組みの推進

担い手となる現役世代が減少する中、介護人材の確保は最大の課題となっています。地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保と定着を進めるためには、様々な機関と連携しながら、人材確保策を検討するほか、介護従事者等のスキルアップ、処遇改善を促進し、介護の仕事に関する普及啓発に努めます。

ア 介護人材確保・育成のための補助制度

介護の業務に従事する職員の充実を図ることを目的として、介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修を受講し、町内の介護事業所等に勤務している介護職員等に受講費用の補助を行います。また、新たに雇用契約を締結した介護職員を対象に、就労支援の補助を行います。

また、求人情報を無償で掲載できる、大磯町の地域情報サイト「おおいそはぶ」の活用を推進します。

イ 介護現場の生産性向上への取り組み

神奈川県が設置する「かながわ介護スマート相談室（介護生産性向上総合相談センター）」との連携に努めるとともに、県が実施する補助制度等との連携を図るため、介護事業所等を対象とした各種補助制度について、町内の介護事業所等への周知・啓発を行います。県の支援や補助制度等に関する情報を適時に提供し、介護事業所等が必要な支援を受けられるよう、制度の活用を促進していきます。

② 介護現場におけるハラスメント対策

介護職員が安心して働くことができる環境を整え、利用者に対して安定的なサービスを確保するためには、利用者・家族等に適切なサービス提供に向けた相互理解を促す必要があります。そのため、窓口や事業所等で活用できる啓発資材の作成について検討します。

また、介護現場におけるハラスメントの未然防止や早期対応を図るため、町を身近な相談先の一つとして相談できる環境づくりに努めます。また、神奈川県が設置するハラスメント総合相談窓口について情報提供を行い、必要に応じて活用を促します。町と県の相談窓口をはじめ、関係機関との連携強化を図るとともに、財政支援の拡充や全国的な実態把握等について国や県に要望を行うことで、介護現場への支援につながる体制の整備を推進します。

（３）経済的負担の軽減

経済的な理由から、介護保険料の納付やサービスの利用が困難にならないよう、介護保険料や利用者負担について、必要な低所得者対策に取り組みます。

① 介護保険料の軽減

第１号被保険者の保険料は、低所得者の負担を軽減するために一般財源を投入するなど、低所得者へ一定の配慮がなされています。

低所得者に対し、第１段階及び第２段階、第３段階の被保険者の保険料に公費を投入し、軽減を図ります。

② 介護保険サービス利用料の軽減と制度周知

経済的な理由で必要なサービスの利用を控えることがないよう、高額介護（介護予防）サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費の利用料を軽減することより、低所得者の負担軽減を図ります。

また、社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置制度について、未実施法人へ制度の趣旨を周知し、軽減制度実施の拡大に努めます。

第４章

大磯町認知症施策推進計画

第４章　大磯町認知症施策推進計画

１　計画策定の背景

内閣府が公表している「令和８年版高齢社会白書」によると、2022（令和４）年時点での65 歳以上の認知症高齢者は 443 万２千人（有病率 12.3%）で、軽度認知障害（MCI）高齢者は 558 万５千人（有病率 15.5%）ですが、2040（令和 22）年には、それぞれ 584 万２千人（14.9%）、612 万８千人（15.6%）にまで増加すると推計されています。

2024（令和 6）年１月１日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」は、認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的としています。この考え方を基本とし、認知症の人が住み慣れた地域でいきいきと暮らせる町を目指すため、「認知症施策推進計画」を策定します。

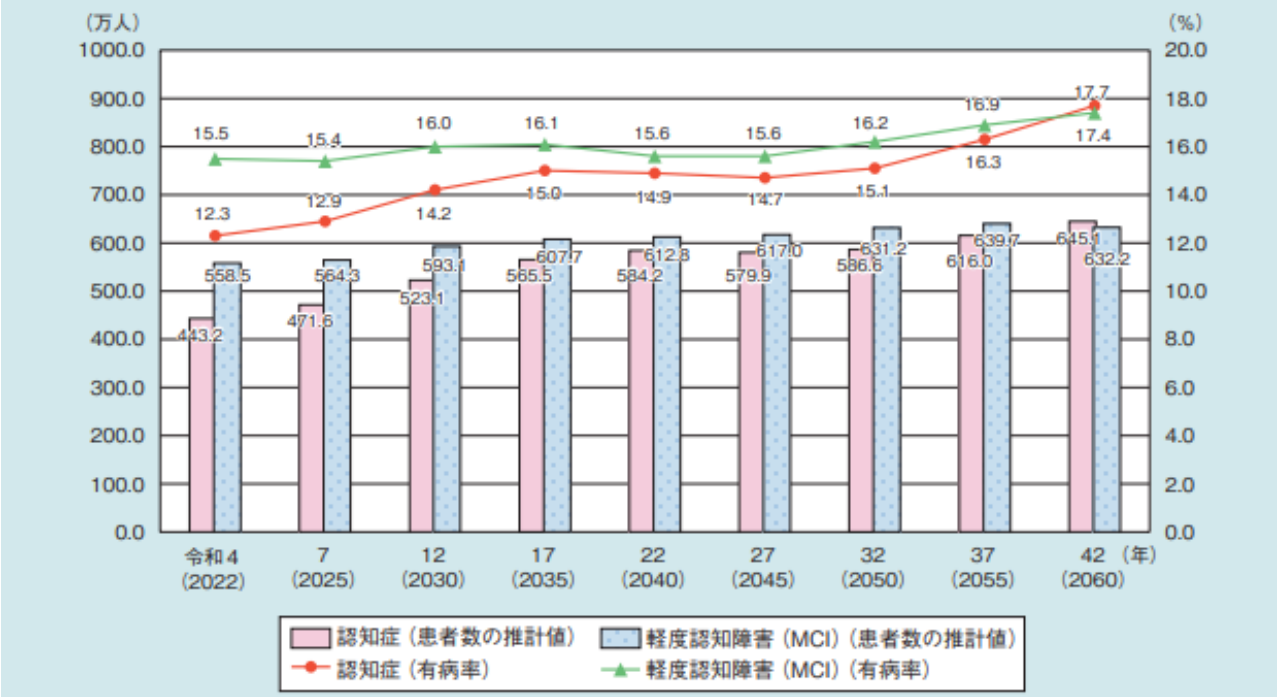

資料：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和５年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）：国立大学法人九州大学大学院医学研究院二宮利治教授）
（注1）2022年の４地域（久山町、中島町、中山町、海士町）から得られた認知症及び軽度認知障害（MCI）の性年齢階級別有病率が2025年以降も一定と仮定して推計した。
（注2）2025年以降の性年齢５歳階級別人口分布の出典：国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来推計人口：性年齢５歳階級別人口分布・出生中位（死亡中位）推計

出典：「令和８年版高齢社会白書」

2　計画の位置づけ

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第 13 条第１項に基づく市町村認知症施策推進計画として位置づけし、国の認知症施策推進大綱等の内容も踏まえながら、高齢者福祉計画・第十期介護保険事業計画と調和のとれた計画とします。

3　計画策定と計画の期間

大磯町認知症施策推進計画は、大磯町高齢者福祉計画策定等委員会で協議し、併せてパブリックコメントでの意見を踏まえて策定しました。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の見直し期間は５年間とされていますが、大磯町認知症施策推進計画は地方自治体の任意の計画であることから、一体的に策定する大磯町高齢者福祉計画・第十期大磯町介護保険事業計画の計画期間である、2027（令和９）年度から 2029（令和 11）年度までの３年間とします。

4　大磯町の認知症に関する状況

大磯町高齢者福祉計画・第十期大磯町介護保険事業計画の策定にあたり実施した、一般高齢者・要支援認定者・事業対象者を対象としたアンケートでは、「認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか」の問いに対し、「はい」が 8.9%、「認知症に関する相談窓口を知っていますか」の問いに対し、「はい」は 27.6%でした。

認知症は誰もがなり得るものであり、身近なこととして理解を深めるとともに、認知症の人やその家族が安心して生活できる環境づくりが大切です。そのため、認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発を図るとともに、困ったときに適切な相談につながるよう、相談窓口のさらなる周知が必要です。

5　施策の方向性

認知症の人を含め、
誰もが希望をもって暮らせるまちづくり

認知症は誰もがなり得るものであり、自分自身だけではなく、家族や身近な人が認知症になることも考えられます。認知症になっても一人ひとりが個性と能力を発揮し、自分らしく暮らし続けられることが大切です。

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、住み慣れた地域で自分らしく、いきいきとした生活が継続できるまちを目指します。

「新しい認知症観」に立って共生社会を推進し、認知症の人やその家族、身近な方々が地域で安心して暮らせるよう、相談体制や医療との連携などの支援に努めます。

古い認知症観
（他人ごと、問題重視、疎外、絶望）
①他人ごと、目をそらす、先送り
②認知症だと何もわからない、できなくなる
③本人は話せない/声を聞かない
④おかしな言動で周りが困る
⑤危険重視
⑥周囲が決める
⑦本人は支援される一方
⑧認知症は恥ずかしい、隠す
⑨地域で暮らすのは無理
⑩暗い、萎縮、あきらめ、絶望的

⇨

新しい認知症観
（わがこと、可能性重視、ともに、希望）
①わがこと、向き合う、備える
②わかること、できることが豊富にある
③本人は声を出せる/声を聞く
④本人が認知症バリアの中で一番困っている
⑤あたりまえのこと（人権）重視。 自由と安全のバランス
⑥本人が決める（決められるように支援）
⑦本人は支え手でもある。支え-支えられる関係
⑧認知症でも自分は自分、オープンに
⑨地域の一員として暮らし、活躍
⑩楽しい、のびのび、あきらめず、希望を

出典：「令和７年度　認知症地域支援推進員研修」

6　施策の展開（体系図）

施策の方向性	基本目標	基本施策	掲載ページ
認知症の人を含め、誰もが希望をもって暮らせるまちづくり	【基本目標１】認知症や認知症の人への理解が深まり、ともに暮らせるまち	（１）認知症に関する正しい理解の普及・啓発	p.51
		（２）認知症サポーター養成講座の開催	p.51
		（３）認知症カフェの活動支援	p.52
		（４）認知症簡易チェックシステムの周知	p.52
	【基本目標２】地域と支援につながり、みんなで支え合えるまち	（１）地域包括支援センターの周知	p.52
		（２）日常的な見守り体制の推進	p.53
		（３）通いの場における認知症予防の推進	p.53
		（４）認知症ケアパスの活用と周知	p.53
		（５）チームオレンジの整備	p.53
	【基本目標３】認知症になっても希望をもって、安心して暮らし続けられるまち	（１）認知症等行方不明ＳＯＳネットワークの活用	p.54
		（２）成年後見申し立ての支援	p.54
		（３）高齢難聴者補聴器購入費助成事業	p.54
		（４）認知症初期集中支援チームの活用	p.55

7　基本目標と施策の展開

【基本目標１】認知症や認知症の人への理解が深まり、ともに暮らせるまち

施策の展開

認知症サポーターの養成や認知症カフェの活動支援を通じて、認知症に関する正しい知識や新しい認知症観の普及を図り、認知症の人やその家族と地域でともに暮らせる仕組みづくりを進めます。

基本施策（1）	認知症に関する正しい理解の普及・啓発	福祉課
事業内容	認知症になっても、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって暮らし続けることができる、という「新しい認知症観」の普及・啓発を目指します。	
現状と課題	認知症をわがこととして捉え、ともに考え、希望をもって暮らしていくための「新しい認知症観」を世代を超えて周知していく必要があります。	
今後の取組	子育てや健康づくり・防災など、多世代が関わりのある分野を入口として、イベント会場などでの啓発に努めるとともに、ＳＮＳなどの電子媒体を活用した情報発信を行います。また、町民や関係団体との協働による情報発信に努めます。 （例：広報、町 HP、イベント会場でのチラシ配布、SNS 発信など）	

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
啓発方法	-	-	町HP、窓口、イベント会場、SNS発信など	町HP、窓口、イベント会場、SNS発信など	町HP、窓口、イベント会場、SNS発信など	町HP、窓口、イベント会場、SNS発信など

基本施策（2）	認知症サポーター養成講座の開催	福祉課
事業内容	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を暖かく見守る応援者（認知症サポーター）を養成し認知症理解の普及を図ります。	
現状と課題	一般団体、生徒、福祉関係団体等に向けて講座を開催してきましたが、地域住民の受講が少なく、一層の普及啓発に取り組む必要があります。	
今後の取組	認知症理解の普及を図るとともに、地域住民が協力し合う支援の輪を広めるため、講座をはじめとして普及・啓発活動に努めます。	

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
サポーター養成（人）	158	216	集計中	集計中	集計中	集計中

基本施策（3）	認知症カフェの活動支援	福祉課
事業内容	認知症が疑われる人、認知症の人やその家族が地域住民や介護の専門職と交流し、気軽に相談等を行える場（認知症カフェ）の確保を図ります。	
現状と課題	事業所等への参加協力と連携が必要です。	
今後の取組	地域の人々が気軽に利用できる店舗などを活用して、認知症に関する普及・啓発や相談の場として定期的に開催します。	

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
認知症カフェ（回）	6	11	集計中	集計中	集計中	集計中

基本施策（4）	認知症簡易チェックシステムの周知	福祉課
事業内容	誰でも気軽に簡単にセルフチェックができる認知症の簡易チェックシステムを町のホームページに掲載しています。	
現状と課題	簡易チェックシステムのさらなる周知が必要です。	
今後の取組	認知症ケアパスや広報などを通じて簡易チェックシステムの周知を図ります。	

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
アクセス（延べ人）	1,499	2,167	集計中	集計中	集計中	集計中

【基本目標２】地域と支援につながり、みんなで支え合えるまち

施策の展開

地域包括支援センターや認知症ケアパスの周知を図ることで、必要なときに適切な支援につながる環境を整えます。また、通いの場における認知症予防を推進し、地域での理解や見守り、支え合いの土台づくりを進めます。

基本施策（1）	地域包括支援センターの周知	福祉課
事業内容	高齢者に関する介護、医療、福祉、健康などの様々な相談のほか、虐待などの権利擁護に関する内容についての相談に応じています。	
現状と課題	相談しやすい環境づくりを検討し、住民にとって身近な相談機関としての役割を果たせるように広報、周知を行う必要があります。	
今後の取組	身近な相談ができる場所として、地域住民や関係者に周知します。また、介護が必要になってから相談するのではなく、自分や家族の生活・健康に不安を感じた段階から相談できる窓口であることを、情報媒体も工夫しながら発信していきます。 （例：広報、町 HP、イベント会場でのチラシ配布、SNS 発信など）	

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
総合相談（件）	2,715	2,443	集計中	集計中	集計中	集計中

基本施策（2）	日常的な見守り体制の推進	福祉課
事業内容	地域住民や民生委員、郵便局員、配食事業者等と連携し、日常的な声かけや見守りを通じて、認知症本人や家族の安心・安全を確保します。	
現状と課題	認知症本人や家族の意思やプライバシーに配慮しつつ、見守り体制を維持していく必要があります。	
今後の取組	既存の見守りを維持しつつ、異変時の相談・連絡体制の連携を図ります。	

基本施策（3）	通いの場における認知症予防の推進	福祉課
事業内容	認知症予防につながる情報を提供するため、講座開催を希望する地域の「通いの場」に保健師などの専門職を派遣することで、認知症の早期発見・早期対応への理解を深めます。	
現状と課題	制度の周知を図り、利用の促進につなげていく必要があります。	
今後の取組	広報や町ホームページなどで周知を図り、利用を促進していきます。	

基本施策（4）	認知症ケアパスの活用と周知	福祉課
事業内容	認知症について正しく理解し、認知症に対する不安を減らすことができるよう、また、認知症の状況に合わせて受けることのできる医療・介護サービスの情報をまとめた「認知症ガイドブック（ケアパス）」を作成します。	
現状と課題	本人や家族が必要な情報を適切に得られるよう、最新の情報に更新していく必要があります。	
今後の取組	適宜、地域の支援体制やサービスの状況に応じて内容を見直します。	

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
配布場所	福祉課窓口・町HP	福祉課窓口・町HP	集計中	集計中	集計中	集計中

基本施策（5）	チームオレンジの整備	福祉課
事業内容	認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症サポーター等による支援の仕組みである「チームオレンジ」の取り組みを整備します。本人や家族の希望・困りごとに応じた支援につなげるとともに、地域住民や関係機関との連携を図り、地域で支え合う体制づくりを進めます。	
現状と課題	認知症サポーター等の地域の担い手と本人・家族をつなぎ、見守りや支え合いにつながるチームオレンジの体制を整備する必要があります。	
今後の取組	本計画期間中の体制整備を目指します。	

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
箇所（件）	0	0	0	1	1	1

【基本目標３】認知症になっても希望をもって、安心して暮らし続けられるまち

施策の展開

認知症になっても本人の権利や意思を尊重し、地域の見守りや支え合いの中で安心して暮らせる環境を整えます。

基本施策（１）	認知症等行方不明ＳＯＳネットワークの活用	福祉課

事業内容	認知症の高齢者等が徘徊した場合に備えて、事前に高齢者等の情報を登録しておくことで、行方がわからなくなったときに、警察や介護保険事業者等と連携した早期発見に役立てます。
現状と課題	登録番号の記載されたキーホルダーを配布しています。広域連携については、現在のところ調整中となっています。
今後の取組	広域的な連携・協力体制ができる仕組みづくりを進めます。

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
登録者（延べ人）	20	27	集計中	集計中	集計中	集計中

基本施策（２）	成年後見申し立ての支援	福祉課

事業内容	地域包括支援センターでは、成年後見制度の利用が必要と考えられる高齢者やその家族からの相談に応じ、制度や申立て手続に関する情報提供・助言を行うとともに、必要書類の準備等を支援します。また、身寄りがいないなど、本人や親族による申立てが困難な場合には、町が本人に代わって成年後見人等の選任を申し立て、必要な支援につなげます。
現状と課題	判断能力の低下や生活上の問題が顕在化してから相談に至るケースがみられることから、成年後見制度について本人や家族、地域住民等の理解が十分でないことが課題となっています。
今後の取組	権利擁護に関する理解を深める普及・啓発に努めるとともに、相談窓口の周知や関係機関との連携を強化し、早期から必要な支援につながる体制を整えます。

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
申立て（件）	3	2	集計中	集計中	集計中	集計中

基本施策（３）	高齢難聴者補聴器購入費助成事業　【新規】	福祉課

事業内容	65 歳以上の高齢者を対象に、聴力の低下に起因する社会的孤立の抑制や認知症等の発症リスクの低減を目的とし、補聴器の購入費を助成するものです。
現状と課題	ニーズの抽出及び事業内容の精査が必要です。
今後の取組	県と連携を図りながら、他市町村の実施状況を踏まえつつ、助成事業の開始に努めます。

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
助成（人）	-	-	-	-	集計中	集計中

基本施策（４）	認知症初期集中支援チームの活用	福祉課

事業内容	医療や介護の専門職（保健師、社会福祉士等）が自宅を訪問し、認知症の専門医による診断を踏まえ、認知症が疑われる人やその家族を集中的にサポートします。 また、チームの活動を通じて得られた知見や課題を認知症施策に反映し、地域における支援体制の充実を図ります。
現状と課題	チーム員が情報共有できる機会を設け、チームで対応する必要があるケースの把握や、課題の抽出などに取り組む必要があります。
今後の取組	認知症が疑われる人、認知症の人が住み慣れた環境で暮らし続けることができるように、継続して支援をします。

実績と目標	第９期【実績】			第10期【目標】		
	６年度	７年度	８年度(見込)	９年度	10年度	11年度
対象者（人）	0	1	集計中	集計中	集計中	集計中

8　認知症に関する医療・福祉の連携体制の推進

（1）保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の連携

計画の推進にあたっては、「大磯町高齢者福祉計画・第十期大磯町介護保険事業計画」のほか、各種関連計画との整合・調和を図り、関係機関と連携してサービスを提供していく必要があります。

総合相談窓口としての地域包括支援センター、認知症の鑑別判定や相談窓口としての医療機関、地域の実態に応じた認知症施策の推進を行う認知症地域支援推進員など、地域の認知症施策に関わる機関が連携することで、保健医療サービスや福祉サービスを切れ目なく提供することができます。

（2）認知症疾患医療センターとの連携

令和８年５月１日に、医療法人徳洲会湘南大磯病院に**「認知症疾患医療センター」**が設置されました。

認知症疾患医療センターは、認知症疾患に関する鑑別診断や医療相談を行うほか、地域への認知症に関する情報発信や普及啓発、地域住民からの相談対応など、専門的な医療と地域の支援を結ぶ専門医療機関です。

基本施策の展開に当たっては、認知症疾患医療センターと連携し、認知症の早期発見・早期対応や、適切な医療・介護サービスにつなげるための支援体制の連携強化を図ります。また、専門的な助言や情報共有を通じて、地域の関係機関との連携を強化し、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

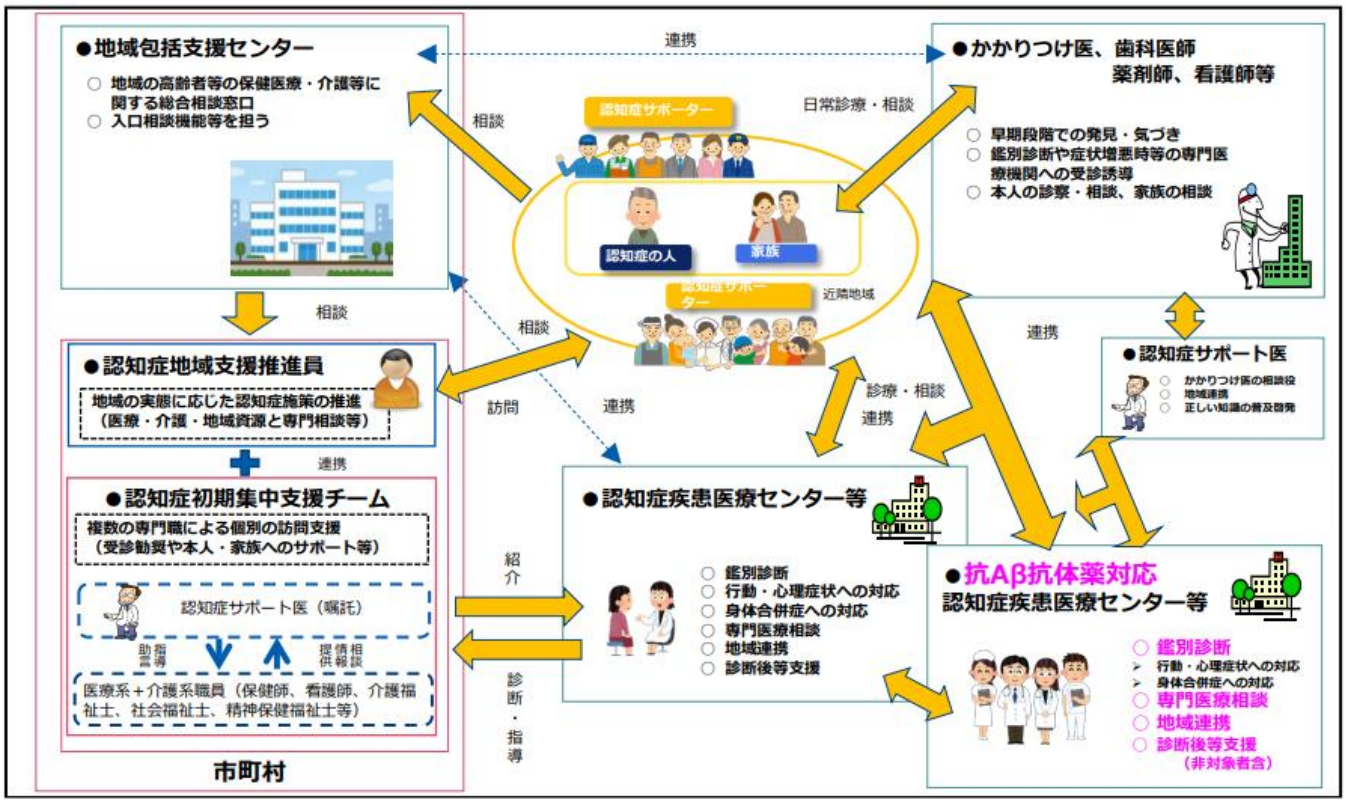

出典：「認知症施策推進関係会議」

第５章

介護保険サービス量等の見込み

第５章　介護保険サービス量等の見込み

１　介護保険サービス量等の推移と見込み

予防　・・・・・・要支援１～２の方が利用できるサービス（介護予防サービス）
介護　・・・・・・要介護１～５の方が利用できるサービス（介護サービス）
事業　・・・・・・事業対象者の方が利用できるサービス（基本チェックリスの判定を受けた人）
回数（日数）　・・１か月あたりの数（日数÷12 か月）
人数　・・・・・・１か月あたりの利用者数（件数÷12 か月）
※　令和７年度までは実績値、令和８年度は見込値、令和９年度以降は推計値を記載しています。

（１）居宅サービス

訪問介護		内容	訪問介護員（ホームヘルパー）等が利用者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行います。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用増が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10 年度	11 年度
介護	回数		7,682.9	8,652.0	9,121.7	集計中	集計中	集計中
	人数		314	314	342	集計中	集計中	集計中

（介護予防）訪問入浴介護		内容	看護職員と介護職員が利用者の居宅を訪問し、移動用の浴槽を持ち込んで入浴の介助を受けます。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10 年度	11 年度
予防	回数		0.0	0.0	0.0	集計中	集計中	集計中
	人数		0	0	0	集計中	集計中	集計中
介護	回数		161	144	103	集計中	集計中	集計中
	人数		31	29	23	集計中	集計中	集計中

（介護予防）訪問看護		内容	医師の指示に基づき、看護師、理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、療養生活の支援、必要な診療の補助を行います。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用増が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10 年度	11 年度
予防	回数		218.7	353.3	502.2	集計中	集計中	集計中
	人数		36	56	78	集計中	集計中	集計中
介護	回数		2,406.9	2,620.6	2,980.9	集計中	集計中	集計中
	人数		297	327	358	集計中	集計中	集計中

（介護予防）訪問リハビリテーション		内容	医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
予防	回数		38.8	35.8	19.8	集計中	集計中	集計中
	人数		3	3	2	集計中	集計中	集計中
介護	回数		204.1	204.4	298.1	集計中	集計中	集計中
	人数		16	17	23	集計中	集計中	集計中

（介護予防）居宅療養管理指導		内容	医師、歯科医師、薬剤師等が利用者の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行います。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
予防	人数		14	17	23	集計中	集計中	集計中
介護	人数		354	398	432	集計中	集計中	集計中

通所介護		内容	特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの施設に通い、入浴・排せつ・食事等の介護を受けるとともに、レクリエーションや機能訓練を行います。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用増が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
介護	回数		2,723	2,899	3,095	集計中	集計中	集計中
	人数		309	333	341	集計中	集計中	集計中

（介護予防）通所リハビリテーション		内容	医師の指示に基づき、利用者が介護老人保健施設や医療機関などに通い、心身機能の維持回復、日常生活の自立援助のため、理学療法等のリハビリテーションを行います。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
予防	人数		13	11	10	集計中	集計中	集計中
介護	回数		581.4	577.8	572.4	集計中	集計中	集計中
	人数		79	79	79	集計中	集計中	集計中

（介護予防）短期入所生活介護		内容	特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所した利用者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練を行います。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
予防	日数		6.3	4.3	1.8	集計中	集計中	集計中
	人数		1	1	1	集計中	集計中	集計中
介護	日数		957.8	1,069.0	1,113.3	集計中	集計中	集計中
	人数		91	103	101	集計中	集計中	集計中

（介護予防）短期入所療養介護		内容	老人保健施設などの施設に短期間入所した利用者に対し、看護及び医学的管理のもとで、介護及び機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の支援を行います。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用増が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
予防	日数		0.0	0.2	0.0	集計中	集計中	集計中
	人数		0	0	0	集計中	集計中	集計中
介護	日数		78.8	98.1	236.1	集計中	集計中	集計中
	人数		14	19	23	集計中	集計中	集計中

（介護予防）特定施設入居者生活介護		内容	有料老人ホーム等に入所している利用者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行います。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用増が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
予防	人数		11	9	11	集計中	集計中	集計中
介護	人数		111	117	123	集計中	集計中	集計中

（介護予防）福祉用具貸与		内容	日常生活上の便宜を図り機能訓練に資することで、日常生活上の自立を助けるための用具を貸与します。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用増が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
予防	人数		188	200	216	集計中	集計中	集計中
介護	人数		616	671	711	集計中	集計中	集計中

特定（介護予防） 福祉用具購入費		内容	日常生活上の便宜を図り、日常生活上の自立を助けるため、福祉用具で、入浴・排せつのための用具の購入費を一部支給します。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
予防	人数		4	4	2	集計中	集計中	集計中
介護	人数		12	14	8	集計中	集計中	集計中

（介護予防） 住宅改修費		内容	居宅で自立した生活を送ることができるよう支援するため、必要となる住宅改修費を一部支給します。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
予防	人数		5	5	5	集計中	集計中	集計中
介護	人数		8	9	16	集計中	集計中	集計中

介護予防支援		内容	要支援者が、介護予防サービス等を適正に利用できるよう、地域包括支援センターが本人の心身の状況や希望を踏まえて、介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成業務やサービスの実施状況把握など給付管理業務を行います。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
予防	人数		216	239	266	集計中	集計中	集計中

居宅介護支援		内容	要介護者が、居宅サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業者が本人の心身の状況やサービスの実施状況把握など給付管理業務を行います。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用増が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
介護	人数		844	893	920	集計中	集計中	集計中

（2）地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護		内容	定期的な巡回訪問や随時通報により訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行います。また、医師の指示により、看護師等が利用者の居宅で療養上の支援又は看護を行います。					
		利用実績と見込	事業所整備の予定がないため、利用を見込んでいません。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
介護	人数		0	1	1	集計中	集計中	集計中

夜間対応型訪問介護		内容	夜間に利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時通報により、介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活の支援を行います。					
		利用実績と見込	事業所整備の予定がないため、利用を見込んでいません。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
介護	人数		0	0	0	集計中	集計中	集計中

地域密着型通所介護		内容	利用者が小規模のデイサービスセンターなどに通い、入浴・食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練を行います。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
介護	回数		1,221.9	1,222.0	1,217.2	集計中	集計中	集計中
	人数		146	147	143	集計中	集計中	集計中

（介護予防）認知症対応型通所介護		内容	認知症の利用者がデイサービスセンターなどに通い、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練を行います。					
		利用実績と見込	今後、サービスの利用が発生してくることが見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
予防	回数		0.0	0.0	0.0	集計中	集計中	集計中
	人数		0	0	0	集計中	集計中	集計中
介護	回数		9.8	0.0	0.0	集計中	集計中	集計中
	人数		1	0	0	集計中	集計中	集計中

（介護予防） 認知症対応型 共同生活介護		内容	認知症（急性を除く）の利用者に対して、共同生活住居（入居定員 19 人以下）で、認知症の症状の緩和と安心して日常生活が送れるよう、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練を行います。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10 年度	11 年度
予防	人数		0	0	0	集計中	集計中	集計中
介護	人数		53	53	55	集計中	集計中	集計中

（介護予防） 小規模多機能型 居宅介護		内容	小規模な施設（定員 29 人以下）への「通い」や、「訪問」をしてもらい、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練を行います。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10 年度	11 年度
予防	人数		0	0	0	集計中	集計中	集計中
介護	人数		20	22	39	集計中	集計中	集計中

地域密着型 特定施設 入居者生活介護		内容	地域密着型特定施設とは、入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型施設のうち、定員が 29 人以下のものです。入居している要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練を行います。					
		利用実績と見込	事業所整備の予定がないため、利用を見込んでいません。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10 年度	11 年度
介護	人数		0	0	0	集計中	集計中	集計中

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護		内容	原則要介護３以上の要介護者を対象とした定員が 29 人以下の特別養護老人ホームにおいて、できるだけ居宅の生活への復帰を目指して、入浴・排せつ・食事等の介護、相談と援助、健康管理を行います。					
		利用実績と見込	事業所整備の予定がないため、利用を見込んでいません。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10 年度	11 年度
介護	人数		0	0	0	集計中	集計中	集計中

看護小規模多機能型居宅介護		内容	要介護者に対して、小規模多機能型居宅介護に看護を組み合わせて一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスで、利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止を目指します。					
		利用実績と見込	事業所整備の予定がないため、利用を見込んでいません。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10 年度	11 年度
介護	人数		0	1	2	集計中	集計中	集計中

（3）施設サービス

介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）		内容	基本的入所要件は、要介護度３以上の要介護者が対象です。要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護その他、日常生活上の支援、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。また、特別養護老人ホームで提供される医療サービスは、健康管理、保健衛生が中心です。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
介護	人数		150	152	140	集計中	集計中	集計中

介護老人保健施設		内容	要介護者に対して、施設サービス計画に基づき、看護・医学的管理下のもとでの介護、機能訓練その他、必要な医療及び日常生活上の支援を行います。自宅への復帰を目指してサービスを提供し、入所期間は原則３か月ですが、期間が延長されることもあります。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
介護	人数		78	84	92	集計中	集計中	集計中

介護医療院		内容	慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と「生活施設」としての機能をもち、長期療養を備えた介護保険施設です。					
		利用実績と見込	平成 30 年からの新たな施設です。介護療養型医療施設からの転換により一定度の利用が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
介護	人数		5	3	3	集計中	集計中	集計中

（4）介護予防・日常生活支援サービス

訪問介護 相当サービス		内容	要支援者等に支援を行う予防サービスのひとつとして、第１号被保険者に対する訪問サービスです。介護福祉士等が要支援者又は事業対象者宅を訪問し、介護予防を目的として、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援を行います。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用増が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
予防・事業	人数		96	103	110	集計中	集計中	集計中

通所介護 相当サービス		内容	要支援者等に支援を行う予防サービスのひとつとして、第１号被保険者に対する通所型サービスです。要支援者又は事業対象者が特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの施設に通い、介護予防を目的として、入浴・排せつ・食事等の支援を受けるとともに、レクレーションや機能訓練を行います。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用増が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
予防･事業	人数		169	186	205	集計中	集計中	集計中

介護予防 ケアマネジメント		内容	要支援者等に支援を行う予防サービスのひとつとして、第１号被保険者に対するケアマネジメントサービスです。事業対象者が介護予防サービス等を適正に利用できるよう、地域包括支援センターが本人の心身の状況や希望を踏まえて、介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成業務やサービスの実施状況把握など、給付管理業務を行います。					
		利用実績と見込	今後も、サービスの利用増が見込まれます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
予防･事業	人数		131	150	174	集計中	集計中	集計中

通所型サービスC		内容	要支援者等に支援を行う予防サービスのひとつとして、第１号被保険者に対する通所型サービスの短期集中予防サービスです。要支援者又は事業対象者が委託された施設に通い、日常生活機能を維持・改善するためのストレッチ、筋力向上運動、機能的運動等の運動指導を、３か月から６か月の短期間で実施します。					
		利用実績と見込	第７期計画から導入したサービスです。１事業者に委託をしていますが、利用実績はありません。今後いつでも利用できるサービスの確保に努めます。					
			第九期【実績】			第十期【見込】		
			6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
予防･事業	人数		0	0	0	集計中	集計中	集計中

（5）その他

特定入所者介護サービス費	内容	施設入所等の費用のうち、食費及び居住費は、原則、全額本人の自己負担となります。ただし、住民税非課税世帯である入居者については、補足給付支給し負担を軽減します。なお、配偶者所得と資産を勘案し、一定以上ある場合は補足給付の対象にはなりません。					
	利用実績と見込	今後も、サービスの給付件数の増が見込まれます。					
		第九期【実績】			第十期【見込】		
		6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
（給付件数）		1,564	1,633	1,705	集計中	集計中	集計中

高額介護サービス費	内容	同じ月に利用した介護保険のサービスの利用者負担が高額になった場合は、１か月の利用者負担を合算（同じ世帯に複数の利用者がいる場合は、世帯合算）し、上限額を超えた場合は、サービス費として超えた分が払い戻されます。					
	利用実績と見込	今後も、サービスの給付件数の増が見込まれます。					
		第九期【実績】			第十期【見込】		
		6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
（給付件数）		5,122	5,961	6,937	集計中	集計中	集計中

高額医療合算介護サービス費	内容	同じ医療機関の世帯内で、医療費と介護サービス費の両方の自己負担があり、１年間の自己負担額の合計額が世帯の自己負担額を超えた場合は、サービス費として超えた分が支給されます。年額計算期間は、８月１日から翌年７月31日の12か月間です。					
	利用実績と見込	今後も、サービスの給付件数の増が見込まれます。					
		第九期【実績】			第十期【見込】		
		6年度	7年度	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
（給付件数）		284	350	431	集計中	集計中	集計中

2　介護保険サービスの基盤整備

団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢人口がピークを迎え、85歳以上人口が急速に増加することが見込まれている2040（令和22）年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上の高齢者や独居の高齢者等の増加が見込まれています。

計画策定に向けた一般高齢者・要支援認定者・事業対象者のアンケート結果では、介護が必要となったとき、在宅で暮らしたいという高齢者が35.0%であり、現在、在宅でサービスを受けている要介護認定者の63.9%が施設入所・入居は検討していないとの回答がありました。

また、ケアラーの働き方については、「介護のために、休暇（年休や介護休暇等）を取りながら、働いている」が36.7%、「介護のために、労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）しながら働いている」が34.7%という状況です。

地域ケア会議から出された地域課題の「高齢者が将来起こりうる課題（リスク）を自分の事として考える」機会を創出しながら、サービス提供体制の確保に向けた検討を開始し、介護ニーズの見込み等を捉えてサービスの基盤整備に努めます。

【介護保険施設等整備目標】

区分	第九期			第十期			2040 年度
	6年度	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度	22 年度
① 介護保険施設				現在推計中です			
ア 介護老人福祉施設	150	150	150				
イ 介護老人保健施設	110	110	110				
ウ 介護医療院	0	0	0				
② 介護保険施設【地域密着型】							
ア 地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0				
イ 認知症対応型共同生活介護事業所	54	54	54				
ウ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0				
エ 定期巡回･随時対応型訪問介護看護事業所	0	0	0				
オ 認知症対応型通所介護事業所	10	10	10				
カ 小規模多機能型居宅介護事業所	29	29	29				
キ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0				
ク 夜間対応型訪問介護事業所	0	0	0				
ケ 地域密着型通所介護事業所	66	66	66				
③ その他老人福祉施設(介護保険施設以外)							
ア 養護老人ホーム	0	0	0				
イ 軽費老人ホーム	0	0	0				
ウ 特定施設入居者生活介護事業所(介護専用型)	0	0	0				
エ 特定施設入居者生活介護事業所(混合型)	166	166	166				
④ その他施設							
ア 住宅型有料老人ホーム	42	42	42				
イ サービス付き高齢者向け住宅	49	49	49				

※ ①②③人、④戸数

【介護保険施設等の種類と内容】

区分・施設名		事業所の内容・提供サービス
①介護保険施設		介護保険法で定めた施設サービスを提供する施設
ア	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	日常生活上の支援、機能訓練、健康管理等を行う施設　基本的入所要件は、要介護３以上の介護認定が必要
イ	介護老人保健施設	看護・医学的管理下のもとで、自宅への復帰を目指す施設　要介護１以上の介護認定が必要　入所期間は原則３か月
ウ	介護医療院	慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設　要介護１以上の介護認定が必要
②介護保険施設【地域密着型】		可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるよう、町が主体となってサービスを提供　利用者は原則として町民
ア	地域密着型介護老人福祉施設	原則として町民が利用する定員 29 人以下の介護老人福祉施設
イ	認知症対応型共同生活介護事業所	認知症の要介護者に対応する定員９人以下の共同生活住居
ウ	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	入居者が要介護者と配偶者に限られる定員 29 人以下の介護専用施設
エ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	要介護者の定期的な巡回訪問や随時通報により居宅を訪問しサービスを提供
オ	認知症対応型通所介護事業所	認知症の要介護者がデイサービスセンターへの通いによるサービスを提供
カ	小規模多機能型居宅介護事業所	居宅の要介護者に対し、施設への通いと宿泊、居宅への訪問サービスを提供
キ	看護小規模多機能型居宅介護事業所	要介護者に対して小規模多機能型居宅介護と看護を一体化して提供
ク	夜間対応型訪問介護事業所	要介護者の夜間の定期的な巡回訪問や随時通報に対する日常生活支援
ケ	地域密着型通所介護事業所	要介護者へ小規模のデイサービスセンターへの通いによるサービスを提供
③その他老人福祉施設（介護保険施設以外）		介護保険法の定め以外の施設であるが、サービスを受けることが可能
ア	養護老人ホーム	65 歳以上の居宅で養護を受けられない人に対する町長の決定による入所施設
イ	軽費老人ホーム	原則 60 歳以上で居宅での生活が困難な人に対する低額又は無料の施設
ウ	特定施設入居者生活介護事業所（介護専用型）	要介護者が入居する特定施設(ア･イ等)で事業所内、又は外部のサービスを提供
エ	特定施設入居者生活介護事業所（混合型）	高齢者が入居する特定施設(ア･イ等)で事業所内、又は外部のサービスを提供
④その他施設		主に民間が運営する施設で、外部サービスの利用が可能
ア	住宅型有料老人ホーム	高齢者が入居する生活支援サービスが付いた施設で外部サービス利用が可能
イ	サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー対応の賃貸住宅で、外部サービスの利用が可能

3　介護保険サービス給付費の推計

介護保険給付費の見込量は、要支援・要介護の認定者数、介護保険サービスの利用実績など勘案し、全体事業費を見込みます。

① 予防給付費の推計

単位：千円

種類		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	３か年計
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護				
	介護予防訪問看護				
	介護予防訪問リハビリテーション				
	介護予防居宅療養管理指導				
	介護予防通所リハビリテーション				
	介護予防短期入所生活介護				
	介護予防短期入所療養介護				
	介護予防特定施設入居者生活介護				
	介護予防福祉用具貸与				
	特定介護予防福祉用具購入費				
	介護予防住宅改修				
	給付費計 (a)				
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護				
	介護予防小規模多機能型居宅介護				
	介護予防認知症対応型共同生活介護				
	給付費計 (b)				
介護予防支援 給付費 (c)					

現在推計中です。

② 介護給付費（居宅サービス）の推計

単位：千円

種類		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	３か年計
居宅サービス	訪問介護				
	訪問入浴介護				
	訪問看護				
	訪問リハビリテーション				
	居宅療養管理指導				
	通所介護				
	通所リハビリテーション				
	短期入所生活介護				
	短期入所療養介護				
	特定施設入居者生活介護				
	福祉用具貸与				
	特定福祉用具購入費				
	住宅改修費				
	給付費計 (d)				

現在推計中です。

③ 介護給付費(地域密着型サービス）の推計

単位：千円

種類		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	３か年計
地域密着型サービス	定期巡回・臨時対応型訪問介護看護				
	夜間対応型訪問介護				
	地域密着型通所介護				
	認知症対応型通所介護				
	認知症対応型共同生活介護				
	小規模多機能型居宅介護				
	地域密着型特定施設入居者生活介護				
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
	看護小規模多機能型居宅介護				
	複合型サービス（仮）				
	給付費計 (e)				
居宅介護支援 給付費 (f)					

現在推計中です。

④ 介護給付費(施設サービス）の推計

単位：千円

種類		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	３か年計
施設サービス	介護老人福祉施設（特養）				
	介護老人保健施設				
	介護療養院				
	介護医療型医療施設				
	施設サービス給付費計 (g)				

現在推計中です。

⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業費の推計

単位：千円

種類	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	３か年計
介護予防・日常生活支援総合事業費				
包括的支援事業費・任意事業費				
包括的支援事業（社会保障充実分）				
事業費計				

現在推計中です。

⑥ その他の推計

単位：千円

種類	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	３か年計
特定入所者介護サービス費				
高額介護サービス費				
高額医療・高額介護合算サービス費				
審査支払手数料				
その他計				

現在推計中です。

4　介護保険料の算定

① 介護保険財政の仕

介護保険事業の[redacted]）の50%を65歳以上の第１号被保険[redacted]残りの50%を公費（国、県、町）で[redacted]号被保険者の負担割合は23%となり[redacted]第１号負担割合は増減します。

町、地域支援事[redacted]は、第１号被保険者の保険料と公費で[redacted]

現在推計中です。

【介護保険財源構成

単位：%

			域支援事業	
			業	包括的支援事業・任意事業
公費	国			
	国財政調整交			
	県			
	町			
第１号被保険				
第２号被保険				
合計				

※国の負担分のうち、[redacted]を調整するため、５%分を財政調整交付金として交付します。

介護給付費（居宅サービス等）

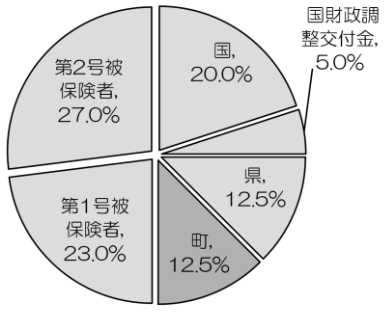

介護給付費(施設サービス等)

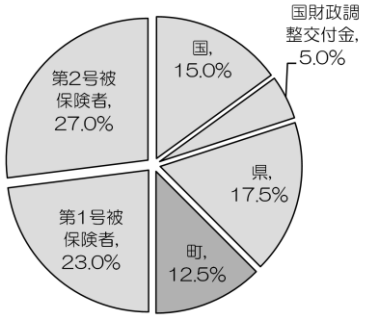

地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

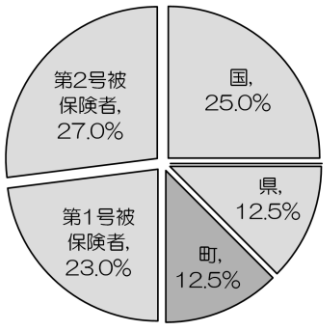

地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）

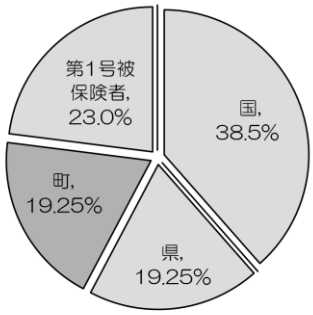

② 財政調整交付金の交付割合

国は、市町村の高齢化率や所得水準等による財政力格差を調整するため、財政調整交付金が交付されます。市町村によって、交付割合が異なります。

③ 介護保険料の算定に要する事業費の推計

介護保険事業費は、第七期計画期間における第1号被保険者や要支援・要介護認定者数の推計、サービス利用見込量などをもとに居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービスなどの保険給付に要する費用（標準給付費）及び地域支援事業費を積算し、介護保険料の算定の基礎となる事業費を算出します。

【介護保険事業に要する標準給付費及び地域支援事業費の推計】

単位：円

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	合計
標準給付費見込額（A）				
総給付費				
特定入所者介護サービス費等給付額				
高額介護サービス費等給付額				
高額医療合算介護サービス費等給付額				
審査支払手数料				
地域支援事業費（B）＝C＋D＋E				
介護予防・日常生活支援総合事業費（C）				
包括的支援事業・任意事業費（D）				
包括的支援事業（社会保障充実分）（E）				
保険料の算定に係る事業費の総額（F）＝A＋B				

現在推計中です。

④ 保険料基準額の算定

第１号被保険者の負担割合　（G）＝　F　×　23%	現在推計中です。

※ 所得段階別加入割合補正後被保険者数（H）

所得の低い第１号被保険者の負担を軽減し、所得の高い第１号被保険者の負担は負担能力に応じたものとするため、所得段階別加入割合の補正をした人数となります。

（単位：人）

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	合計
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数（H）				

現在推計中です。

（単位：円）

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	合計
調整交付金相当額（Ⅰ）＝（A　＋　C）×　5%				
調整交付金見込交付割合（J）%				
調整交付金交付見込額（K）＝（A　＋　C）×　J				

現在推計中です。

準備基金の残額（令和８年度末の見込額）
準備基金取崩額（L）
予定保険料収納率（M）%

現在推計中です。

第１号被保険者の保険料収納必要額 （N）＝（G　＋　I　－　K　－　L）÷　M

第十期保険料の基準額　（N　÷　H） ●円　÷　●人　÷　12 月　＝　●円　≒　●

●%の増減

第九期保険料の基準額	第十期保険料の基準額
年額　56,400 円	年額　●●●●円
月額　4,700 円	月額　●●●●円

⑤ 保険料段階の設定

現在推計中です。

第６章

計画の円滑な推進

第６章　計画の円滑な推進

１　計画の推進体制

本計画の推進体制にあたっては、基本理念である「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」と、基本方針である「地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現」に向けた推進体制を図ります。

（１）町行政内部の連携推進

本計画の推進体制にあたっては、「大磯町第五次総合計画後期基本計画」ほか各種関連計画との整合を図り、関係各課との連携を推進します。

（２）国・県・近隣市町村との連携推進

国の地域包括ケア「見える化システム」を活用して地域分析等を進め県の補助金制度や基金等を活用するとともに、近隣市町村との情報共有などを通じて広域的な連携体制を推進します。

（３）関係団体、事業所との連携推進

福祉団体、ボランティア団体、ＮＰＯ団体，サービス提供事業所、企業、社会福祉協議会、町内会・自治会、民生委員・児童委員、医師会などの関係機関との連携を推進します。

（４）町民との連携推進

町づくりの主体は町民であり、これからの福祉のまちづくりに大きな役割を担っていることから、保健・医療・福祉に関わる町民活動の活性化を進め、連携を推進します。

２　点検と評価・公表

サービスの質の確保・向上にはサービス評価が必要であり、事業者自らの「自己評価」推進するとともに、ＰＤＣＡサイクルに沿った分析・点検・評価を継続的に行います。また、計画の評価、見直しについては、広報や町ホームページなどを使用して広く公表します。

ＰＤＣＡサイクルのイメージ

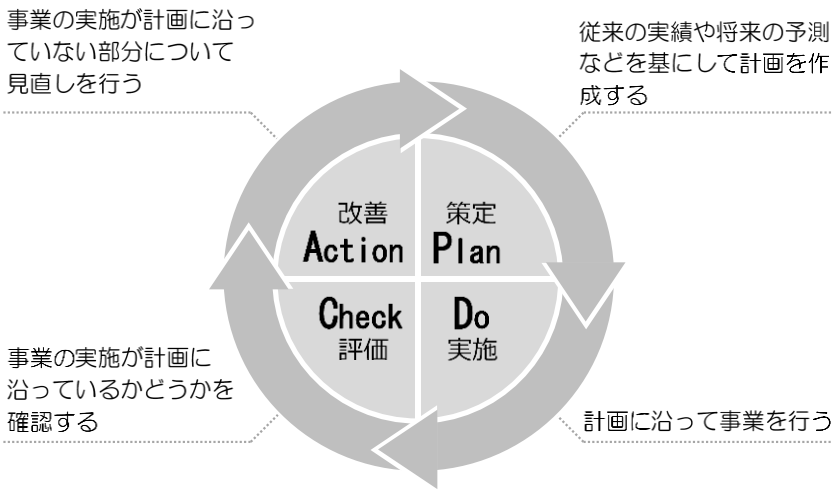

※出典：「大磯町地域福祉計画」

資料編

資料編

1　町の現状と推計

（1）人口の推移と推計

高齢者人口について、2026（令和８）年１月１日現在の65歳以上の人口は、30,467人で高齢化率（65歳以上人口 ÷ 総人口）は35.0%となっています。今後、高齢者人口の伸びは落ち着くものの、総人口が減少していくと推計しており、高齢化率は上昇し、2040（令和22）年には41%台となっていると推計しています。

また、2026（令和８）年には、後期高齢者人口（75歳以上）が6,632人となっており、前期高齢者人口（65歳から74歳）より2,595人以上を上回っており、2027（令和９）年以降はその差がさらに大きくなると推計しています。

■高齢者人口と高齢化率の推移と推計

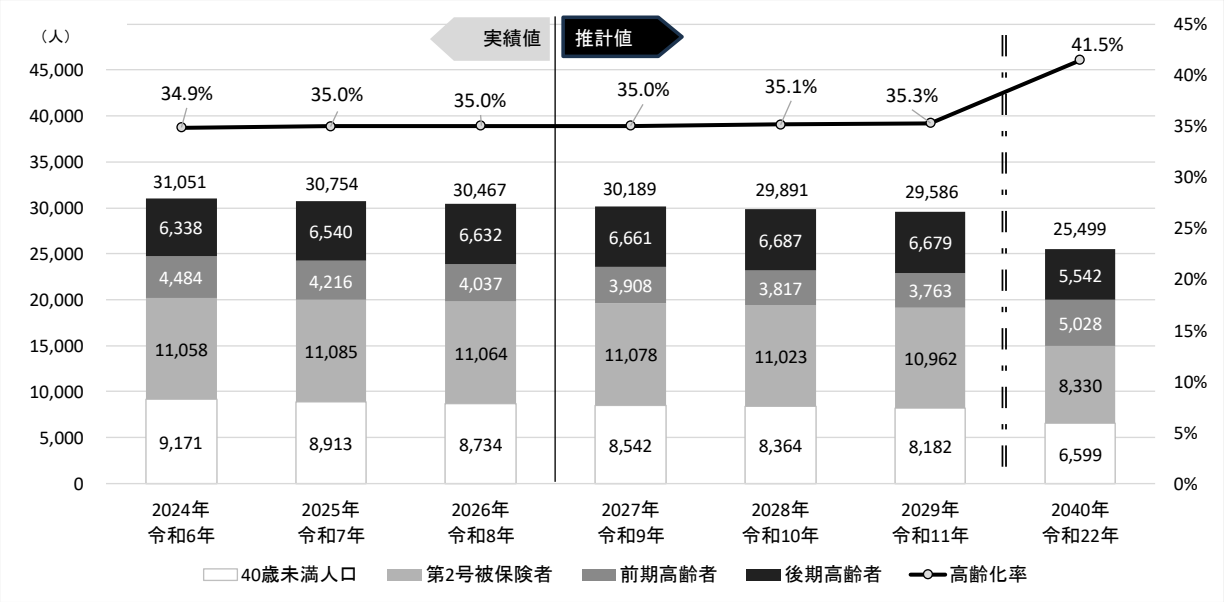

※出典：2026（令和 8）年までは神奈川県年齢別人口統計調査（各年1月1日現在）
2027（令和9）年以降は推計値（各年1月1日現在）

（２）高齢者世帯の推移

2010（平成22）年の国勢調査では、一人暮らしの高齢者世帯は、1,182世帯（全世帯の9.5%）でしたが、2025（令和７）年の国勢調査では、●●世帯（●●%）と●倍近い世帯数となっています。また、高齢者のみの世帯も、●●世帯（●●%）から●●世帯（●●%）と大きく増加しています。

■高齢者のいる世帯の推移

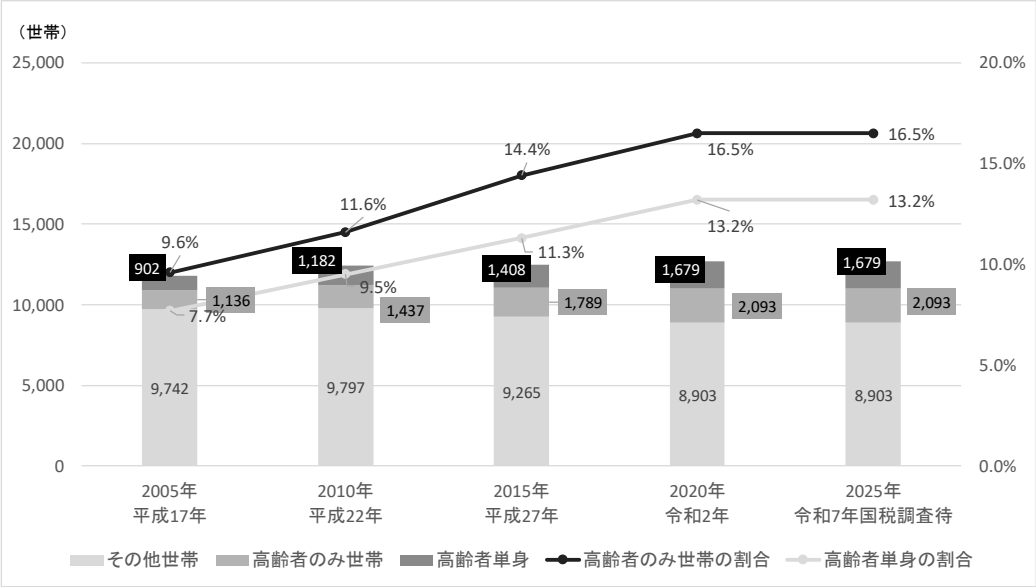

※出典：国勢調査（各年 10 月1日現在）

（３）推定認知症高齢者の推移

推定認知症高齢者については、75歳以上人口の増加などにより、2020（令和２）年に1,857人、2025（令和７）年には2,056人、2035（令和17）年には2,373人になると見込んでいます。

■推定認知症高齢者の推移

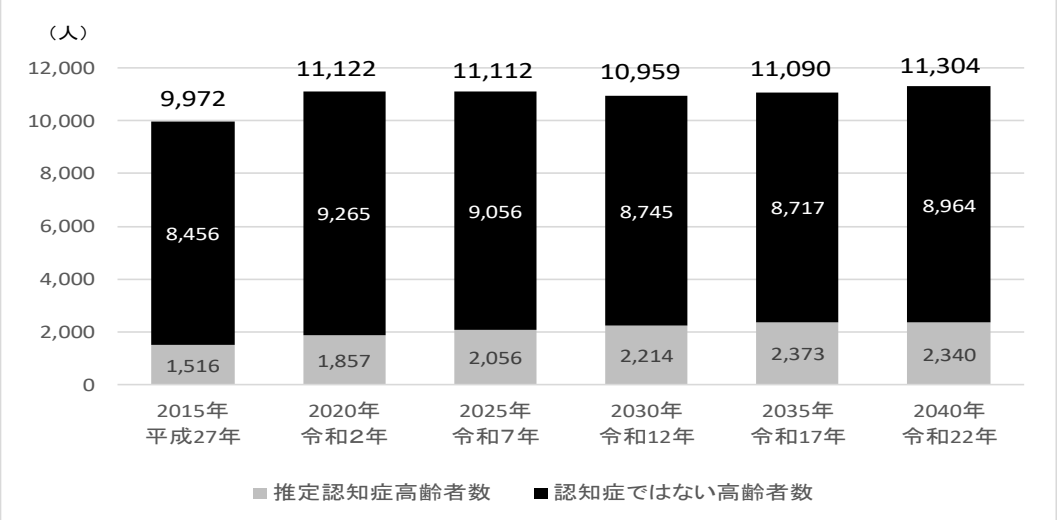

※出典：日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究【厚生労働科学研究助成金 厚生労働科学特別研究事業】

2　介護保険事業の状況と推計

（１）被保険者数の推移と推計

2024（令和６）年から2026（令和８）年までの第１号被保険者（前期高齢者及び後期高齢者）の推移をみると、2025（令和７）年１月１日では10,756人、2026（令和８）年１月１日では、10,669人と減少しており、2027（令和９）年以降も減少していくと推計しています。

一方、第２号被保険者（40歳から64歳）は、2026（令和８）年１月１日現在では、11,064人であり、総人口の減少とともに第２号被保険者の数も減少を見込みます。

■被保険者数の推移と推計

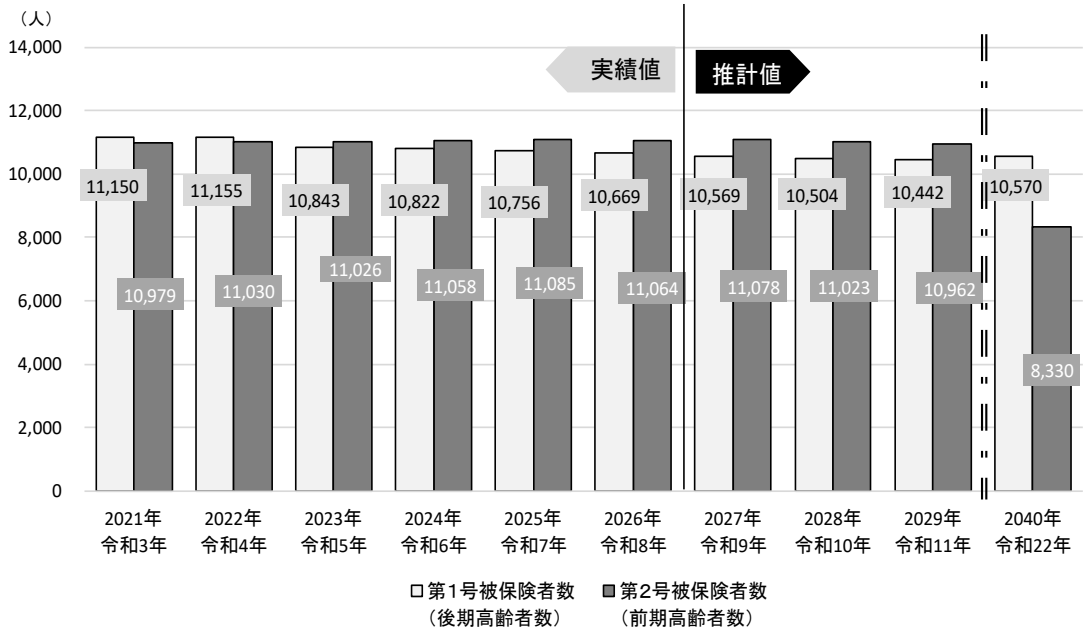

※出典：2026（令和 8）年までは神奈川県年齢別人口統計調査（各年１月１日現在）
2027（令和9）年以降は推計値（各年１月１日現在）
※推計値は、「コーホート変化率法」を使用し算出した推計値。

（２）要介護・要支援認定者数の推移と推計

2021（令和３）年から2026（令和８）年までの認定者数（要介護認定者及び要支援認定者）の推移をみると、2026（令和８）年８月末日現在の認定者数は2,223人で、2021（令和３）年と比較して394人増加（2021（令和３）年比較　21.5%プラス）しています。2028（令和10）年には2,380人（2021（令和３）年比較　30.1%プラス）になる見込みです。今後、後期高齢者数が増加するとともに、認定者数も多くなってくると推計しています。

要介護等の状態区分ごとの認定者数をみると、2021（令和３）年以降、要介護・要支援ともに増加傾向となっていますが、特に要介護２の増加率が顕著となっています。

■認定者数の推移と推計

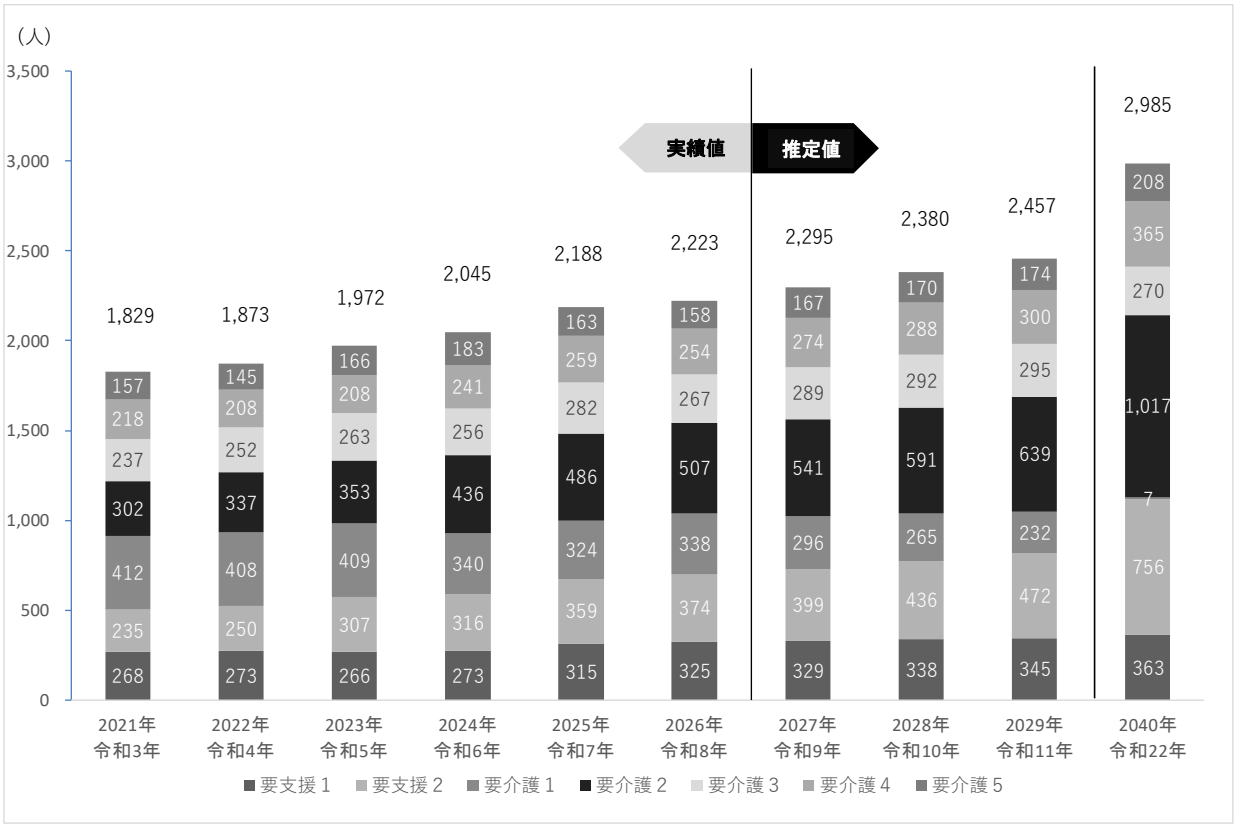

※出典：2026（令和8）年までは介護保険事業状況報告（各年3月末日現在※令和8年は8月末日現在）
2027（令和9）年以降は推計値

（３）給付費の推移

本町の給付費は、2026（令和８）年度で31億5,140万２千円を見込んでいます。2024（令和６）年度と比較すると、３億4,586万１千円増加（2024（令和６）年度比　12.3%プラス）しています。

2026（令和８）年度の給付費をサービス別にみると、居宅（介護予防）サービスが18億7,723万３千円で最も高く、次いで、施設サービスが８億4,627万７千円、地域密着型（介護予防）サービスが４億2,789万２千円となっており、2024（令和６）年度からすべてのサービスが増加傾向しています。

■給付費の推移

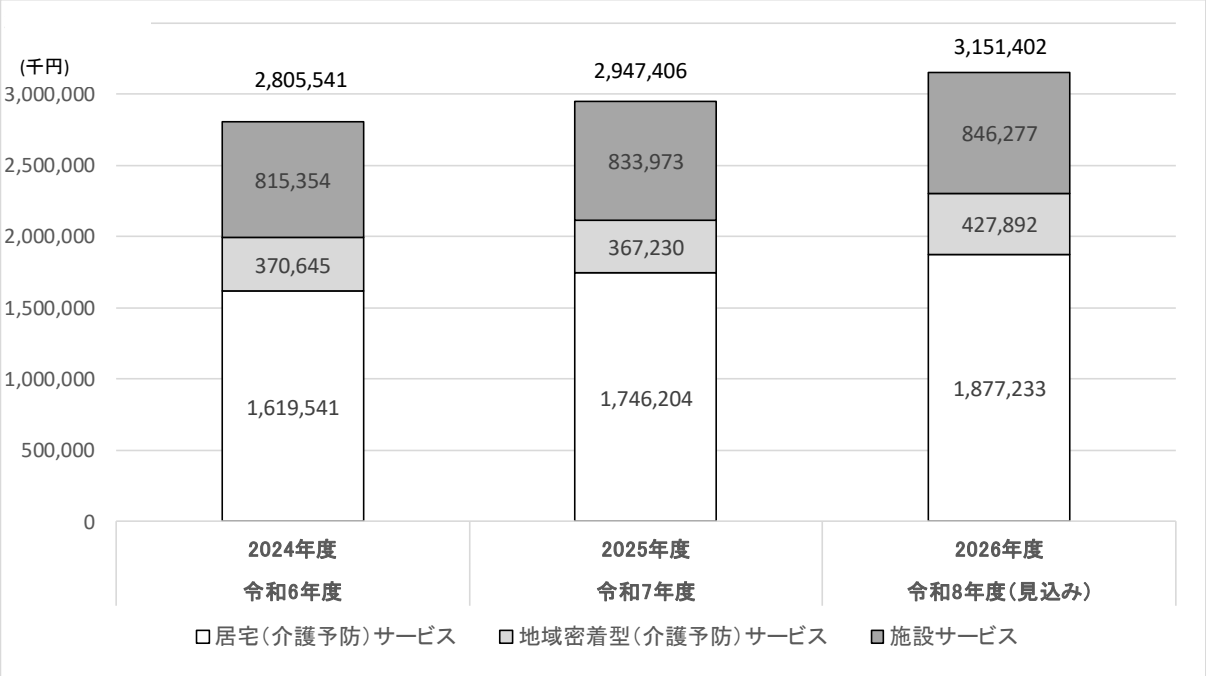

※出典：地域包括ケア「見える化」システム
※四捨五入の関係で、合計の数字と内訳の合計が一致しない場合があります。

3　アンケート調査結果から見る現状

（1）調査概要

① 調査の目的

本計画を策定するにあたり、計画策定の基礎資料とするため、「一般高齢者・要支援認定者・事業対象者（以下「一般高齢者等」という。）」、「壮年層（55 歳以上 65 歳未満）（以下「壮年層」という。）」及び「在宅要介護認定者（要介護１～５）（以下「要介護認定者」という。）」を対象に、日常生活の状況、健康状態、地域での活動、将来について、介護保険制度等、高齢者の実態及びニーズ把握を目的として実施しました。

② 調査対象及び方法

（１）抽出対象	Ａ　一般高齢者等 Ｂ　壮年層 Ｃ　要介護認定者
（２）抽出数	Ａ　1,200 名（無作為抽出） Ｂ　　400 名（無作為抽出） Ｃ　　400 名（無作為抽出）
（３）調査票の配布・回収方法	郵送配布・郵送回収
（４）調査実施期間	令和８年１月 26 日から令和８年２月 13 日

③ 回収状況

調査対象	配布数	回答数	回答率
Ａ　一般高齢者等	1,200 通	772 通	64.3%
Ｂ　壮年層	400 通	190 通	47.5%
Ｃ　要介護認定者	400 通	191 通	47.8%

④ 結果の味方

・百分率（%）の計算は、小数点第２位を四捨五入し第１位まで表示。従って単数回答（１つだけ選ぶ問）においても、四捨五入の影響で、%を足し合わせて 100%にならない場合があります。

・複数回答（２つ以上選んでよい問）は、%の合計が 100%を超える場合があります。

・回答が少数である場合の比率については、特定の意向が強く反映される傾向があります。

（２）地域生活

①-1 介護が必要になったときに希望する介護

自宅での介護生活を望む方（自宅で家族を中心とした介護、自宅で在宅介護サービスを利用しながらの介護）は、一般高齢者等では５割、壮年層では４割となり、前回調査（2022（令和４）年度）と比較すると、施設への入所希望者が若干増となったほか、「わからない」という将来のリスクマネジメントが必要な割合が増えています。

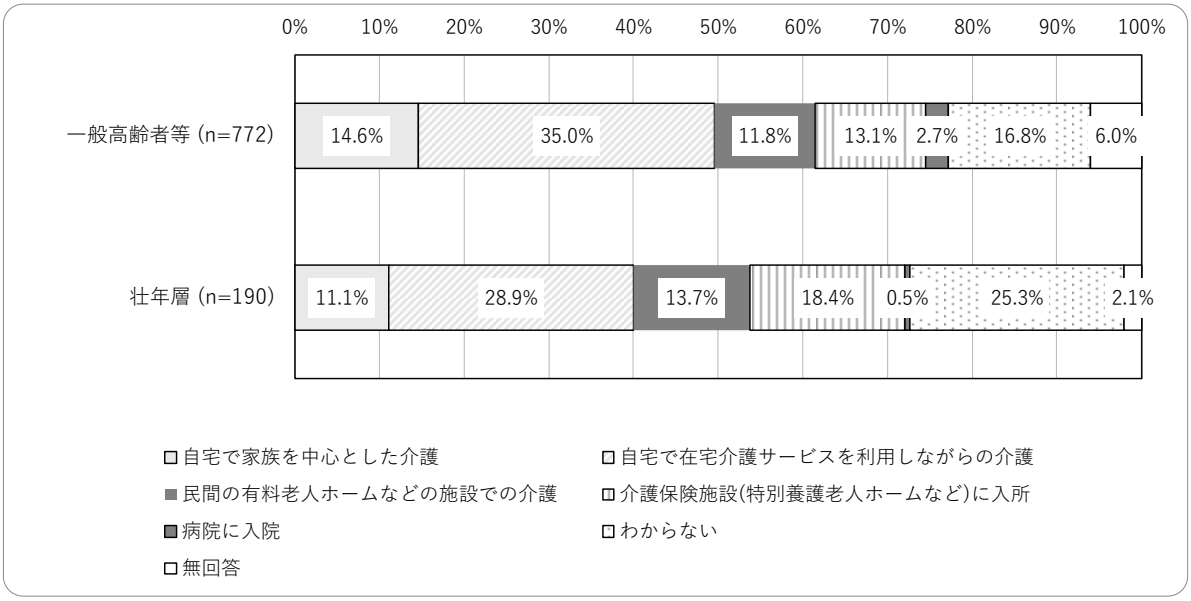

①-2 家族構成別からみた介護が必要になったときに希望する介護

一般高齢者等の家族構成別でみると、すべての区分で、「自宅で在宅介護サービスを利用しながらの介護」の構成比が最も高くなっています。

単位：%

区分		有効回答数（件）	自宅で家族を中心とした介護	自宅で在宅介護サービスを利用しながらの介護	民間の有料老人ホームなどの施設での介護	介護保険施設（特別養護老人ホームなど）に入所	病院に入院	わからない	無回答
全体		772	14.6	**35.0**	11.8	13.1	2.7	16.8	6.0
家族構成別	1人暮らし	153	4.6	**37.9**	15.7	13.1	3.9	17.6	7.2
	夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）	317	16.7	**36.6**	11.7	14.2	2.5	12.3	6.0
	夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）	38	23.7	**31.6**	13.2	5.3	2.6	13.2	10.5
	息子・娘との2世帯	96	26.0	**33.3**	7.3	10.4	1.0	17.7	4.2
	その他	157	12.1	**29.3**	11.5	15.3	2.5	24.8	4.5

② 介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活を続けるために必要な在宅医療や在宅介護の整備

一般高齢者等は、「定期的に訪問診療や訪問看護が受けられる体制」と「在宅介護・在宅医療相談窓口の充実」を、壮年層は、「在宅介護・在宅医療相談窓口の充実」と「定期的に訪問診療や訪問看護が受けられる体制」を、要介護認定者は、「容態急変時や必要時の入院体制」と「在宅介護・在宅医療相談窓口の充実」を、上位に挙げています。

単位：％

	一般高齢者等（n=772）	壮年層（n=190）	要介護認定者（n=191）
定期的に訪問診療や訪問看護が受けられる体制	59.2	56.8	38.7
在宅介護・在宅医療相談窓口の充実	54.1	60	40.3
容態急変時や必要時の入院体制	50.9	47.9	41.9
医療・介護関係機関の連携強化	45.7	47.4	39.8
24時間対応の在宅医療体制	39.1	40.5	31.9
看取りについての相談窓口	14.8	21.1	17.8
その他	2.1	3.2	6.3
無回答	45.9	2.1	12.0

（3）健康・介護予防・医療

① 現在の健康状態

健康状態がよいと思っている方（とてもよい、まあよい）は、一般高齢者等・壮年層でともに８割半ばとなっています。

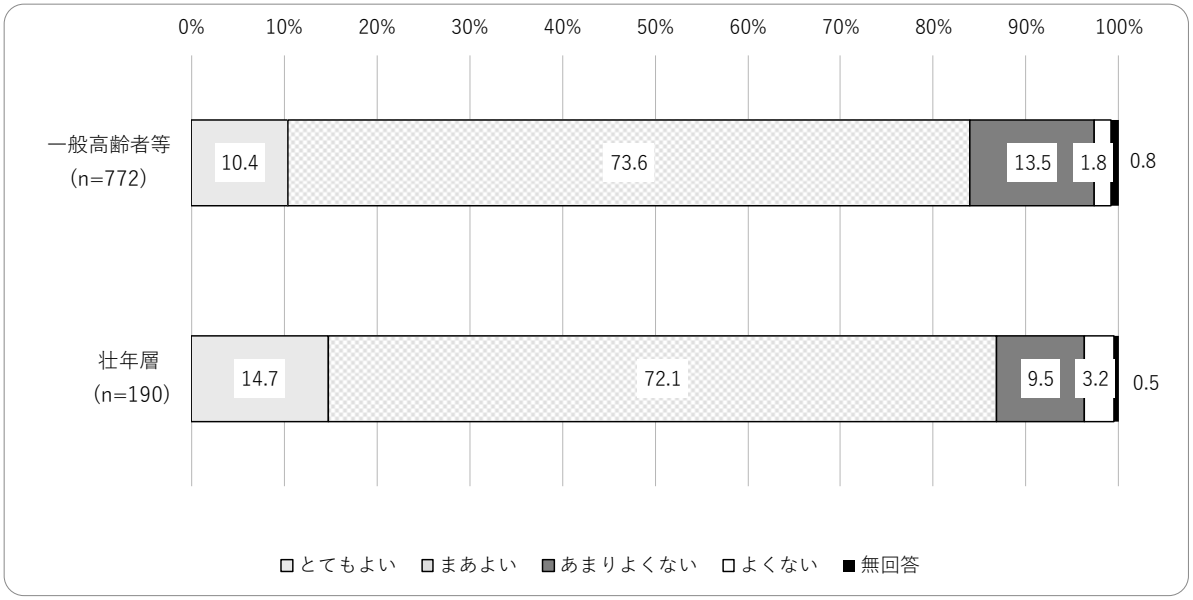

② 現在治療中、又は後遺症のある病気

現在治療中、又は後遺症のある病気で「ない」と答えた方は、一般高齢者等では１割半ば、壮年層では３割となっています。

治療中、又は後遺症のある病気として挙げられたのは、一般高齢者等では「高血圧」が４割で最も多く、「高脂血症（脂質異常）」、「目の病気」、「心臓病」が続いています。

壮年層では「高血圧」が２割半ばで最も多く、「目の病気」、「高脂血症（脂質異常）」が続いています。

単位：％

	一般高齢者等 (n=772)	壮年層 (n=190)
高血圧	42.7	25.3
高脂血症（脂質異常）	17.0	10.5
目の病気	15.3	12.1
ない	14.2	30.0
心臓病	14.2	4.2
糖尿病	11.8	5.8
筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）	10.8	3.7
腎臓・前立腺の病気	7.1	5.3
胃腸・肝臓・胆のうの病気	5.6	4.2
呼吸器の病気（肺炎や気管支炎等）	5.3	3.7
がん（悪性新生物）	4.7	4.2
耳の病気	3.9	3.7
外傷（転倒・骨折等）	2.8	1.1
血液・免疫の病気	2.5	3.2
脳卒中（脳出血・脳梗塞等）	1.9	1.6
うつ病	1.0	1.6
パーキンソン病	0.9	0.5
認知症（アルツハイマー病等）	0.4	0.0
その他	10.0	12.6
無回答	5.6	4.2

要介護認定者で現在抱えている傷病について、最も多いのは「認知症」で４割弱、次に多いのは、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」、「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」でそれぞれ２割弱となっています。

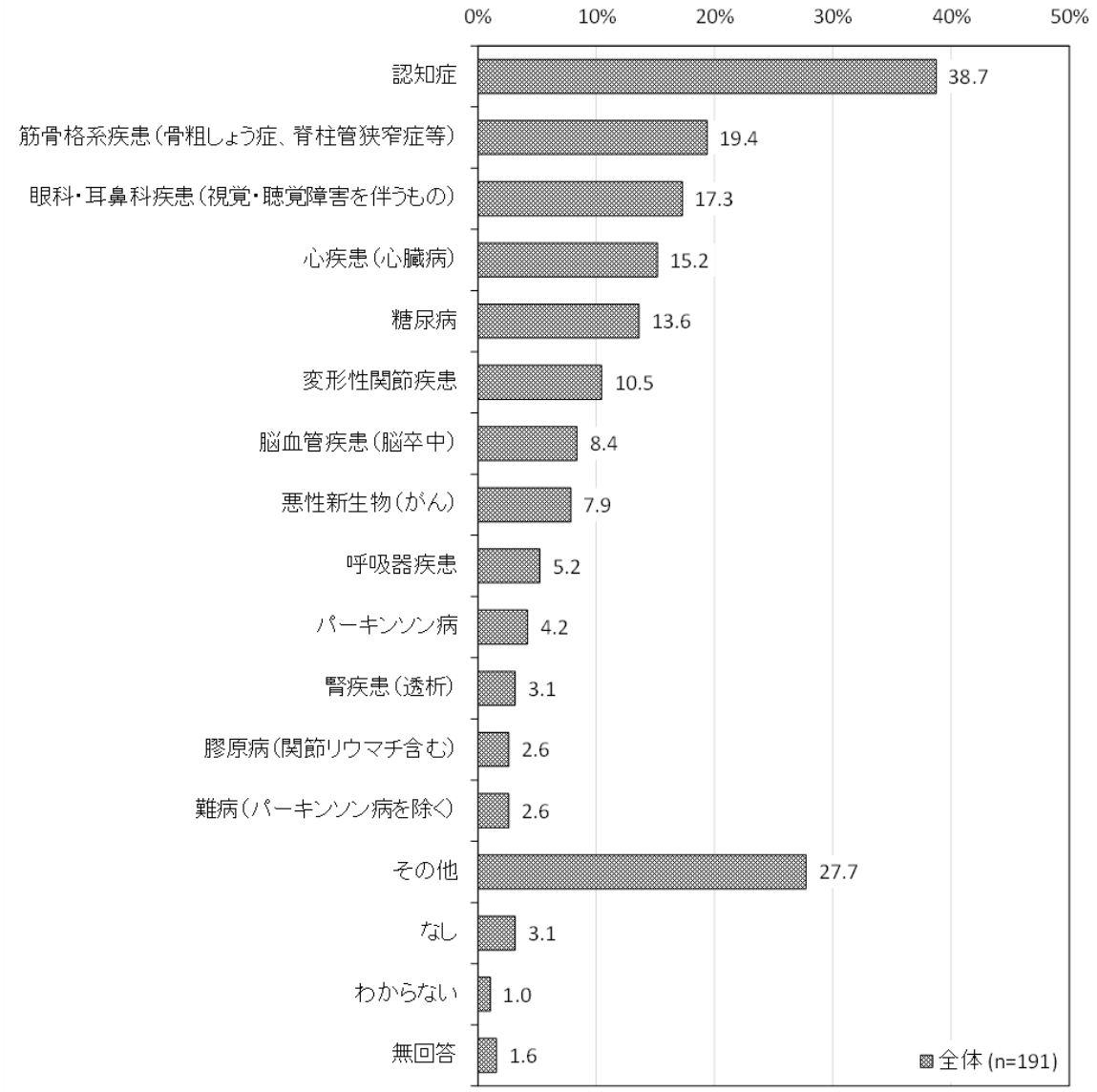

③ 認知症に関する相談窓口を知っているか

一般高齢者等で「はい」と答えた方は３割弱、「いいえ」は７割となり、前年調査（2022（令和４）年度）と比較すると認知度は若干高くなりました。

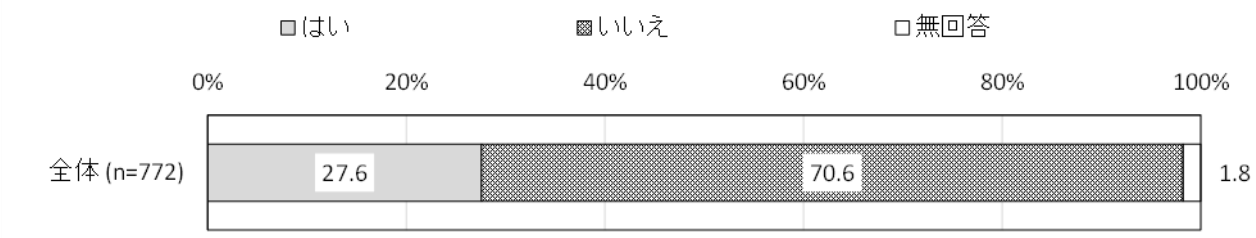

（4）日常生活・生活支援

① 今後、日常生活に必要となる又は充実が必要と思う支援サービス

一般高齢者等で性別にみると、「女性」で「庭木の手入れ（草刈等）」が、「男性」で「特にない」の構成比が相対的に高くなっています。

年齢別にみると、3割以上の方が必要であると指摘したサービスは、「65～69 歳」、「75～79 歳」、「80 歳以上」で「庭木の手入れ（草刈等）」となっています。

家族構成別にみると、3割以上の方が必要であると指摘したサービスは、「1 人暮らし」の「庭木の手入れ（草刈等）」、「夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 歳以上）」の「買い物」、「庭木の手入れ（草刈等）」、「夫婦 2 人暮らし（配偶者 64 歳以下）」で「買い物」、「息子・娘との2世帯」で「庭木の手入れ（草刈等）」となっています。

単位:%

区分		有効回答数（件）	ゴミ出し	買い物	食事	掃除、片付け	洗濯	入浴	庭木の手入れ（草刈等）	外出介助	見守り、声かけ	サロンなどの定期的な通いの場	その他	特にない	無回答
全体		772	21.2	32.0	22.4	24.0	12.6	17.5	**33.2**	12.6	19.7	12.6	1.2	32.3	3.8
性別	男性	340	18.5	28.5	22.6	22.1	13.8	15.9	27.9	12.4	14.4	10.6	1.2	**39.1**	2.4
	女性	432	23.4	34.7	22.2	25.5	11.6	18.8	**37.3**	12.7	23.8	14.1	1.2	26.9	4.9
年齢別	65～69歳	144	17.4	29.2	18.1	24.3	13.9	13.2	**34.0**	12.5	17.4	14.6	1.4	**34.0**	2.8
	70～74歳	170	21.8	32.9	20.0	20.6	9.4	16.5	27.6	15.9	24.7	12.4	1.2	**37.6**	2.9
	75～79歳	209	18.7	30.1	22.0	22.5	9.1	14.4	32.5	9.6	17.2	11.5	0.5	**36.4**	3.8
	80歳以上	245	24.5	33.9	26.5	26.9	16.3	22.9	**36.3**	12.7	19.6	11.8	1.2	24.5	4.9
家族構成別	1人暮らし	153	16.3	24.8	19.0	22.2	5.2	12.4	**35.9**	7.2	28.8	16.3	2.6	28.8	2.6
	夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	317	26.2	**38.5**	27.4	25.9	16.4	20.8	35.0	16.1	17.4	11.4	0.3	30.6	2.8
	夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	38	18.4	**31.6**	23.7	21.1	13.2	18.4	26.3	7.9	18.4	7.9	0.0	28.9	10.5
	息子・娘との2世帯	96	17.7	25.0	14.6	25.0	13.5	16.7	32.3	11.5	14.6	11.5	1.0	**43.8**	2.1
	その他	157	18.5	29.9	19.1	22.3	11.5	15.9	27.4	11.5	18.5	12.7	1.9	**33.8**	6.4

② 利用している介護保険サービス以外の支援

要介護認定者が利用している介護保険サービス以外の支援・サービスで最も多いのは「ゴミ出し」で、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「配食」、「掃除・洗濯」が続いています。

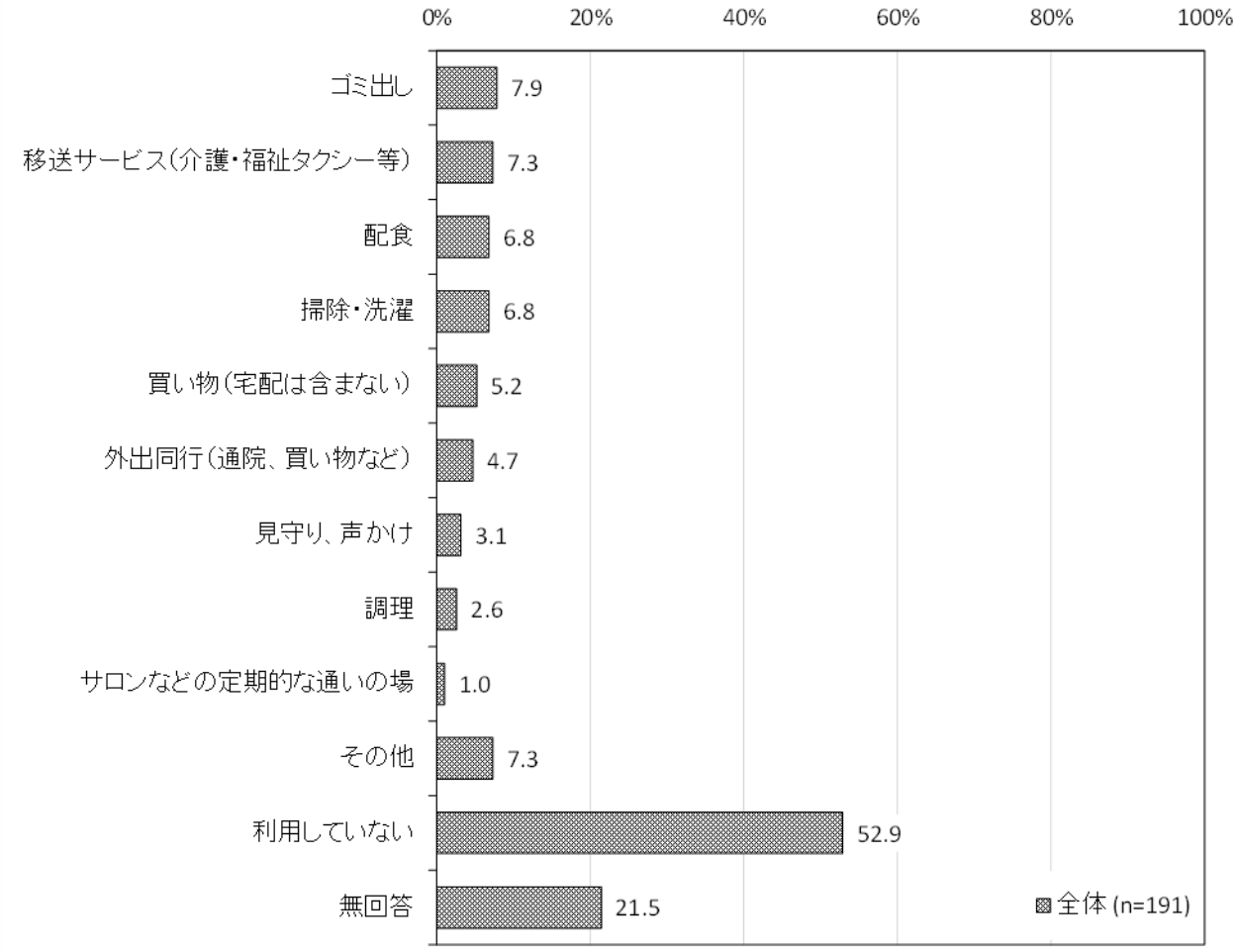

（５）日常活動・社会参加・たすけあい

① いきいきした地域づくり活動への参加意向

地域住民の有志によって、健康づくり活動等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、その活動に参加してみたいかについては、一般高齢者等の５割強が参加意向を持ち、前回調査（2022（令和４）年度）と比較すると参加意向が上昇しています。

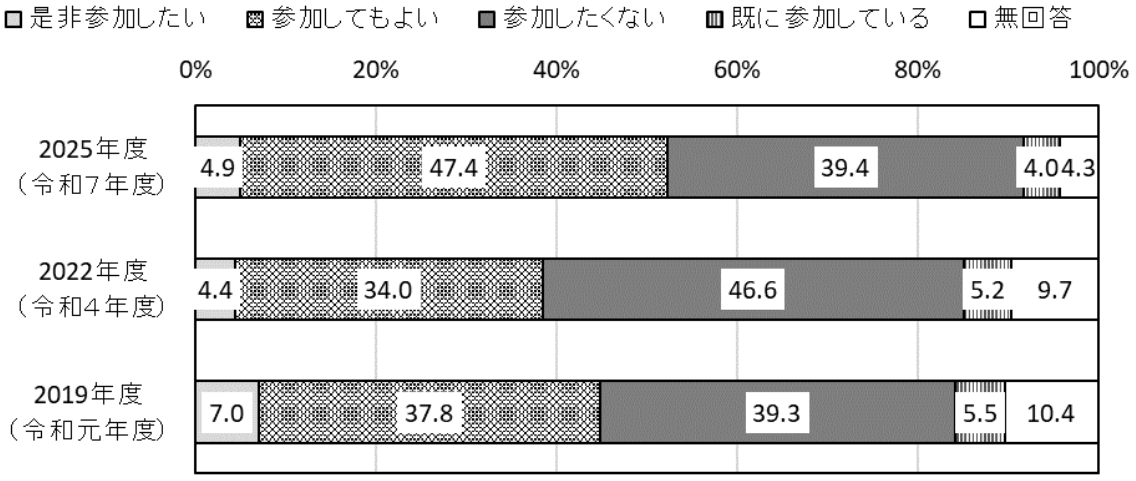

壮年層においては、前回調査（2022（令和４）年度）と比較すると、参加意向が上昇しています。

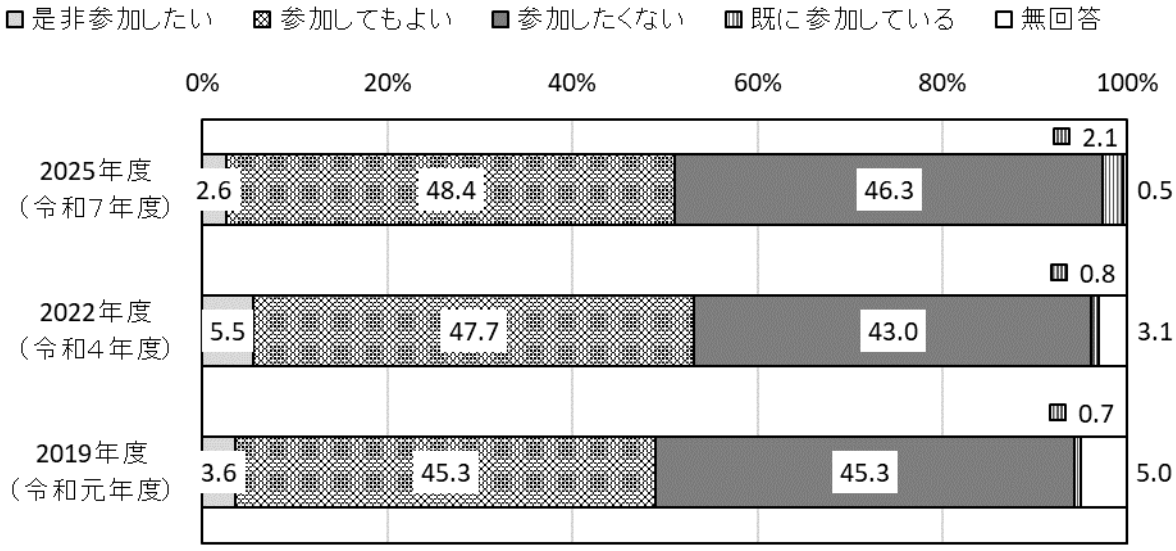

② 年齢別・暮らしの経済的状況からみた就労継続希望年齢

一般高齢者等では、年齢別にみると、自身の年齢階層よりも上の階層まで就労継続したいと考えている方が多く、暮らしの経済的状況では「大変苦しい」、「ややゆとりがある」、「大変ゆとりがある」方では 75 歳以上（後期高齢者）になっても就労継続したいと考えています。

単位：%

区分		有効回答数（件）	69歳まで	70～74歳	75～79歳	80歳以上	無回答
全体		227	3.5	15.4	28.2	**37.0**	7.9
年齢別	65～69歳	73	11.0	**41.1**	21.9	13.7	5.5
	70～74歳	79	0.0	6.3	**51.9**	34.2	1.3
	75～79歳	39	0.0	0.0	15.4	**66.7**	10.3
	80歳以上	36	0.0	0.0	2.8	**58.3**	25.0
暮らしの経済的状況	大変苦しい	13	0.0	15.4	**38.5**	23.1	7.7
	やや苦しい	39	0.0	7.7	20.5	**61.5**	5.1
	ふつう	132	3.0	17.4	28.0	**34.8**	7.6
	ややゆとりがある	36	11.1	16.7	**30.6**	27.8	11.1
	大変ゆとりがある	6	0.0	16.7	**50.0**	16.7	16.7

壮年層では、性別にみると、「男性」よりも「女性」のほうが「80 歳以上」まで就労継続したいと考えている方が多く、暮らしの経済的状況では「大変苦しい」、「やや苦しい」方では「70～74 歳」まで就労継続したいと考える方が最も多くなっています。

単位：%

区分		有効回答数（件）	69歳まで	70～74歳	75～79歳	80歳以上	無回答
全体		157	**45.2**	35.7	3.2	9.6	2.5
性別	男性	87	**48.3**	39.1	3.4	6.9	0.0
	女性	68	**41.2**	30.9	2.9	13.2	5.9
暮らしの経済的状況	大変苦しい	10	30.0	**50.0**	0.0	10.0	0.0
	やや苦しい	42	26.2	**38.1**	2.4	21.4	7.1
	ふつう	79	**51.9**	34.2	5.1	5.1	1.3
	ややゆとりがある	19	**63.2**	31.6	0.0	0.0	0.0
	大変ゆとりがある	5	**60.0**	20.0	0.0	20.0	0.0

③-1 心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人

一般高齢者等では、心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人は「配偶者」が最も多く、「友人」、「別居の子ども」が続きます。

また、壮年層でも同様に「配偶者」が最も多く、「友人」、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が続きます。

単位：%

	一般高齢者等（n=772）	壮年層（n=190）
配偶者	53.9	59.5
友人	49.2	52.6
別居の子ども	35.0	23.2
兄弟姉妹・親戚・親・孫	30.2	32.1
同居の子ども	17.2	18.9
近隣	8.9	4.7
その他	3.4	4.7
そのような人はいない	3.4	7.4
無回答	0.8	0.0

③-2 心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人

一般高齢者等では、心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人は「配偶者」が最も多く、「友人」、「別居の子ども」が続きます。

また、壮年層でも同様に、心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人は「配偶者」が最も多く、「友人」、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が続きます。

単位：%

	一般高齢者等（n=772）	壮年層（n=190）
配偶者	51.4	61.6
友人	51.2	50.5
別居の子ども	32.1	26.3
兄弟姉妹・親戚・親・孫	31.5	40.5
同居の子ども	15.0	23.7
近隣	10.8	5.3
そのような人はいない	5.1	4.7
その他	1.9	4.2
無回答	1.7	1.1

④ 地域の高齢者に対しての手伝い

一般高齢者等では、「ボランティアでお手伝いする気持ちはある」が３割で最も多く、「健康上できない」、「そういう気持ちはない」、「時間がない」が続きます。

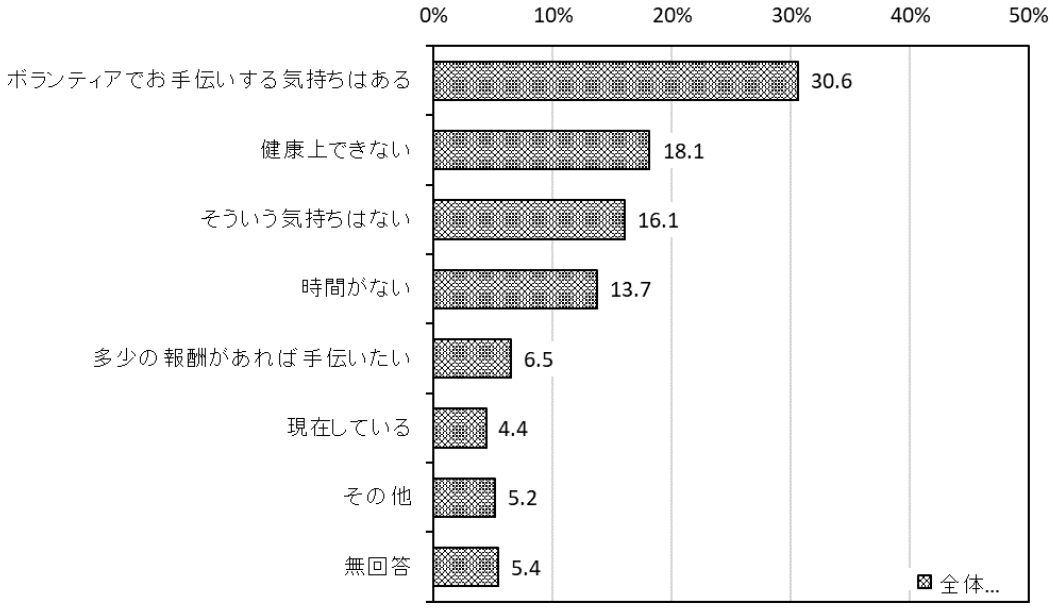

壮年層では、「時間がない」が３割半ばで最も多く、「ボランティアでお手伝いする気持ちはある」、「多少の報酬があれば手伝いたい」、「そういう気持ちはない」が続きます。

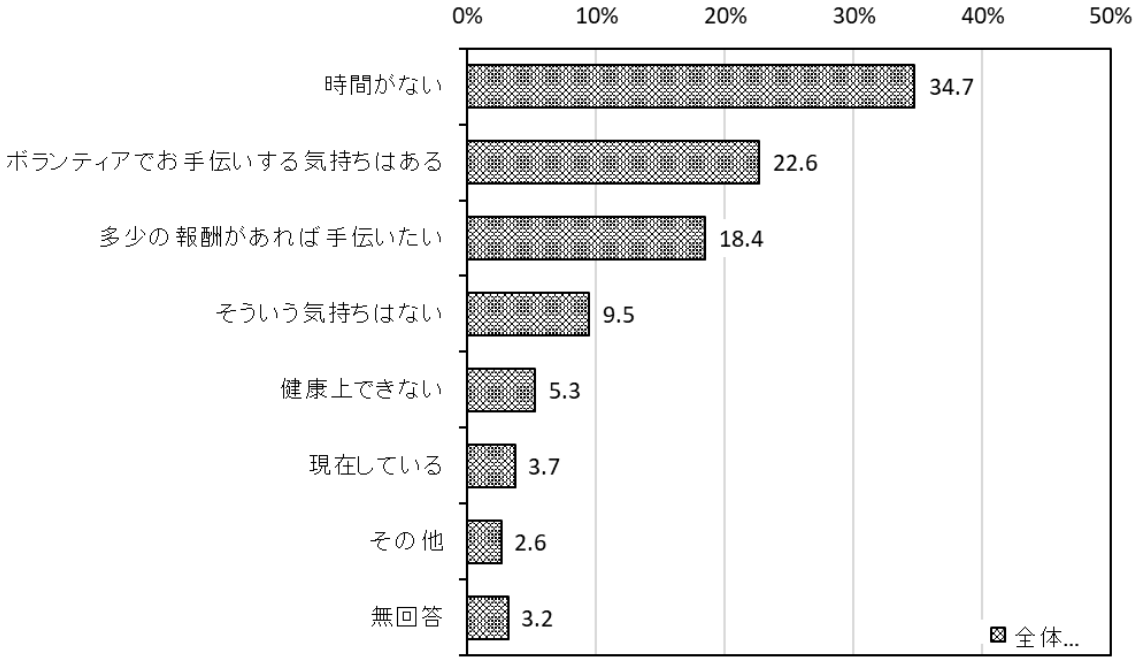

（６）要介護認定者の介護

①　性別・年齢別・家族構成別・介護度別からみた家族や親族からの介護日数

性別でみると、「男性」では「配偶者」が、「女性」では「子」が、それぞれ構成比が最も高くなっています。

年齢別でみると、「65～69歳」から「80～84歳」までは「配偶者」が、「85～89歳」、「90歳以上」では「子」が、それぞれ構成比が最も高くなっています。

家族構成別でみると、「１人暮らし」では「子」が、「夫婦２人暮らし（配偶者65歳以上）」、「夫婦２人暮らし（配偶者64歳以下）」では「配偶者」が、「息子・娘との2世帯」では「子」が、それぞれ構成比が最も高くなっています。

介護度別でみると、すべての場合に「子」の構成比が最も高くなっています。

単位:%

区分		有効回答数（件）	配偶者	子	子の配偶者	孫	兄弟・姉妹	その他	無回答
全体		113	32.7	54.0	5.3	0.9	0.0	1.8	5.3
性別	男性	35	54.3	40.0	2.9	0.0	0.0	0.0	2.9
	女性	78	23.1	60.3	6.4	1.3	0.0	2.6	6.4
年齢別	65歳未満	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	65～69歳	4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	70～74歳	5	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	75～79歳	9	77.8	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	80～84歳	22	50.0	40.9	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	85～89歳	33	33.3	48.5	6.1	3.0	0.0	0.0	9.1
	90歳以上	37	0.0	83.8	2.7	0.0	0.0	5.4	8.1
家族構成別	1人暮らし	20	0.0	85.0	10.0	0.0	0.0	0.0	5.0
	夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）	28	71.4	21.4	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1
	夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）	4	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	息子・娘との2世帯	30	13.3	66.7	10.0	3.3	0.0	0.0	6.7
	その他	29	27.6	62.1	0.0	0.0	0.0	6.9	3.4
介護度別	要介護1	30	36.7	56.7	3.3	0.0	0.0	0.0	3.3
	要介護2	48	29.2	52.1	4.2	2.1	0.0	2.1	10.4
	要介護3	17	35.3	52.9	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	要介護4	9	33.3	55.6	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0
	要介護5	9	33.3	55.6	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	わからない	0	－	－	－	－	－	－	－

② 主な介護者が行っている介護等

「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が８割弱で最も多く、「食事の準備（調理等）」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が続きます。

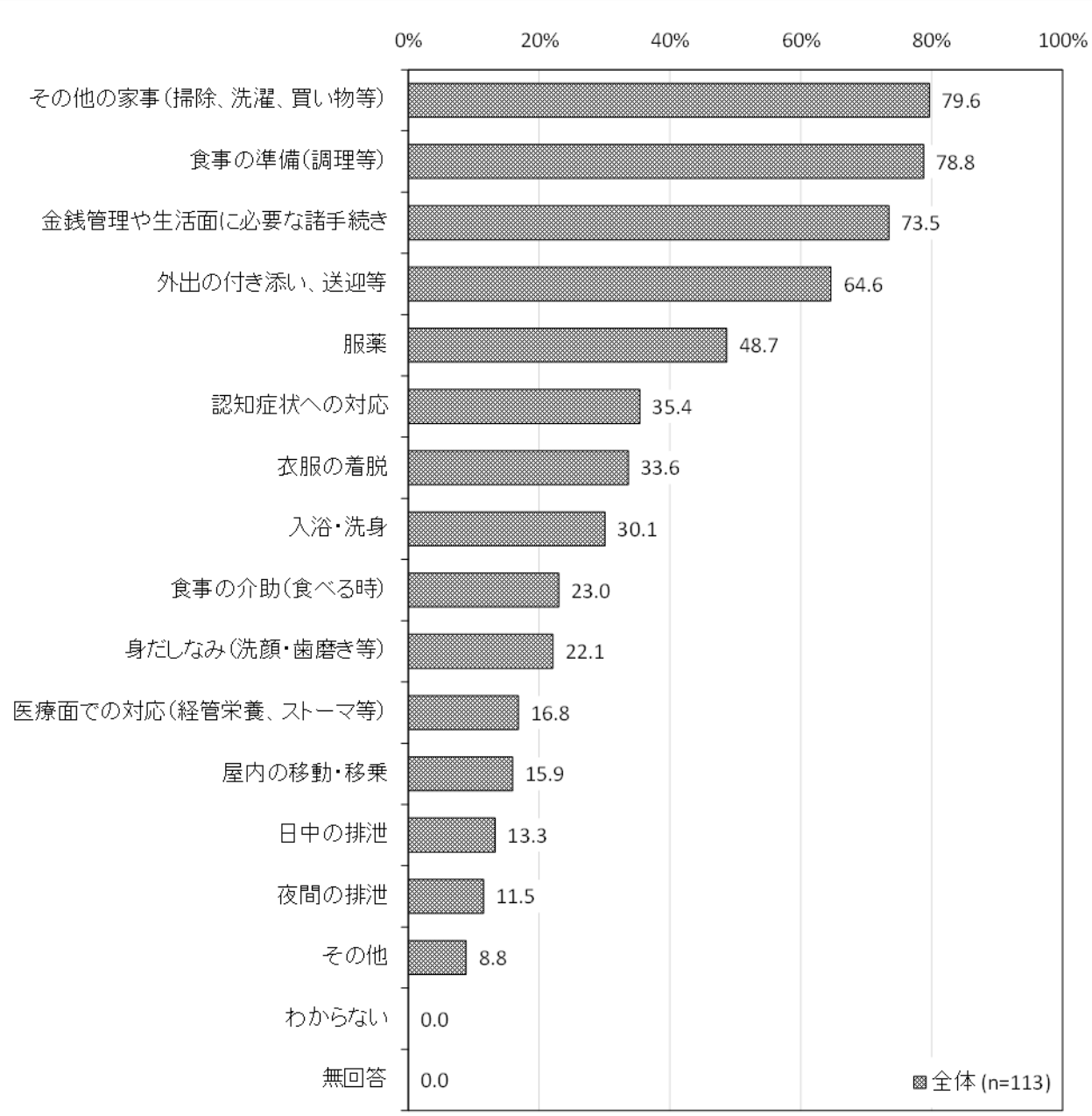

③ 今後の在宅生活を継続していくために必要と感じている支援・サービス

「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が２割で最も多く、「外出同行（通院、買い物など）」、「配食」、「ゴミ出し」が続きます。

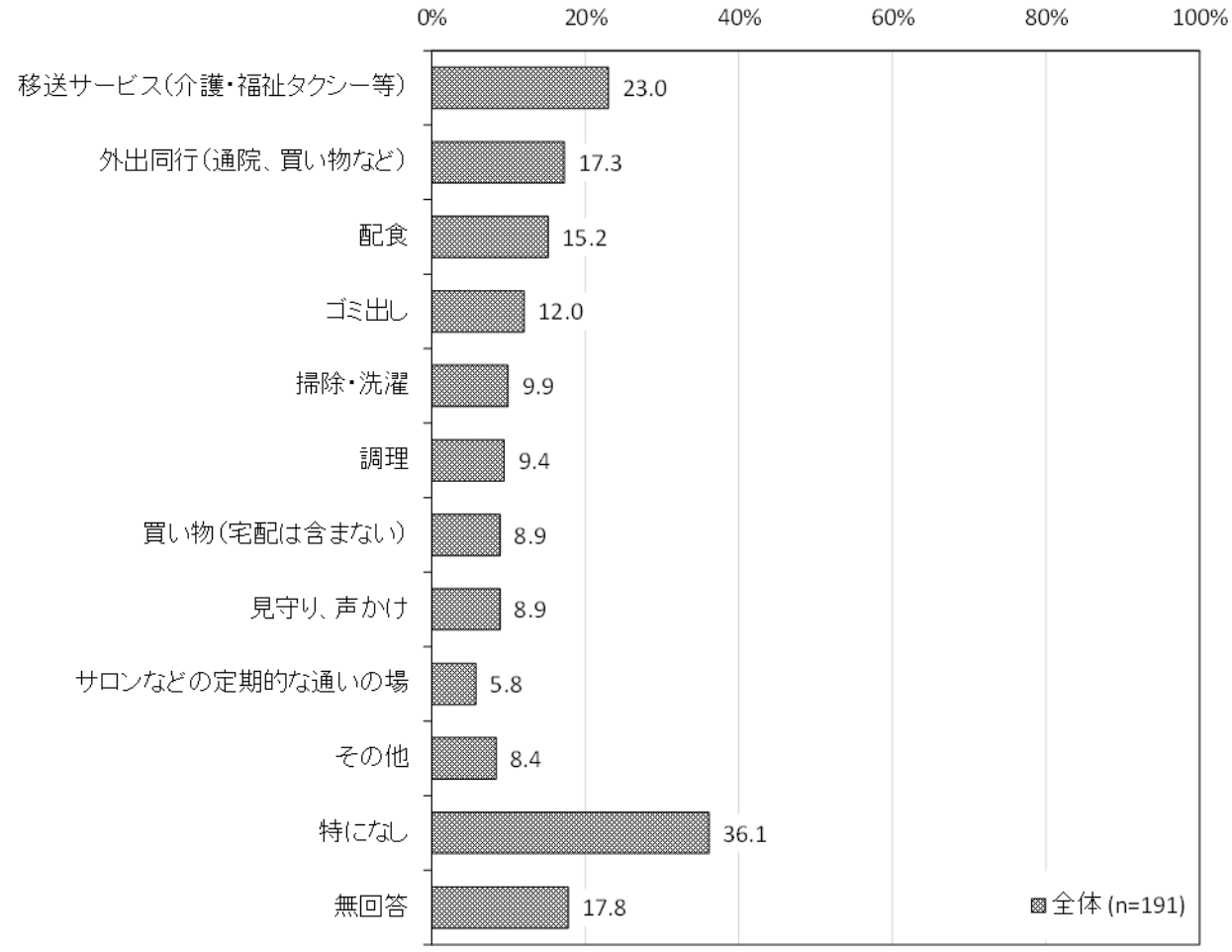

④　現在の生活を継続していくために主な介護者が不安に感じていること

「認知症状への対応」が３割で最も多く、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」、「日中の排泄」が続きます。

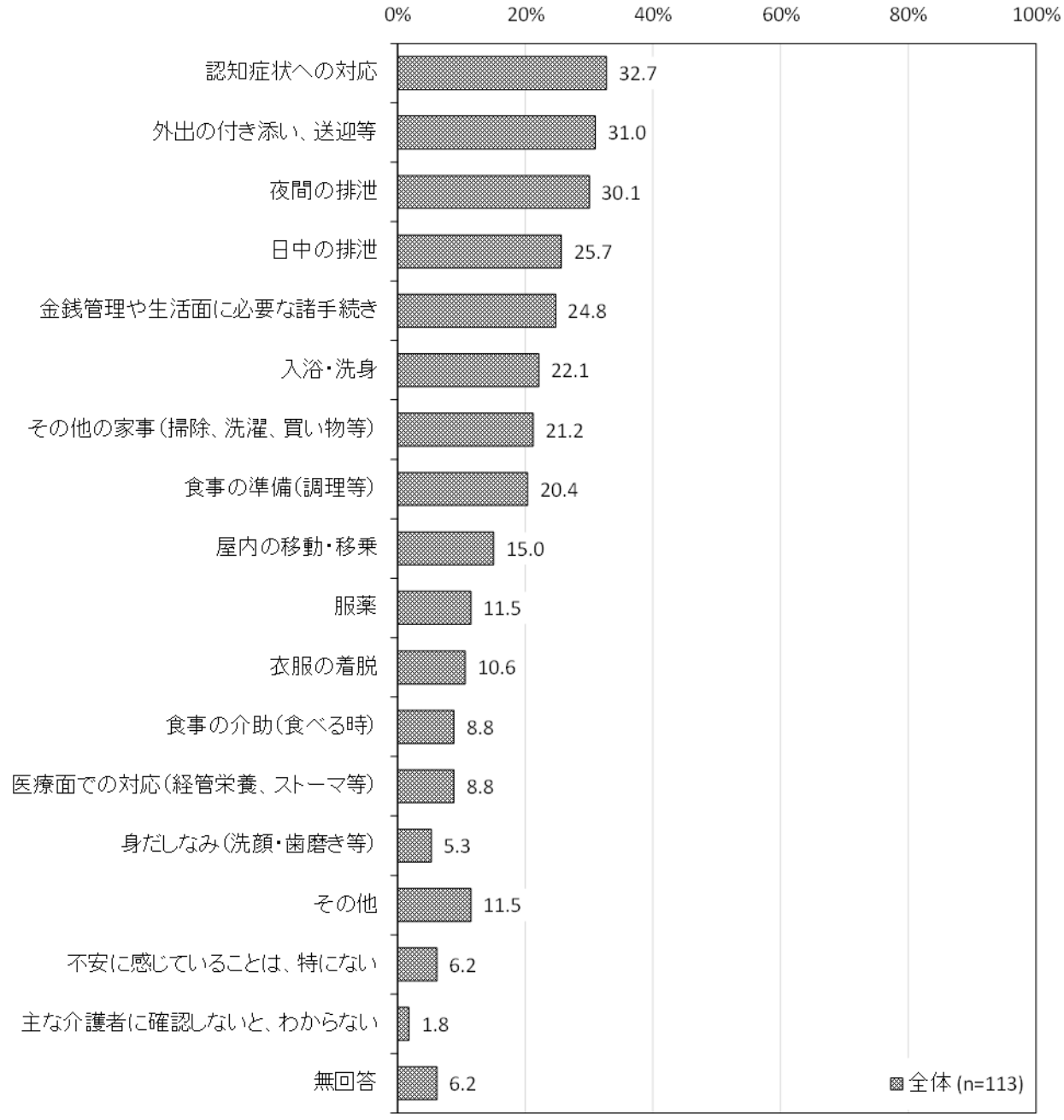

（7）介護保険制度

① 介護保険料

介護保険料の支払い額について、一般高齢者等では、「やや負担である」が５割弱で最も多く、「かなりの負担である」、「妥当な額である」が続きます。

要介護認定者では、「妥当な額である」が４割弱で最も多く、「やや負担である」、「かなりの負担である」が続きます。

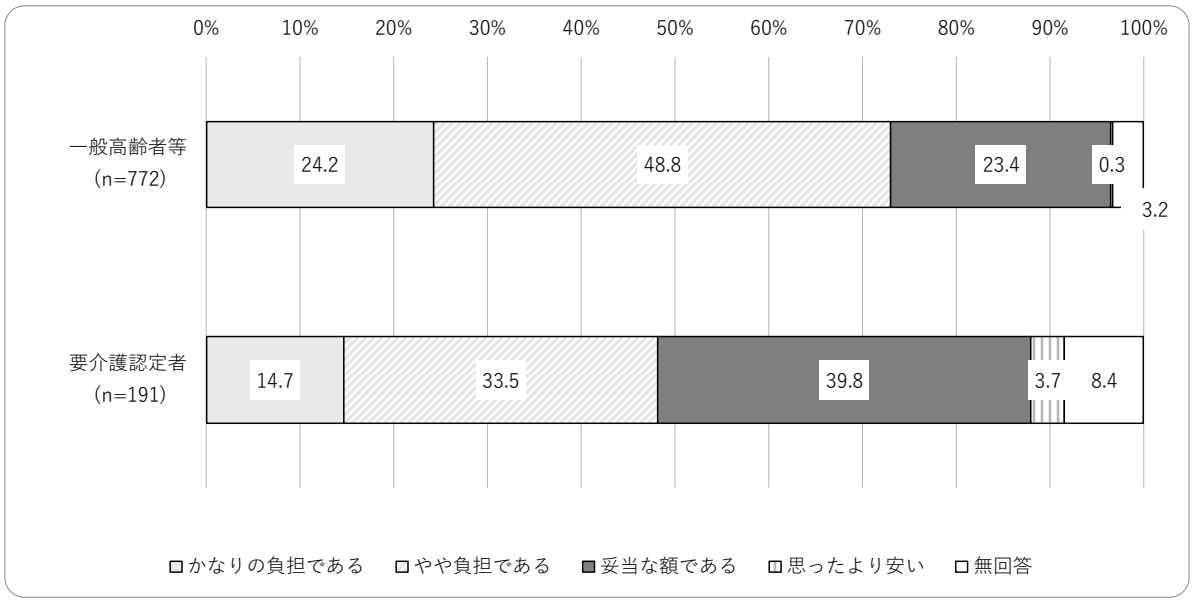

介護保険料と介護保険サービスのあり方について、一般高齢者等では、「保険料も介護サービスも今のままでよい」が４割強で最も多く、要介護認定者でも、「保険料も介護サービスも今のままでよい」が５割半ばで最も多くなっています。

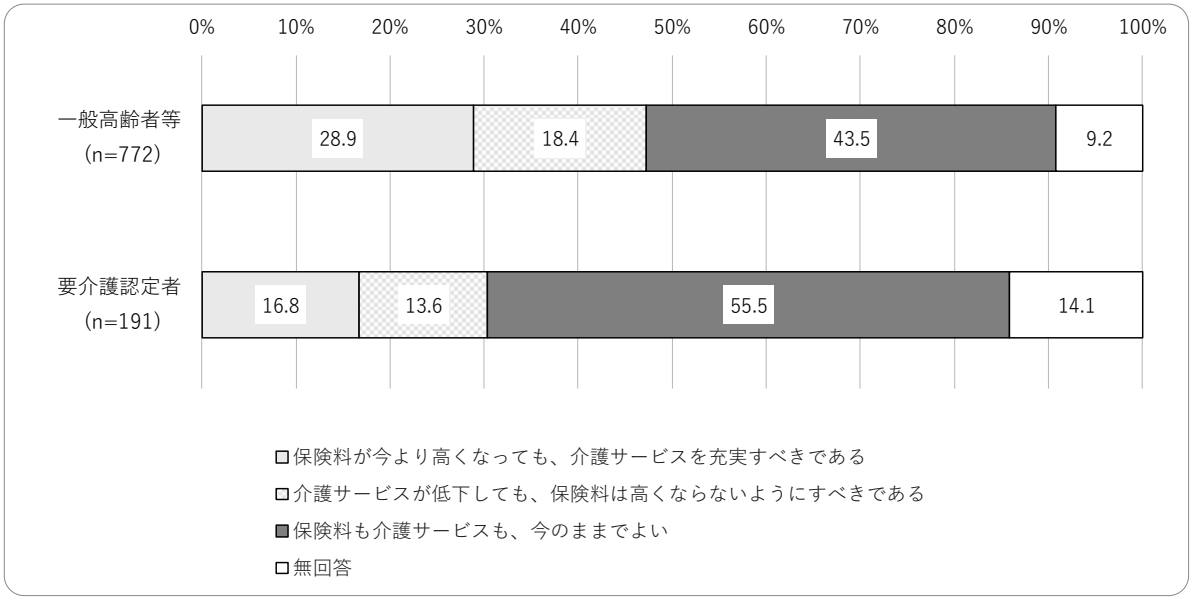

② 介護保険事業に関して町に望むこと

要介護認定者では、「家族等の介護者に対する支援」が４割強で最も多く、「介護保険制度に関するわかりやすい情報の提供」、「低所得者に対する負担軽減策の充実」、「認知症施策の充実」が続いています。

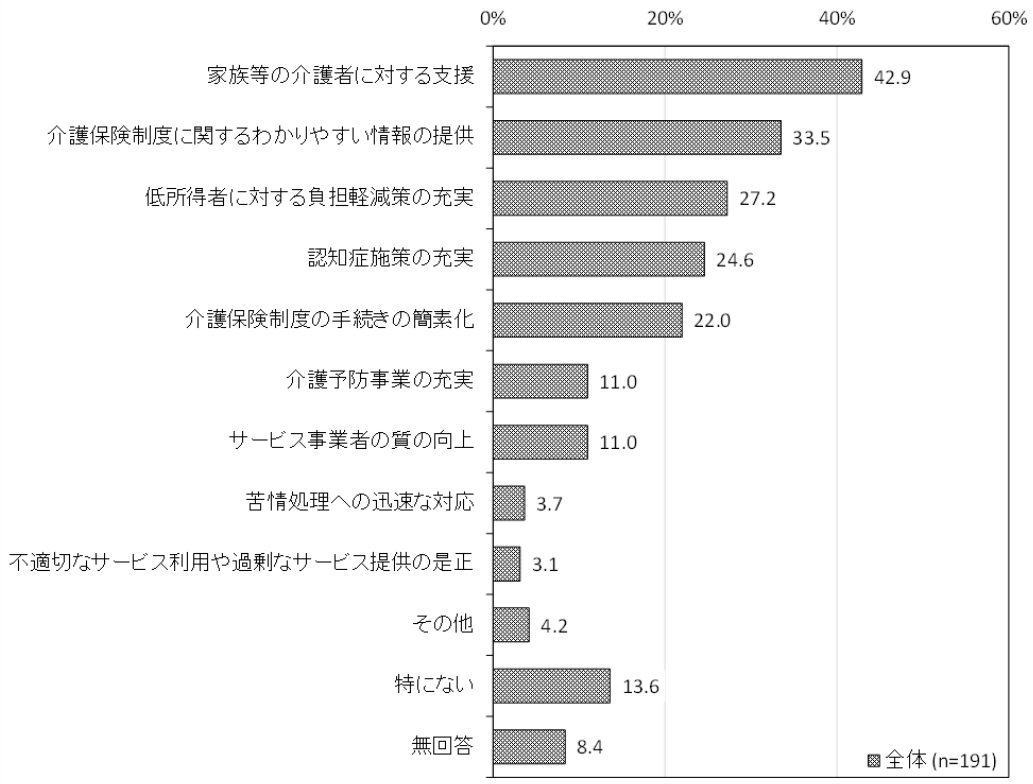

③ 家族構成別からみた施設への入所・入居の検討状況

認定者の中で、施設への「入所・入居は検討していない」では、「１人暮らし」が６割、「夫婦２人暮らし（配偶者65歳以上）」では７割半ばと高い構成比となっています。

単位：%

区分		有効回答数（件）	入所・入居は検討していない	入所・入居を検討している	すでに入所・入居申し込みをしている	無回答
全体		191	63.9	11.5	20.9	3.7
家族構成別	1人暮らし	38	60.5	13.2	21.1	5.3
	夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	50	76.0	10.0	14.0	0.0
	夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	7	57.1	28.6	14.3	0.0
	息子・娘との2世帯	43	58.1	18.6	20.9	2.3
	その他	49	59.2	4.1	30.6	6.1

（8）施策全般

① 情報入手

健康や介護の情報が必要になった場合はどこから手に入れるかについて、一般高齢者等では「町役場の窓口・掲示板」、「地域包括支援センター」、「大磯町のホームページ」など、壮年層では「大磯町のホームページ」、「インターネット」、「町役場の窓口・掲示板」など、要介護認定者では「ケアマネジャー」、「医師・看護師」、「インターネット」などが主なものとなっています。

単位：％

	一般高齢者等(n=772)	壮年層(n=190)	要介護認定者(n=191)
町役場の窓口・掲示板	55.3	38.9	9.9
地域包括支援センター	34.7	36.8	17.8
大磯町のホームページ	28.2	50.0	12.6
医師・看護師	25.0	13.2	20.9
家族・親族	17.9	8.9	13.1
インターネット	17.6	45.3	20.4
ケアマネジャー	17.1	23.7	60.7
町の広報誌	15.8	8.9	12.6
社会福祉協議会	11.0	5.8	3.7
近所の人や知人	10.4	7.4	14.7
民生委員	9.5	2.6	3.1
病院	9.5	8.4	8.9
その他の介護サービス従事者	6.7	6.3	8.4
新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	2.7	1.6	9.9
その他	0.8	1.1	1.6
特にない	0.8	0.5	3.7
無回答	1.7	0.0	5.2

② 相談相手

健康や介護のことで困ったとき、誰に相談するか、誰に相談したいと思うかについて、一般高齢者等では「町役場の担当者」、「家族・親族」、「医師・看護師」など、壮年層では「町役場の担当者」、「地域包括支援センターの職員」、「ケアマネジャー」など、要介護認定者では「ケアマネジャー」、「医師・看護師」、「家族・親族」などとなっています。

単位：％

	一般高齢者等（n=772）	壮年層（n=190）	要介護認定者(n=191)
町役場の担当者	59.5	54.7	24.6
家族・親族	48.3	42.1	33.5
医師・看護師	38.6	27.9	42.4
地域包括支援センターの職員	37.6	42.6	18.8
ケアマネジャー	28.8	42.6	71.7
近所の人や知人	12.8	10.5	7.9
社会福祉協議会の職員	12.0	8.4	4.7
民生委員	11.5	5.8	5.2
医療ソーシャルワーカー	10.6	13.7	6.3
その他の介護サービス従事者	10.2	14.2	12.6
特にない	2.2	5.8	1.0
その他	0.5	0.5	2.6
無回答	3.2	0.0	6.3

③ 町に充実を望む高齢者施策

町に対してどのような高齢者施策の充実を望むかについて、一般高齢者等、壮年層、要介護認定者の全体をとおして、「一人暮らし高齢者に対する援助」、「在宅介護サービス」、「日常生活（買い物等）に必要となる移動手段の確保」、「家族等の介護者に対する支援」、「日常生活支援サービス」が主なものとなっており、一般高齢者等、壮年層では「一人暮らし高齢者に対する援助」、要介護認定者では「家族等の介護者に対する支援」の割合が高くなっています。また、壮年層では「就労支援」の充実を望む方の割合が高くなっています。

単位：%

	一般高齢者等 (n=772)	壮年層 (n=190)	要介護認定者 (n=191)
一人暮らし高齢者に対する援助	58.2	56.3	39.3
在宅介護サービス	36.9	36.8	27.7
日常生活（買い物等）に必要となる移動手段の確保	34.8	31.6	-
家族等の介護者に対する支援	32.8	31.6	39.8
日常生活支援サービス	27.1	35.8	24.1
健康づくり	25.0	27.9	11.0
介護保険施設の整備	24.4	32.1	23.0
社会保障(年金、健康保険等)	22.7	27.9	22.5
福祉や生活にかかわる相談体制の整備	20.3	23.7	14.1
認知症予防施策	19.7	14.2	18.8
高齢者が気楽に集まることのできる場の提供	18.3	10.5	17.3
介護予防施策	16.5	16.3	14.7
生涯学習・スポーツなどの生きがい施策	15.9	16.3	9.4
災害・救急支援	13.7	10.5	12.6
住まいや街づくりの環境整備（バリアフリー化）	13.7	14.7	12.6
ボランティア･地域活動等の社会活動の支援	11.1	6.8	10.5
就労支援	9.8	33.2	8.9
終活支援	9.2	8.4	11.0
防犯・消費者保護	8.2	8.9	8.9
交通安全	3.4	2.6	19.9
高齢者の虐待等権利擁護対策	2.1	1.1	2.6
敬老事業	0.8	0.5	1.0
その他	1.8	2.1	2.1
特にない	1.9	1.1	5.2
無回答	3.4	0.0	6.3

４　大磯町高齢者福祉計画策定等委員会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号。以下「条例」という。）第２条の規定により設置された大磯町高齢者福祉計画策定等委員会（以下「委員会」という。）について、条例第３条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の８の規定に基づく大磯町老人福祉計画及び介護保険法（平成９年法律第123号）第117条第１項の規定に基づく大磯町介護保険事業計画（以下これらを「計画」という。）の策定に関わる調査研究に関すること。

⑵　計画の策定の進捗管理に関すること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、計画の策定及び進行管理のために必要な事項に関すること。

（委員）

第３条　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命するものとする。

⑴　学識経験者

⑵　中郡医師会大磯班が推薦する者

⑶　湘南ウエスト大磯二宮介護保険事業者連絡会が推薦する者

⑷　大磯町社会福祉協議会が推薦する者

⑸　大磯町地域包括支援センターが推薦する者

⑹　大磯町老人クラブ連合会が推薦する者

⑺　公募町民

⑻　平塚保健福祉事務所が推薦する者

⑼　町職員

⑽　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中に新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見等の聴取）

第７条　委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（会議の招集の特例）

第８条　委員の任期満了後に開く最初の会議の招集は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が行う。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、高齢者福祉計画策定主管課において処理する。

（委任）

第10条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成26年４月1日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行後、最初に開く会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。

5　大磯町高齢者福祉計画策定等委員会名簿

後日修正

６　計画策定の経過

後日修正

7　用語集

後日修正

大磯町高齢者福祉計画・第十期大磯町介護保険事業計画・
大磯町認知症施策推進計画

2027（令和９）年３月

発　行　大磯町
〒255-8555
神奈川県中郡大磯町東小磯 183
電　話　0463-61-4100
ＦＡＸ　0463-61-6002
編　集　大磯町町民福祉部福祉課